

山陵の復古と精忠

187  
513x



Kodak Gray Scale



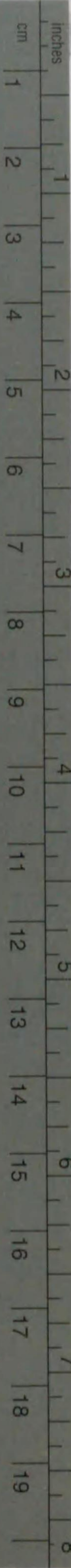
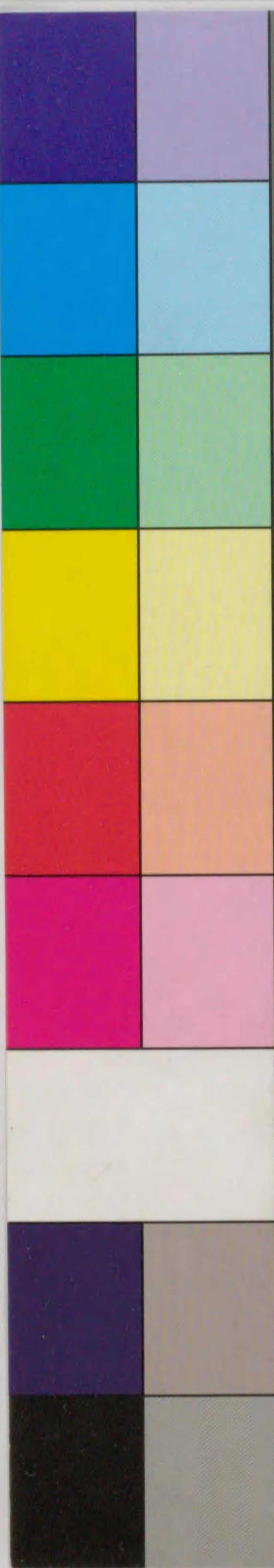
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



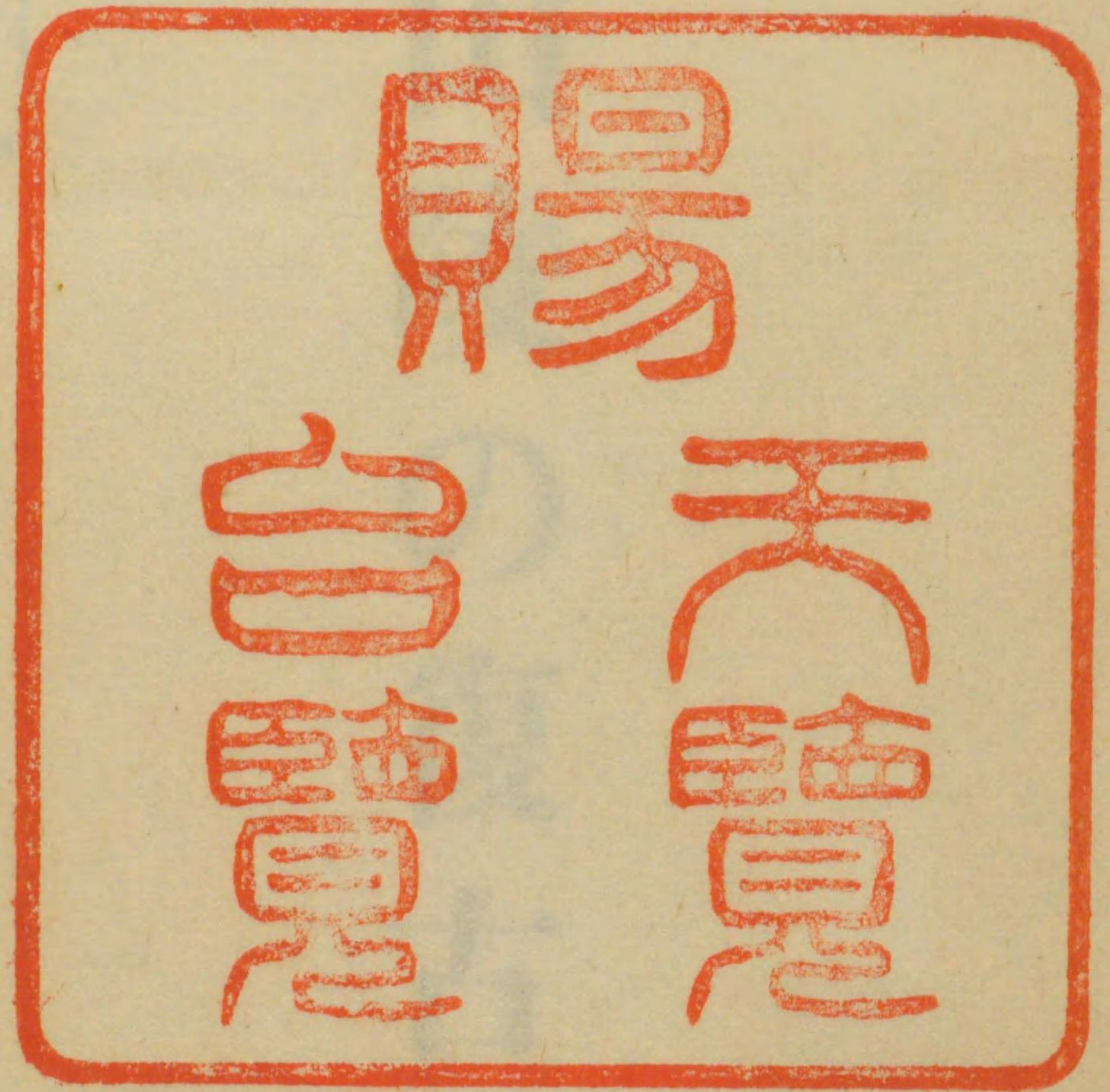
Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black





昭13  
A  
501





松田源治文庫

山陵の復古と精忠

8082208



187  
513x

山梨県立中央図書館蔵

忠  
不履者大乎  
之所載人之  
王之所履地  
忠  
善治題詞

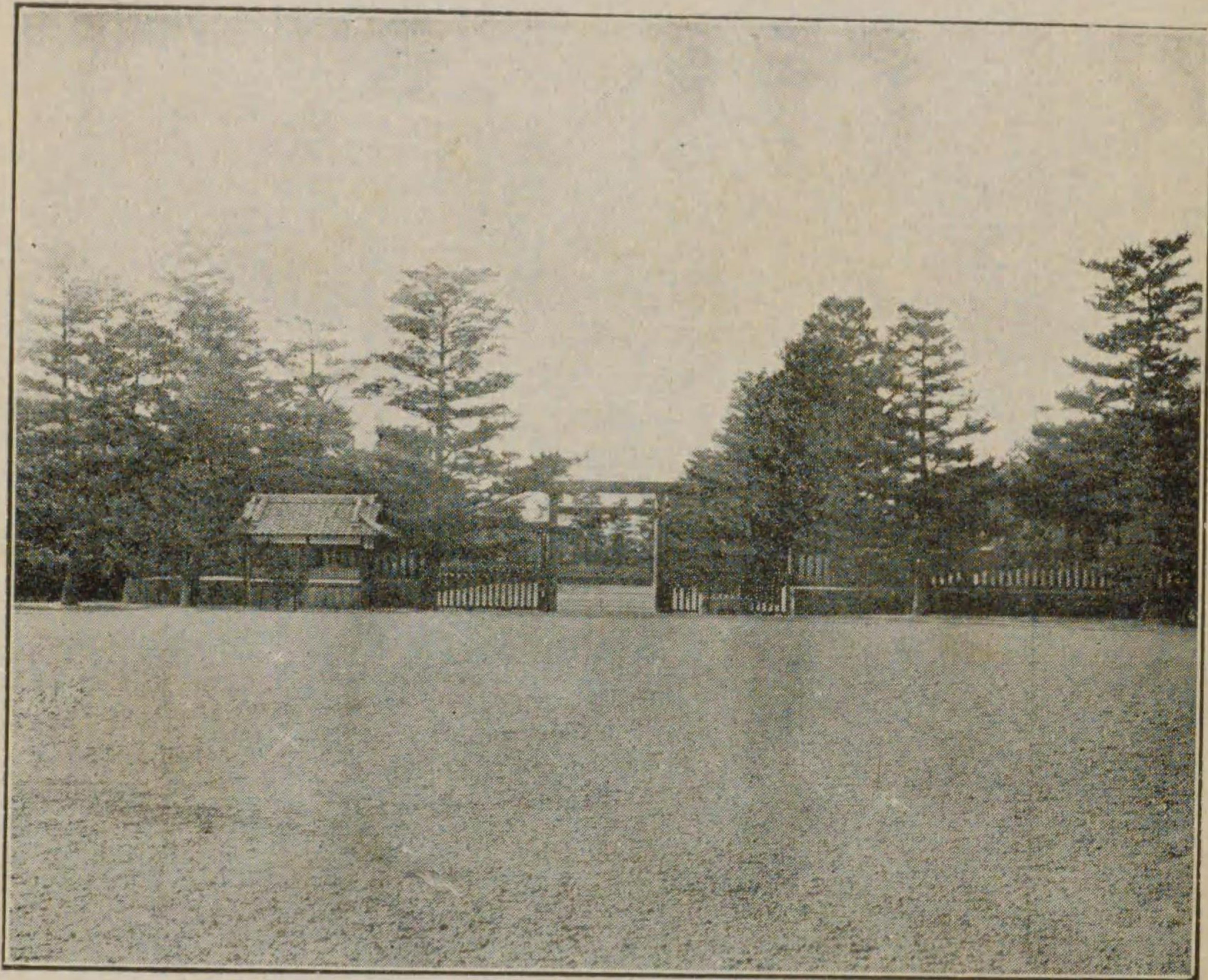
臣大内宮木一

山梨の真  
忠



80W57709





(代現) 陵北東山傍畝

ア場廣ノ砂白ニ前テシニ門明神ハ門御ニ示ヲ門外御  
 二百西東ハテシト廓外ニ在ニ内ノ壘土ハ所拜御ニリ  
 。リナ垣玉ノ石ノ間五十九北南ニ間五十

時上山段ニ園不言  
 昔有有言吾兄  
 勤王將神靈臨ノ  
 果以日月去古所  
 金抄上人抄ノ  
 徳富貴族院議員

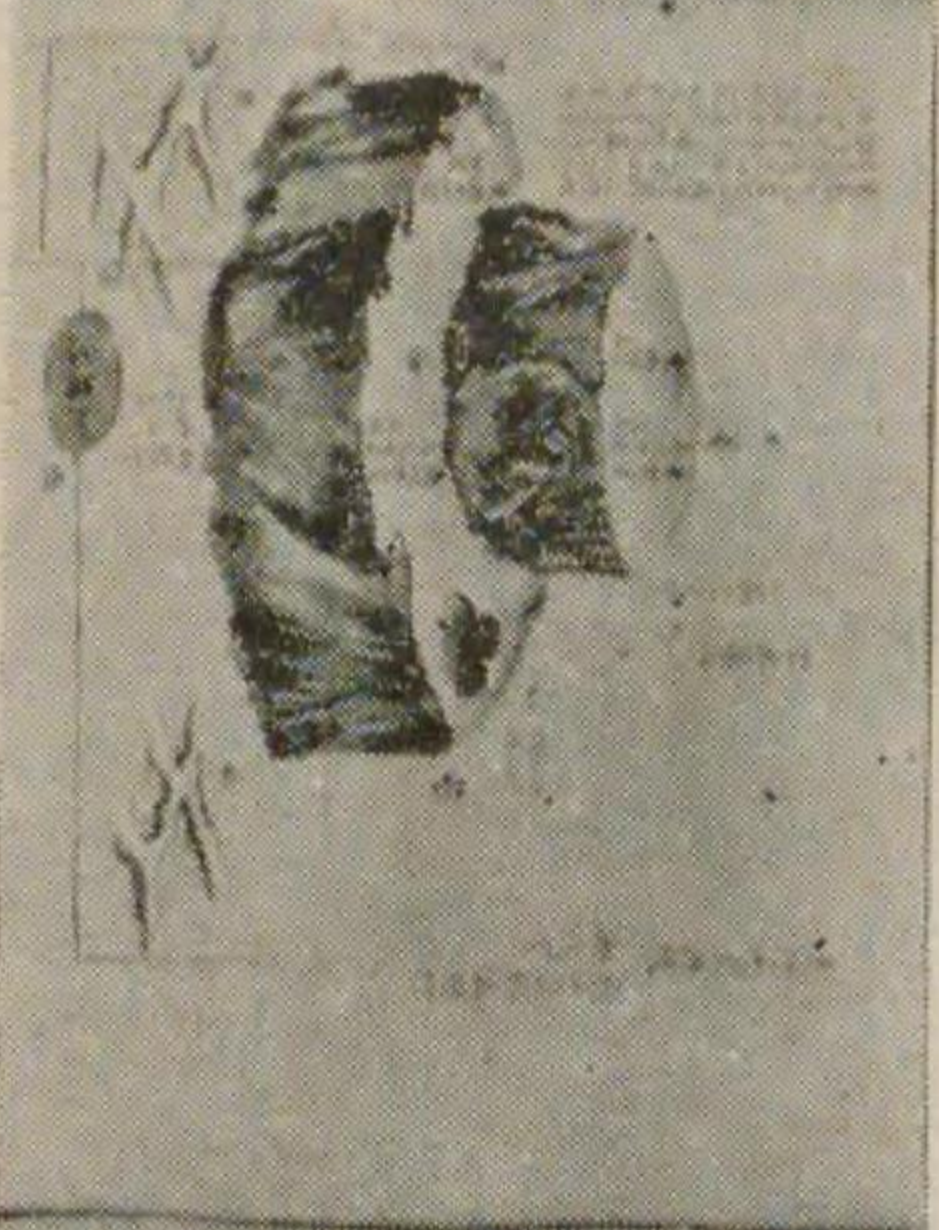
員 議 院 族 貴 富 徳



務成



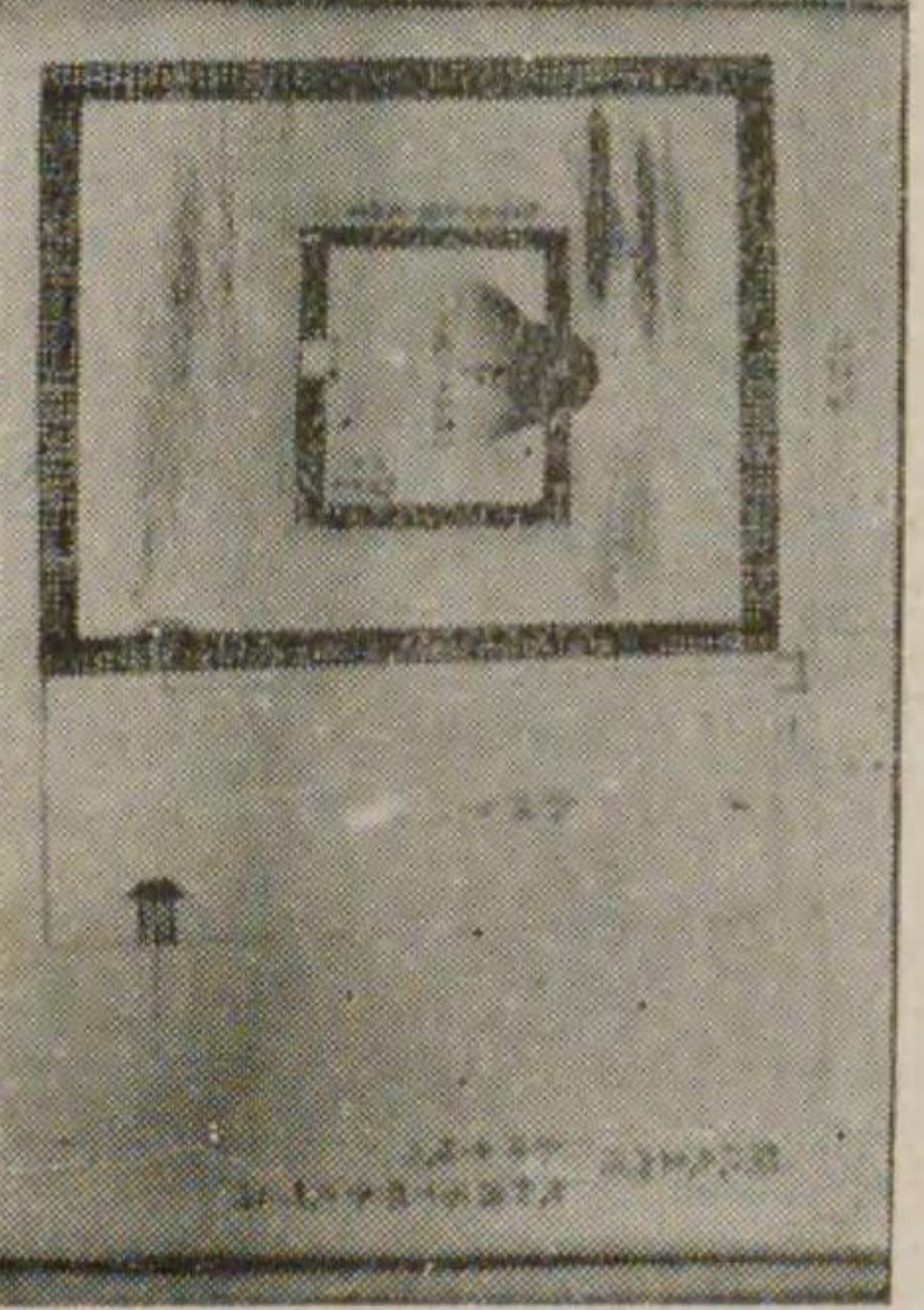
行景



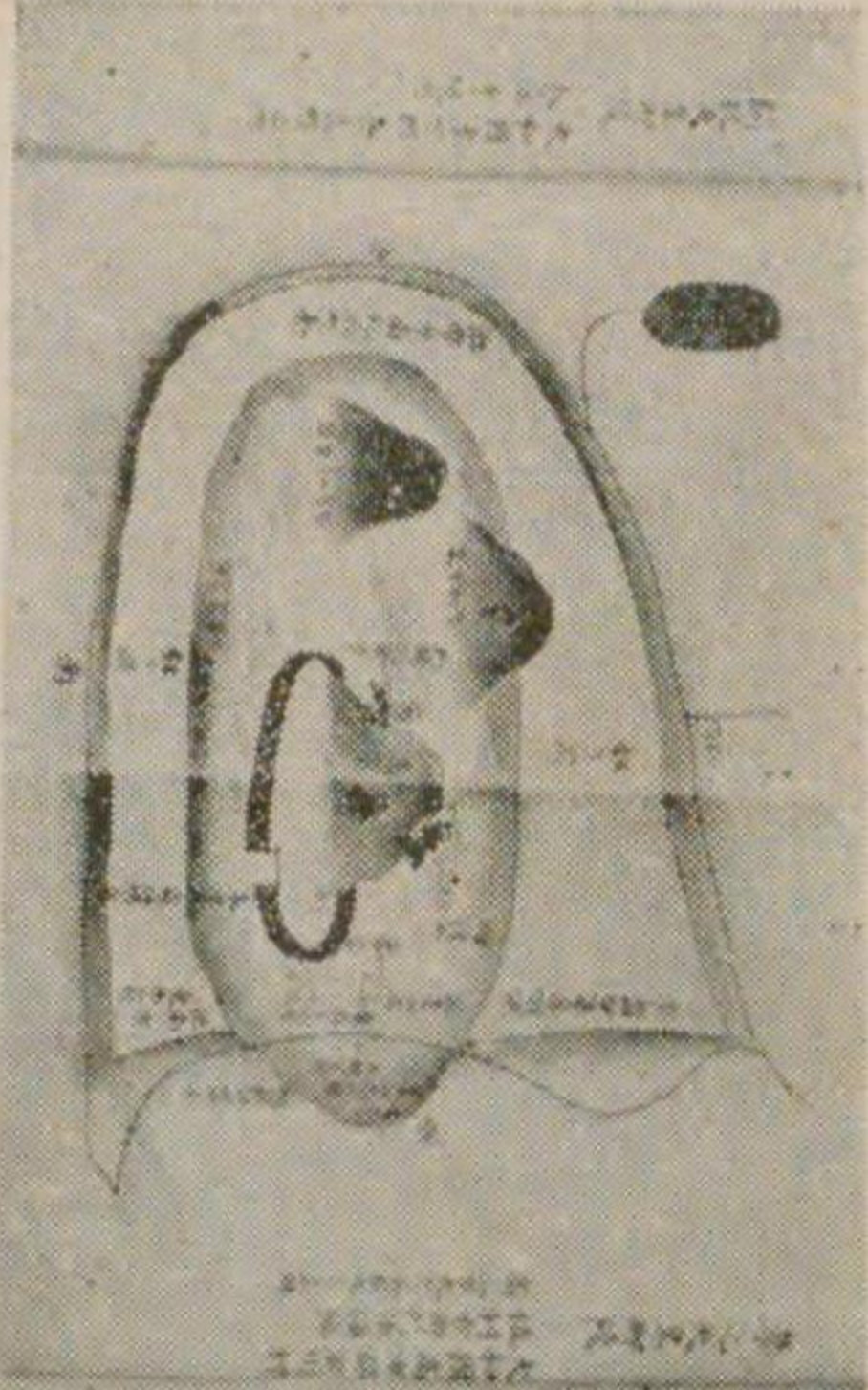
仁垂



花開



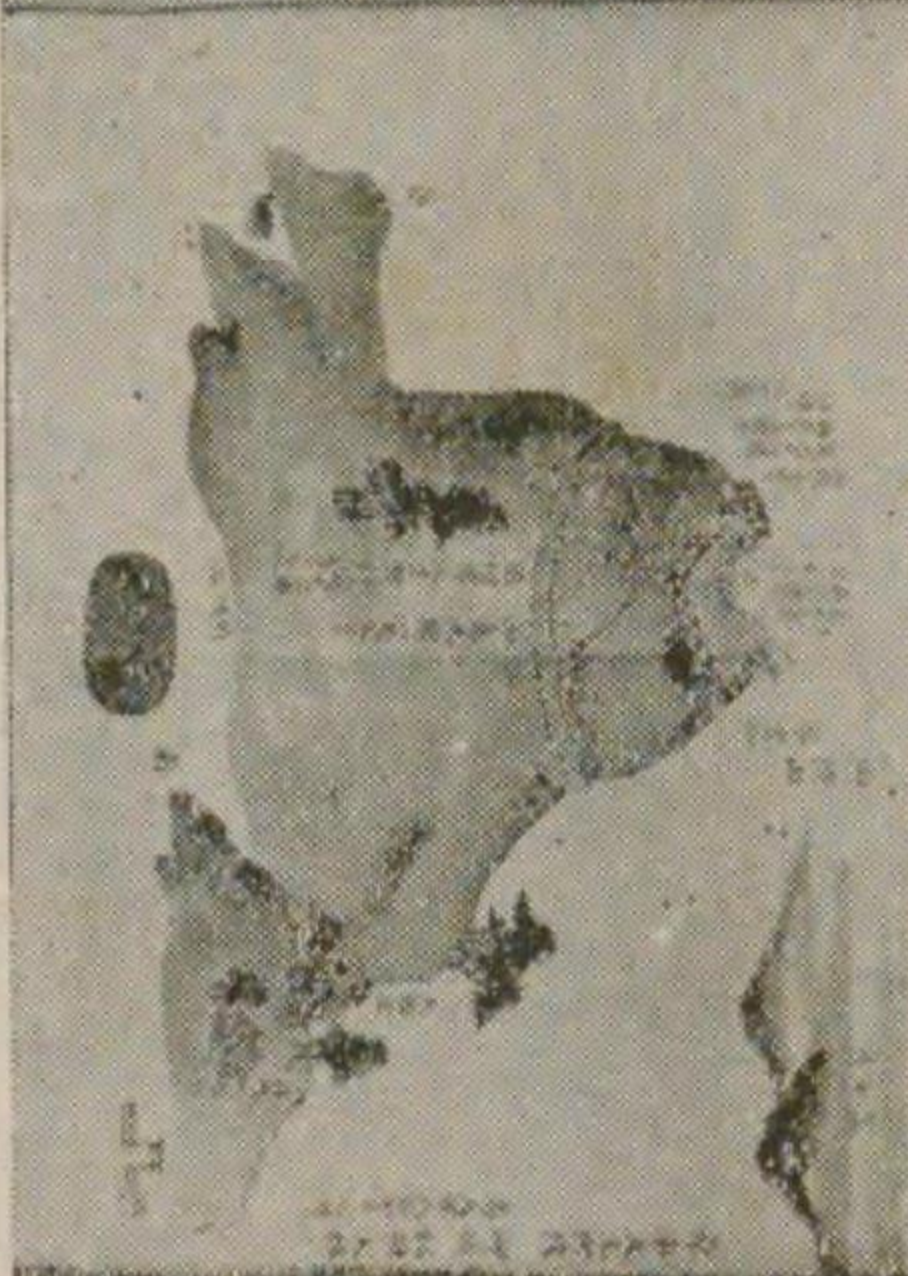
元孝



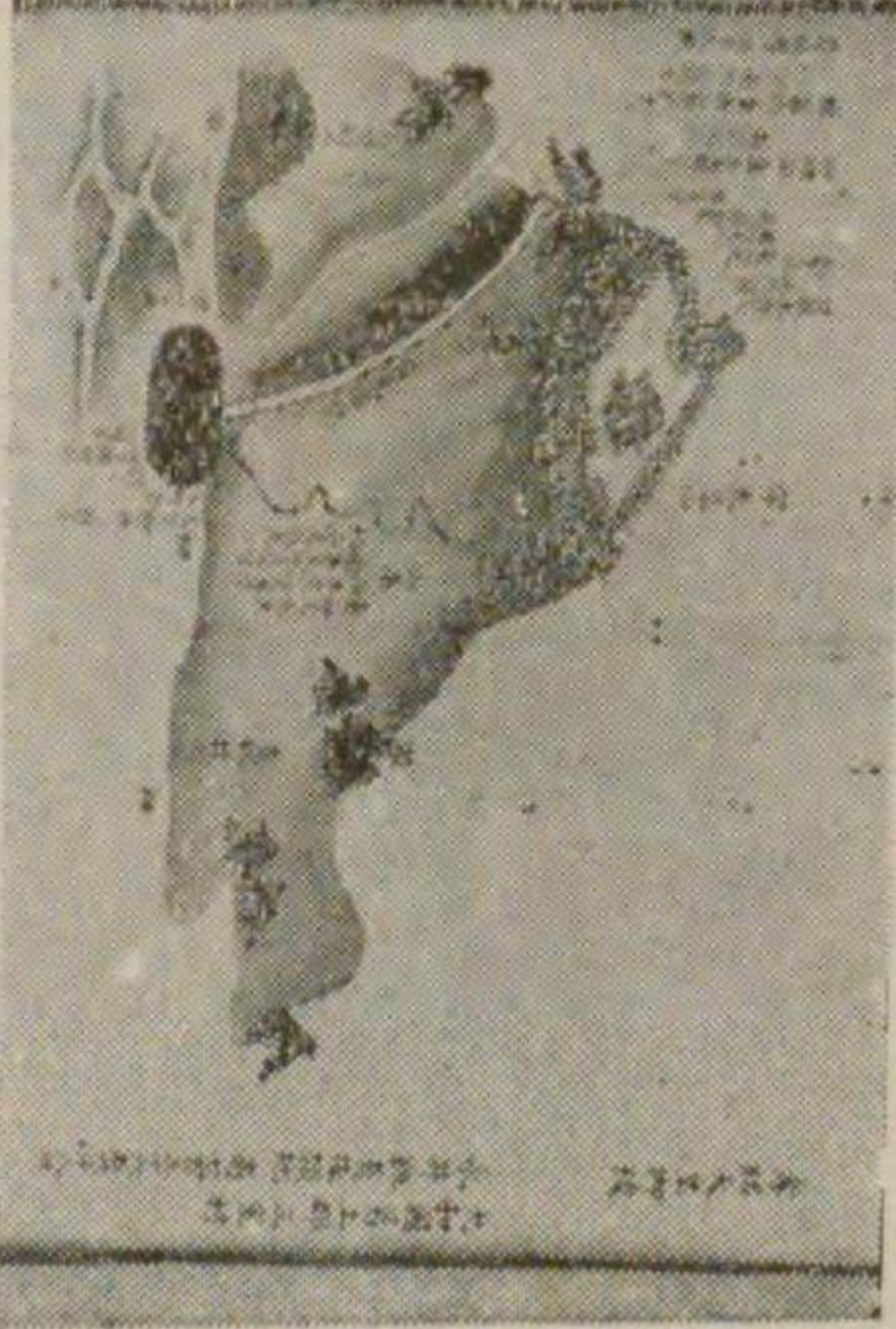
靈孝



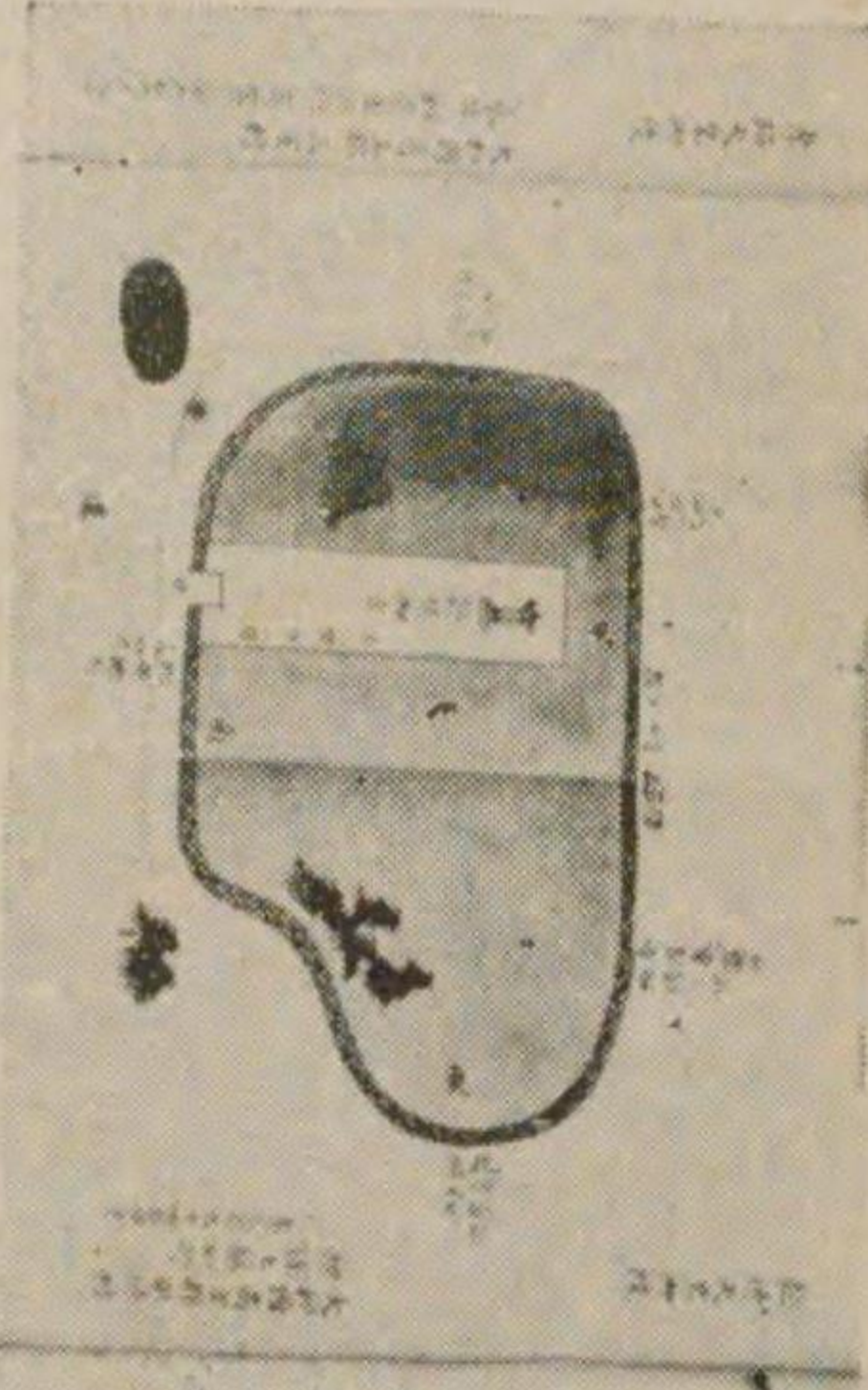
安孝



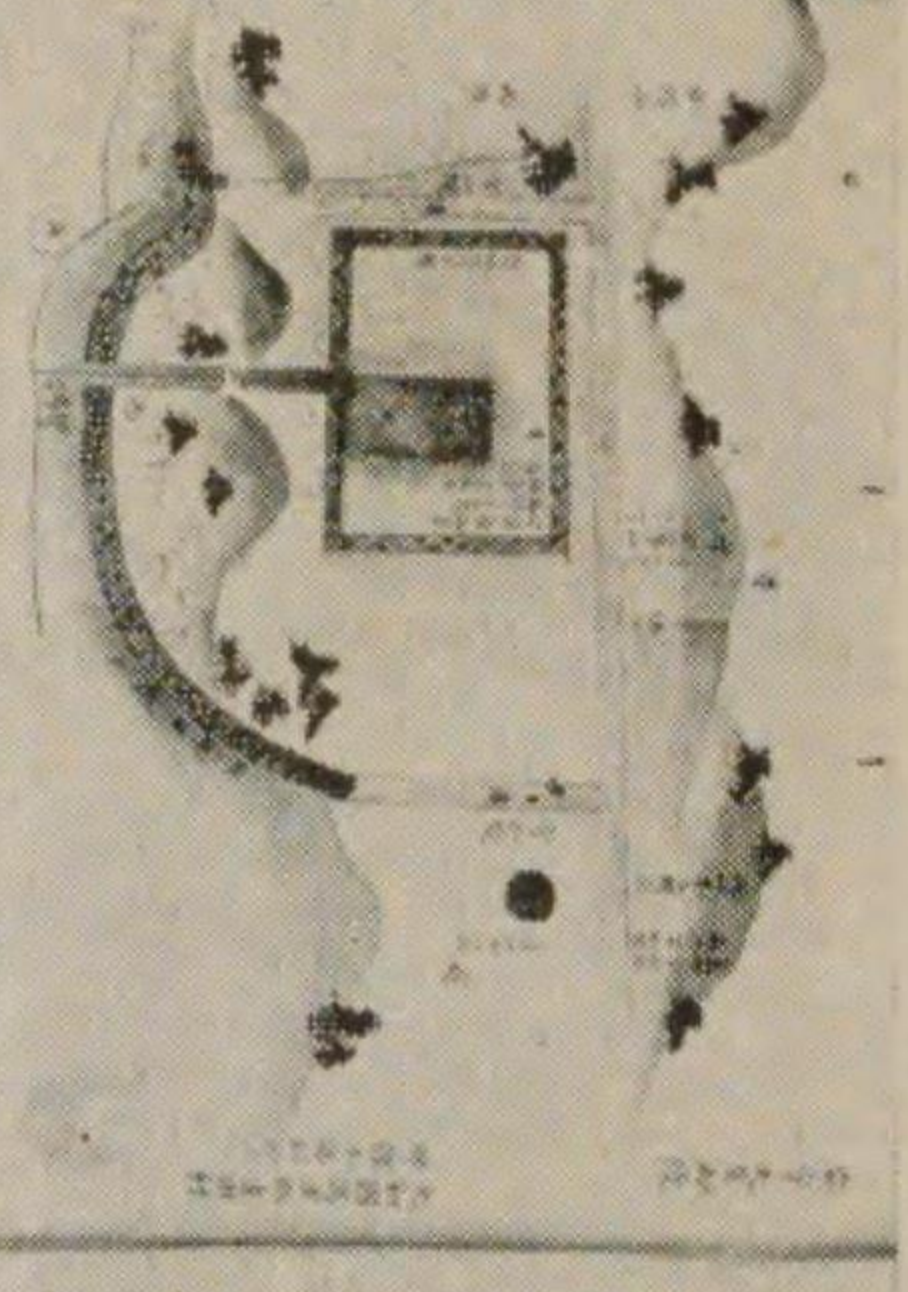
昭孝



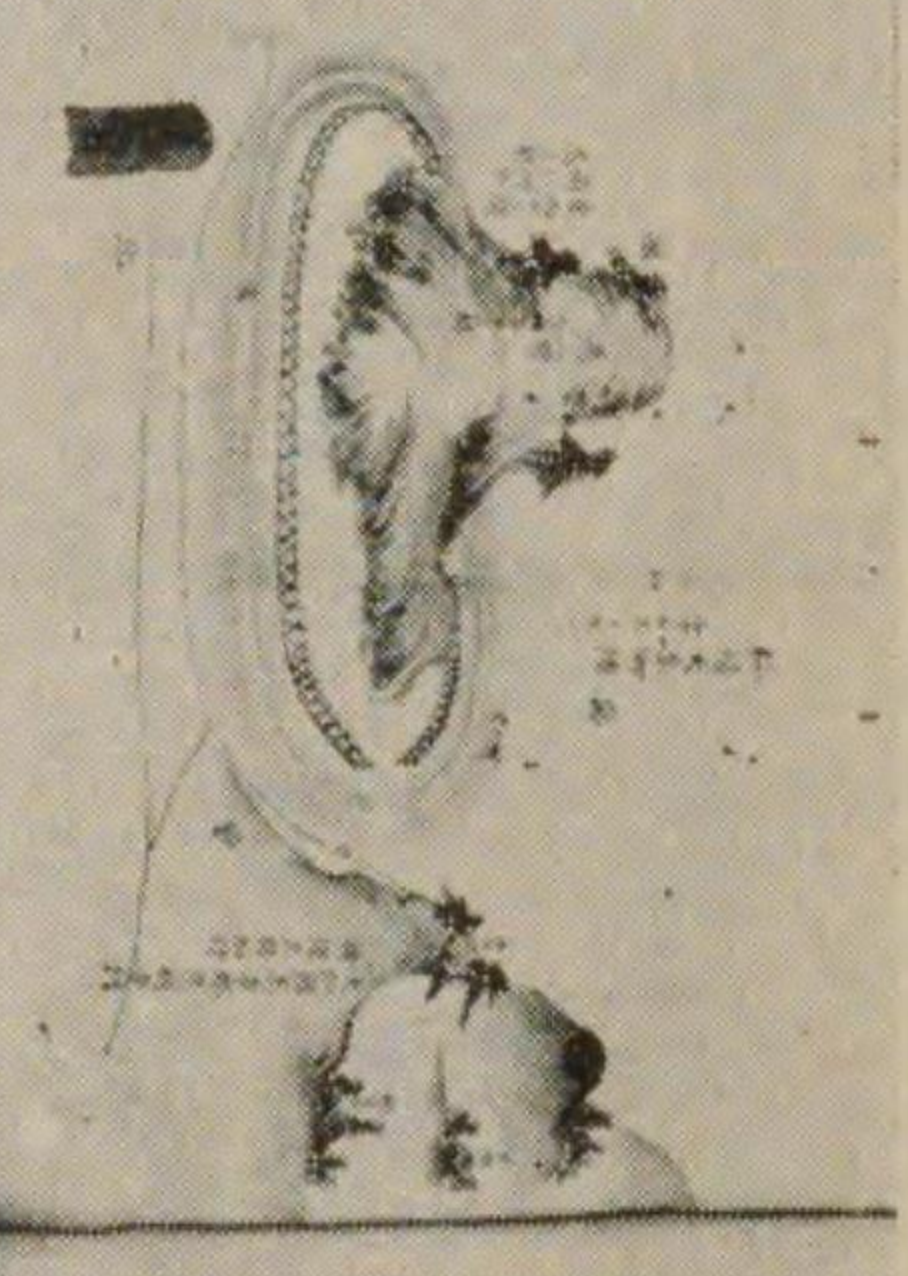
德懿



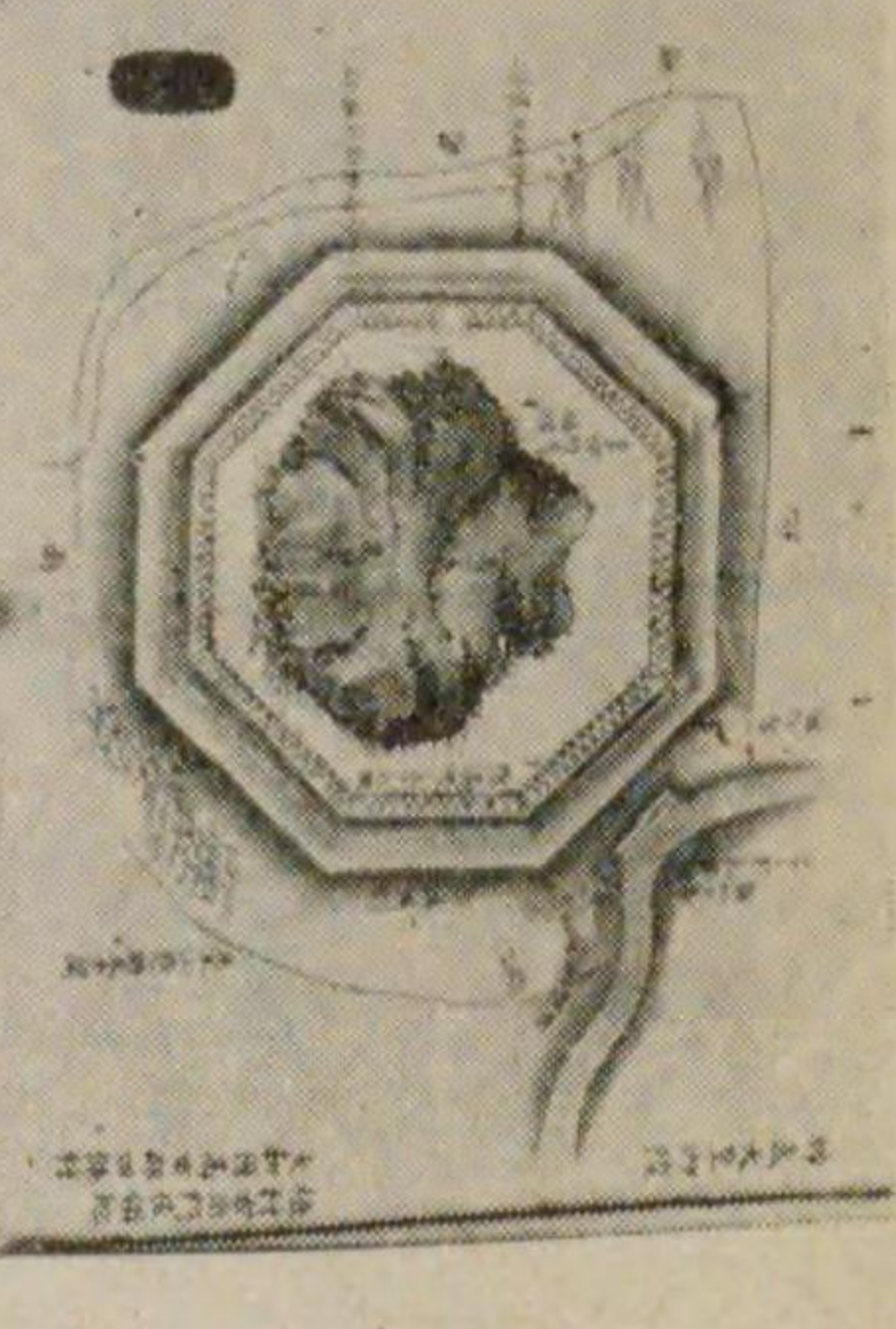
學安



靖綏

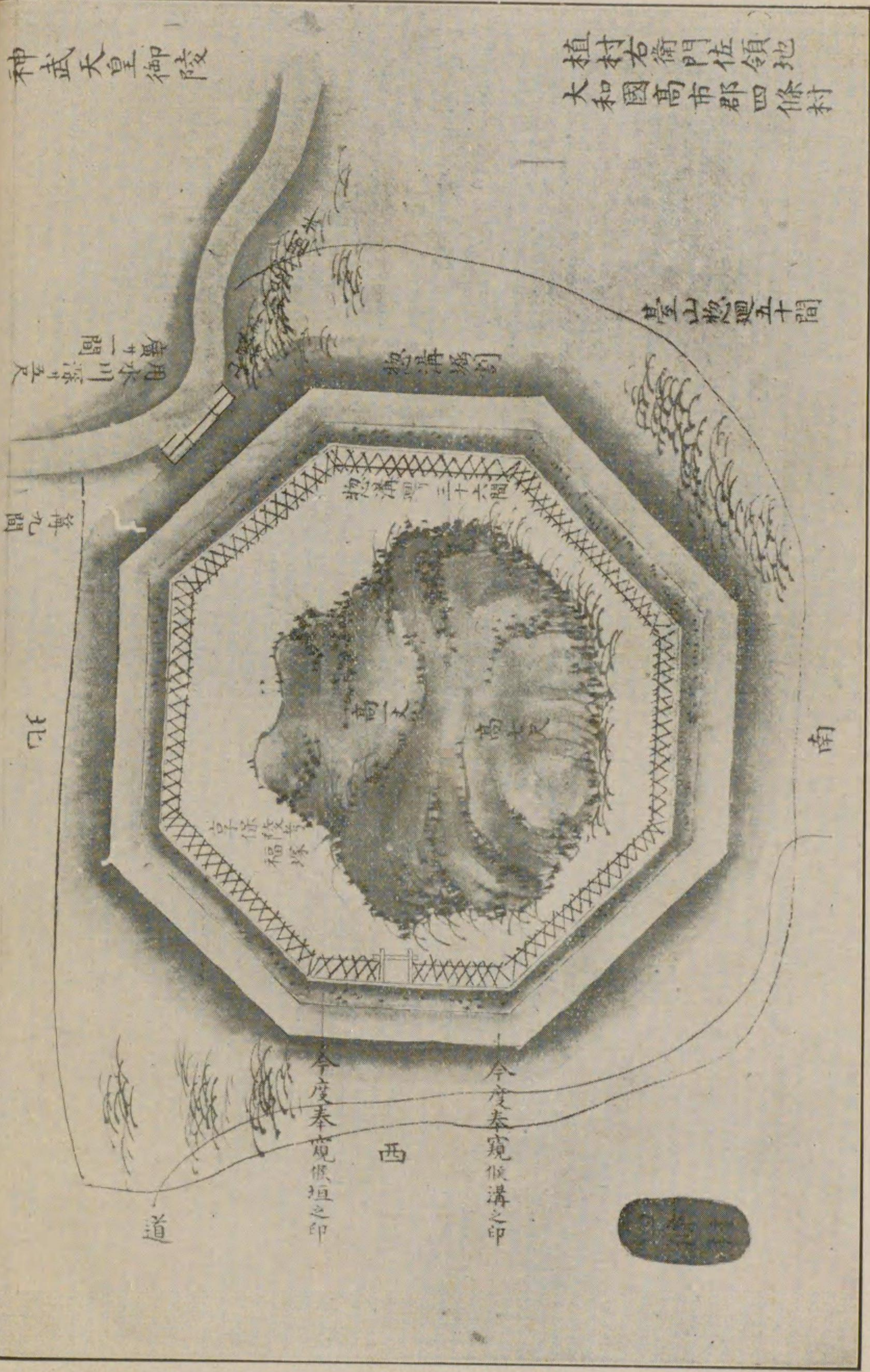


武神



(代時祿元)

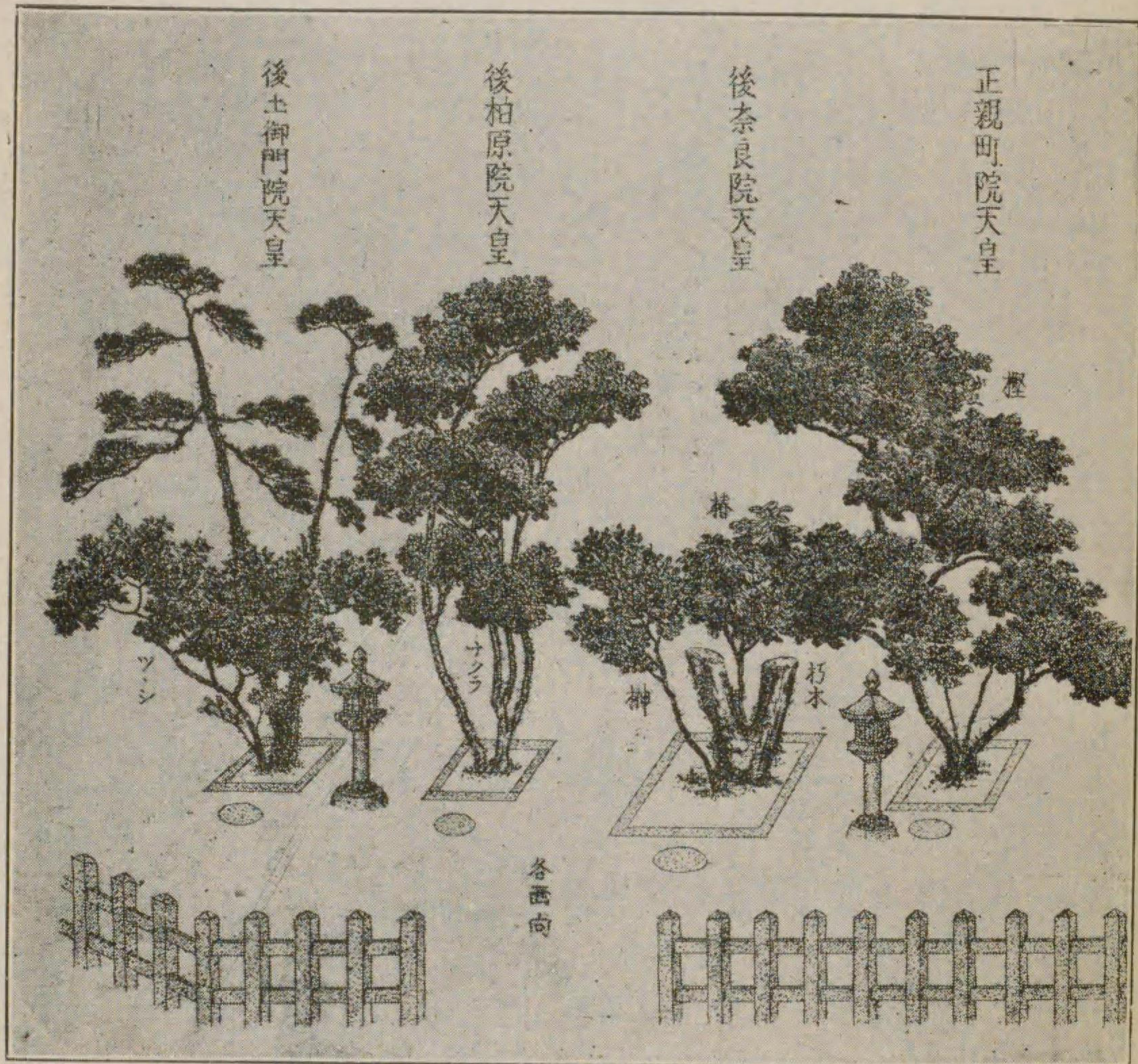
諸陵圖



神武天皇御陵圖

(元祿時代一例)





(代時永嘉) 圖陵御草深



(例一ノ代時祿元) 圖陵御皇天武神

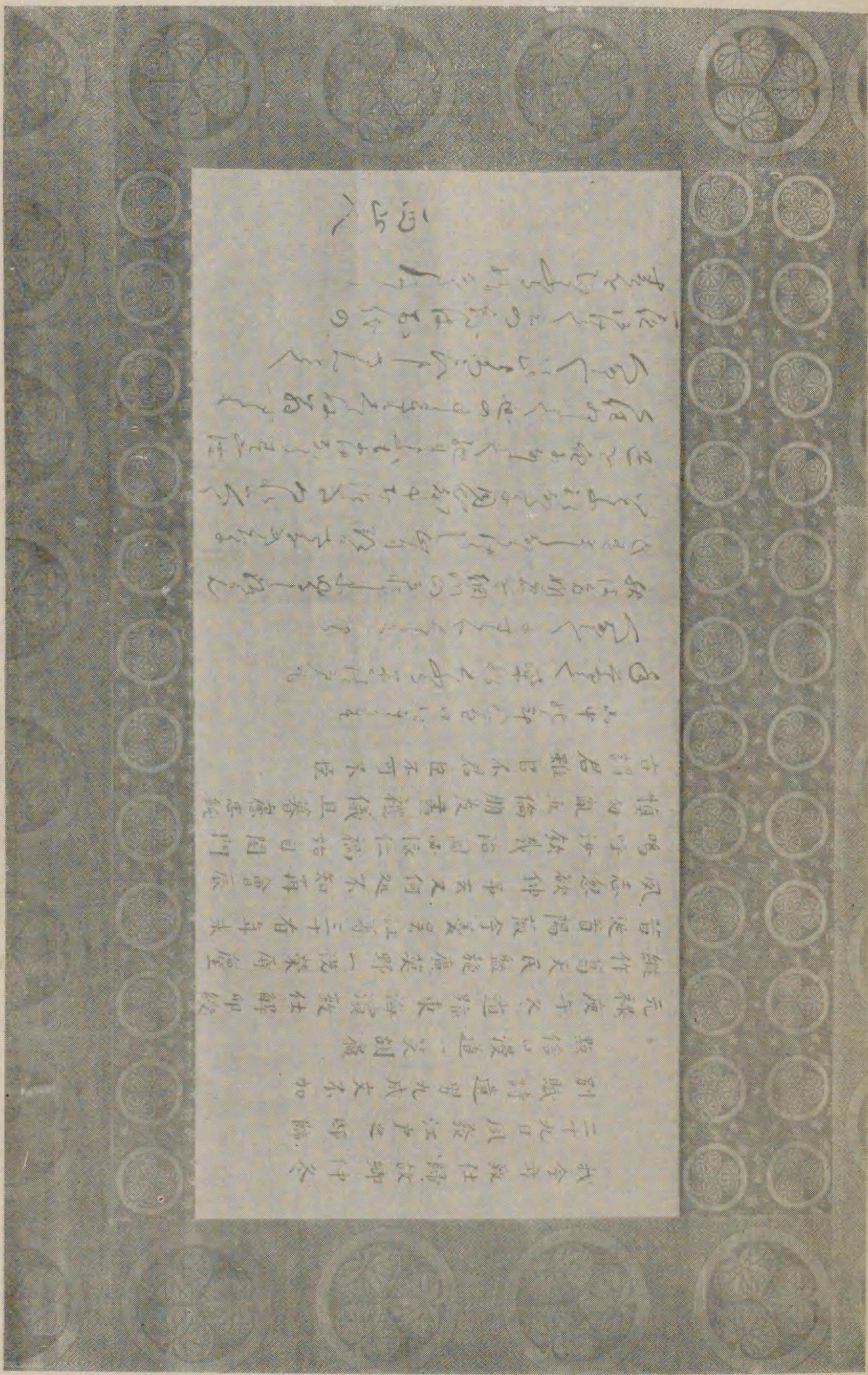


攝	齒	養	其	太	曠	大
十	冬	者	所	上	之	倭
三	十	五	也	天	官	國
日	二	年		皇	駁	倭
乙	日	歲		之	字	上
酉	愛	次		陵	八	郡
癸	酉	辛		是	州	平

猶山東陵碑今移在奈良坂春日祠傍者剝蝕幾無  
 字焉近幸得舊拓之本以上木而流于世云  
 攝津池田 山川正宣謹識



(木上宣正川山) 碑陵東山猶



公 義 戶 水



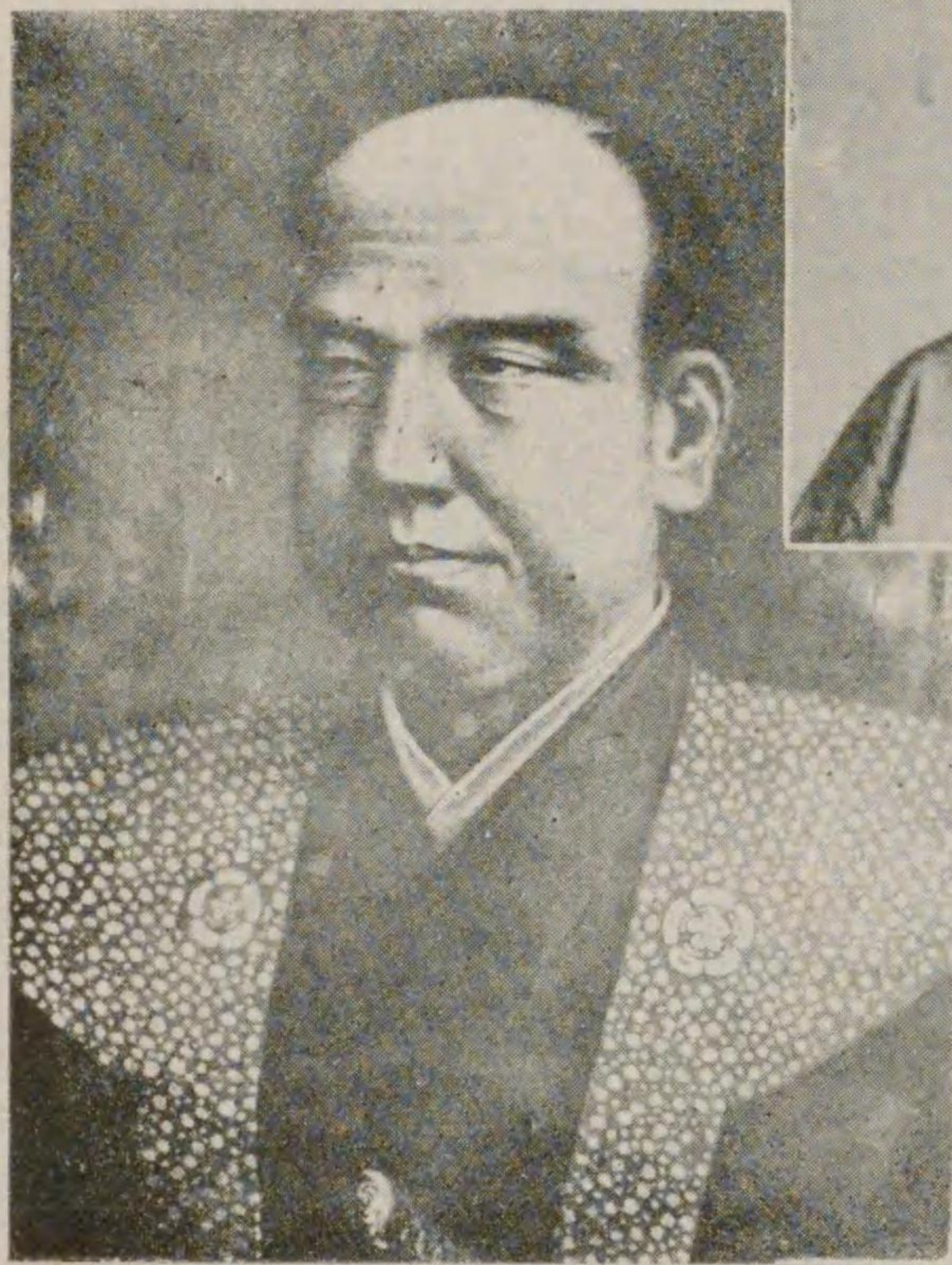
香  
 燈伴綺夢藍  
 子規歎滿庭  
 春在天涯月  
 長

德川光圀筆



水戸烈公少壯時像





平 君 生 蒲



昭 齊 川 徳



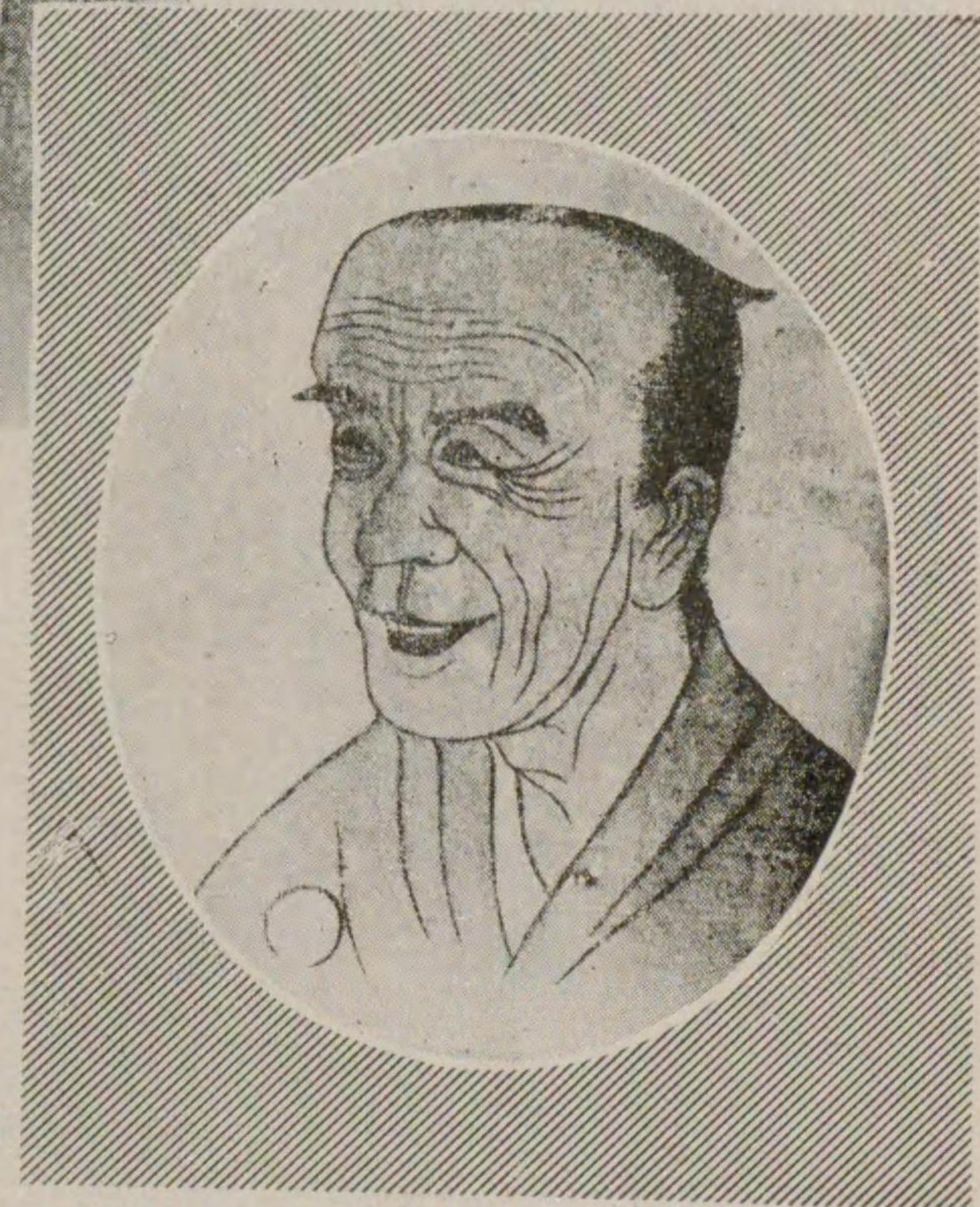
谷 幽 田 藤



圀 光 川 徳



軒 益 原 貝



(山 栗) 助 彦 野 柴



以板上下卷以墨字三言不似近之月左聲一洗  
 是公亦非他人之見也予孫亦亦也信不似也  
 使如公同与之是教下教一之術也如公之術也  
 天文八年三月吉曜日 湯上住入三區守也  
 右被環翠老人為管音者一不致公之如也  
 見之其嚴如陸德明所言教其勤如却聖地注余  
 惟亦者學音之承直令解光也其聲如松  
 日故其或秋庭訓或秋庭記 大有古 為  
 我故其言及異名所以其位其危則以提  
 代美而已于時天文八年仲春 都護師判

以是處一事不聞其言其行而然其言  
 便臣視其見之如所與之依是不學也信其言  
 聞見矣  
 天文九年二月十七日 環翠軒 御判  
 天文九二七 二條將家依其故也  
 呂之不能而四以二冊少論之如見之其言其行  
 如思其進之於文之其言其行而然其言  
 天師山少少林少少也其言其行而然其言  
 公保

天師三年三月廿四日...  
 天師三年三月廿四日...  
 天師三年三月廿四日...

林 見 下 松

此河本... 且... 又...  
 筆紙... 萬... 程...  
 事... 自... 以...  
 千四...  
 立原先生格右  
 蒲生君平  
 寛政十年七月

平 君 生 蒲



湖 東 田 藤



常 忠 見 鷹



奥 迂 村 川



扇面书法作品，内容为七言律诗一首，作者为會澤伯民。

會澤伯民

扇面书法作品，内容为七言律诗一首，作者为藤田東湖。

藤田東湖

扇面书法作品，内容为七言律诗一首，作者为豐田天功。

豐田天功

夏友  
新梢交翠小窓前  
燕子呢喃堪起眠  
無客不妨送長卷  
古書數卷友群賢

森尚謙拜

森 儼 塾

借用中金子之事  
一合於此也  
右三條乃月之日令借乃以區區事  
予十二日之利云云可致勤也  
為日後仍如件  
文政四年  
己十二月  
藤田天功  
谷幽田藤

藤田幽谷





(郎三和瀬間名舊) 守和大田戸

Handwritten Japanese text in a rectangular box, likely a calligraphic inscription or a copy of a document. The text is written in vertical columns from right to left.

書令命へ守和大田戸



Handwritten cursive text in a vertical column, likely a letter or a record of correspondence.

森 儼 塾 書 簡

Handwritten cursive text in a vertical column, likely a letter or a record of correspondence.

Handwritten text in a vertical column, possibly a list or a detailed account.

Multiple columns of handwritten text, including what appears to be a date '五月十日' and a signature '澤齋'.



會澤伯民建白書

會澤伯民建白書

小山田與清簡書

小山田與清簡書

吉田愚谷簡書

吉田愚谷簡書

小山田與清簡書

山陵考

凡此神傳伊波禮皇天皇法皇...  
 陵在叡火山之北方...  
 七十有九年春三月甲午朔甲辰...  
 踏穿一百二十七歲明年秋九月乙卯朔丙寅...  
 傍山陵北陵日本書紀

山陵考

此山陵考...  
 他日...  
 至...  
 古書...  
 藤田東湖筆

藤田東湖筆山陵考一部



豊田天功簡書

豊田天功簡書

仲原寧之進簡書(大場一真齋宛)  
 大場一真齋宛  
 仲原寧之進  
 大場一真齋宛  
 仲原寧之進

仲原寧之進簡書(大場一真齋宛)

池田慶徳簡書(烈公子)

池田慶徳簡書(烈公子)

池田慶徳簡書(烈公子)

池田慶徳簡書(烈公子)

東湖簡書烈公返添書

東湖簡書烈公返添書

東湖簡書

東湖簡書

東湖簡書

幕府諸侯八達迎烈公案東湖認







英三守總德梅之  
相輝積奉三  
叔念三其後為運能  
身主念善道源次  
研究實業計書  
所傳之  
豫慶國名都  
神禮堂  
恩名同友  
廣實免祖德次  
昭慈信作  
宣其教善籍卷  
中守極賜復安  
不查別有通  
中書

戶部書子  
出降神符室廣番有  
身如春信同此  
大智善業為後宗  
交感丹外奉書在  
翻改經及律德書  
新  
豫慶本名劉德宗  
德宗本名院正持  
之經神符積速平  
紫善善德道相  
顯者勿出  
中守至  
天祖臣奉運傳之  
皇符顯於中奉三  
道捕撥千手摩聖  
一時中奉身中書

新傳 大智  
一 昭慈信作  
身主念善道源次  
研究實業計書  
所傳之  
豫慶國名都  
神禮堂  
恩名同友  
廣實免祖德次  
昭慈信作  
宣其教善籍卷  
中守極賜復安  
不查別有通  
中書

一 昭慈信作  
身主念善道源次  
研究實業計書  
所傳之  
豫慶國名都  
神禮堂  
恩名同友  
廣實免祖德次  
昭慈信作  
宣其教善籍卷  
中守極賜復安  
不查別有通  
中書



小引  
 園田幸賀者平安人初業高愛後為師諸師  
 文化中居鴨東使町從此歲集遊城和二  
 遍拜山後云余嘗聞其著圖記探訪久之遂  
 得之大膳職德園氏點閱圖記幸賀考索北  
 城方隅地脈茅專楊山列名蹟志躬至諸後  
 雅搜索雖求山澤原野十歲以草不括舊記  
 世得明證蓋其人久圖書引用之書不見原  
 本故多錯謬間加今按亦襲名跡志山後志  
 雍州府志等誤或信里杜撰強執胡說不  
 和證之古文故不足取信也此最可惜余為  
 正誤字不可正者仍依原書記文不係後差  
 者省之或雖係後差載于大金亦略之覽者  
 幸請

右原面橫幅一卷傳寫改為冊子  
 嘉永五年壬子季秋  
 青森莊清雨

高島莊肅の書

此書大分縣... 高島莊肅... 十冊... 嘉永五年...

高島莊肅簡書

伴信友簡書... 伴信友... 嘉永五年...

伴信友簡書

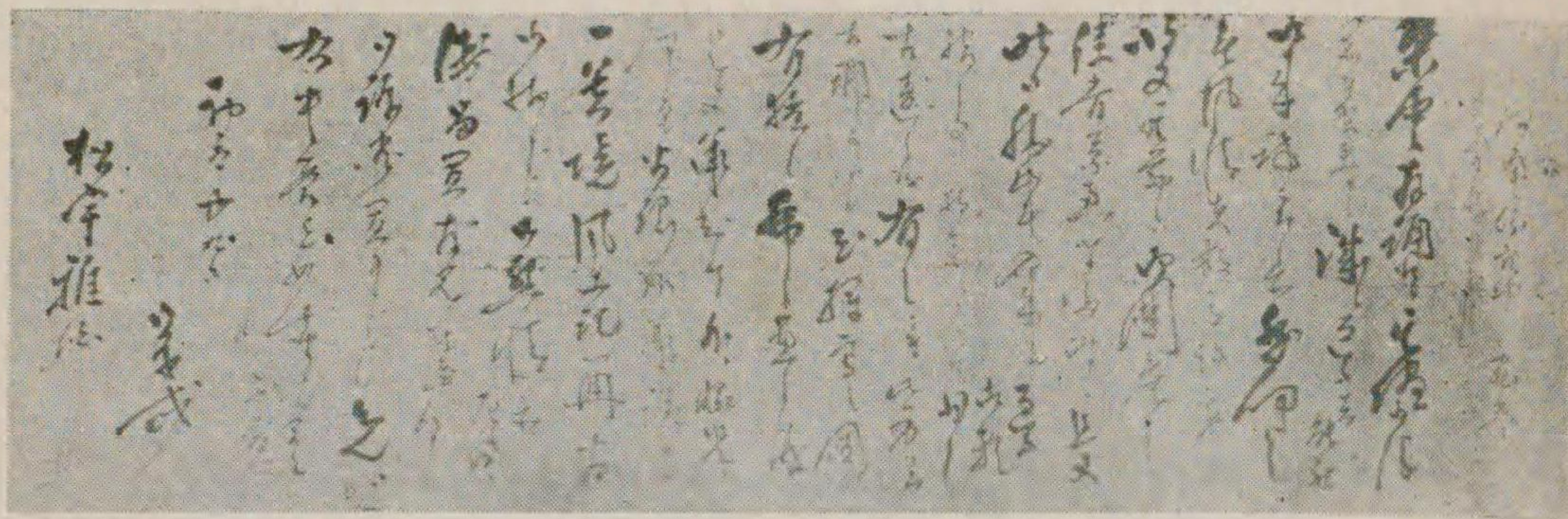
新治... 大... 今... 六月廿六日

戶田大和守書簡

一... 大... 六月廿六日

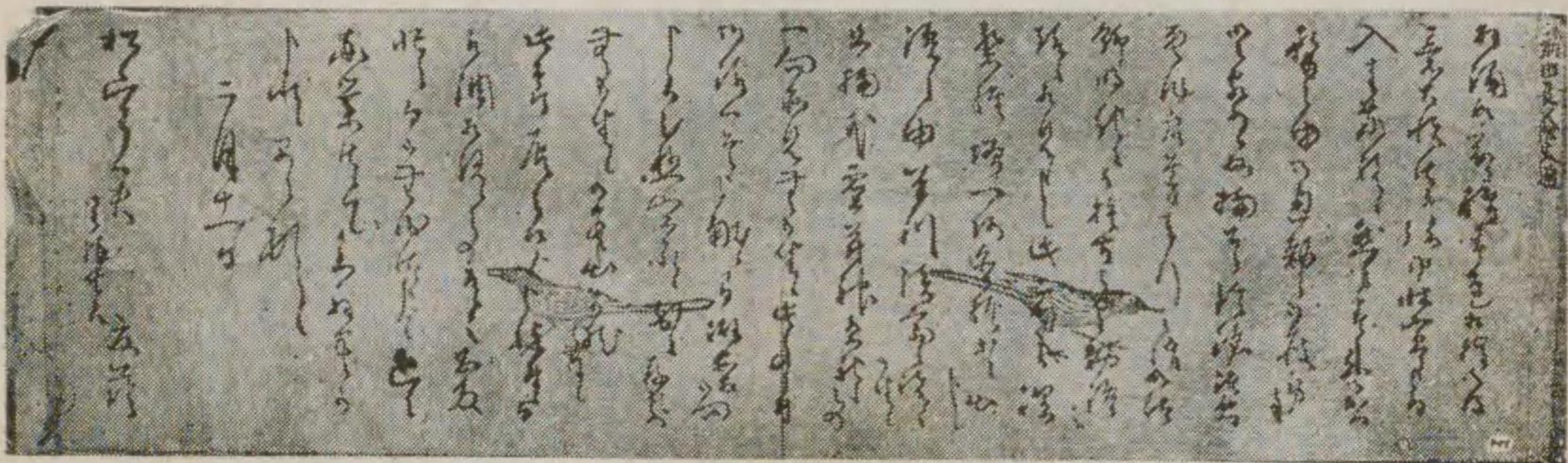
高階丹後守書簡





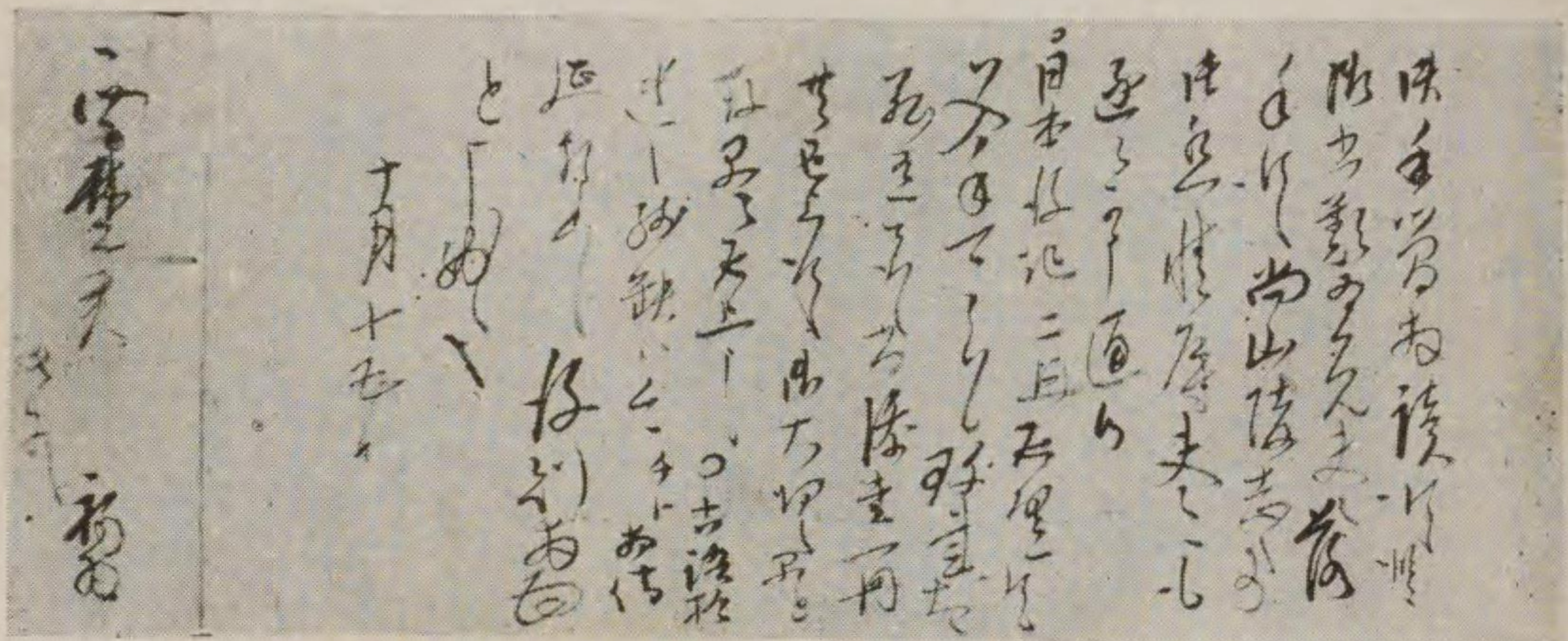
Handwritten Japanese calligraphy in cursive style, consisting of several vertical columns of text.

簡書守前越岸



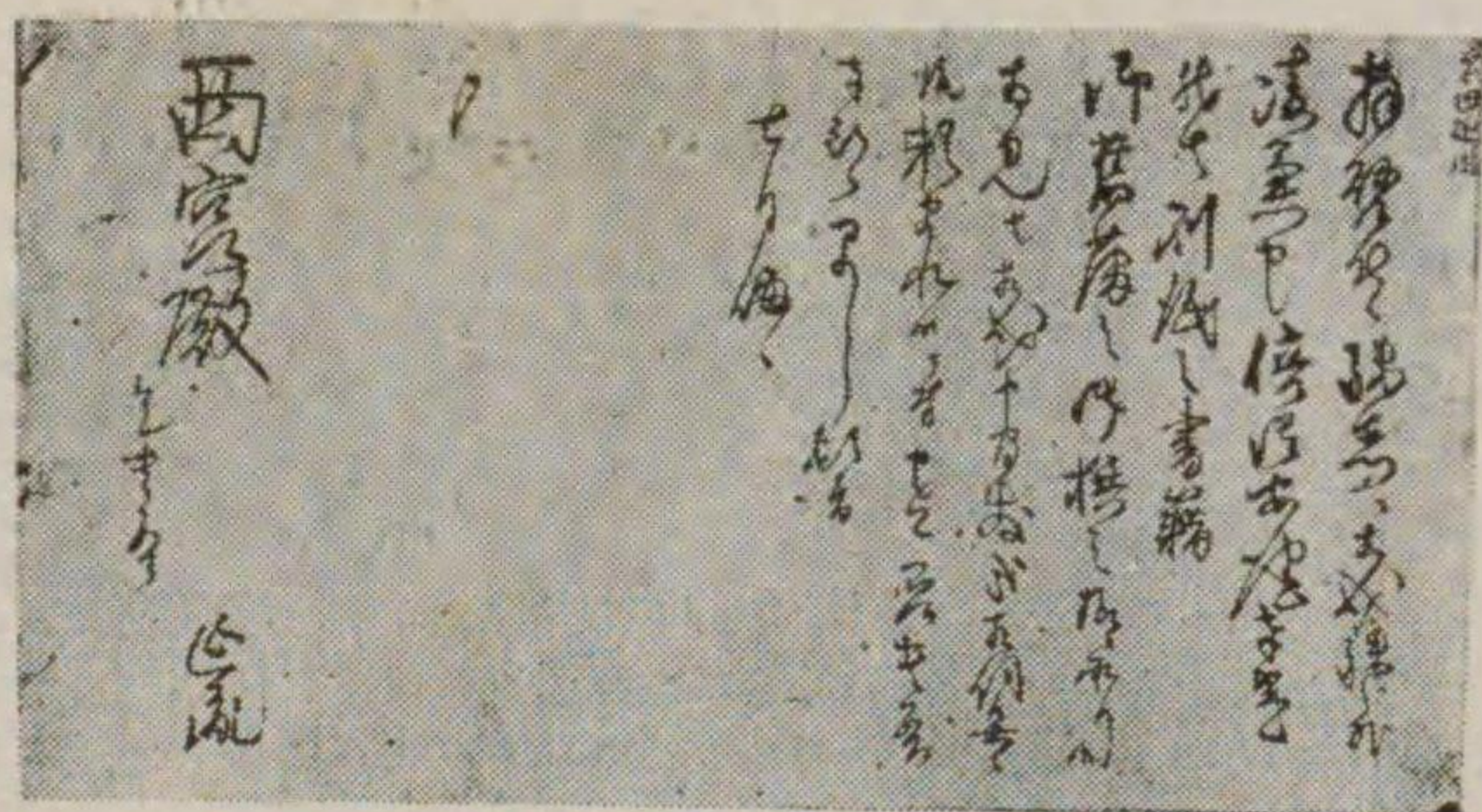
Handwritten Japanese calligraphy in cursive style, consisting of several vertical columns of text.

簡書蔭夏田前



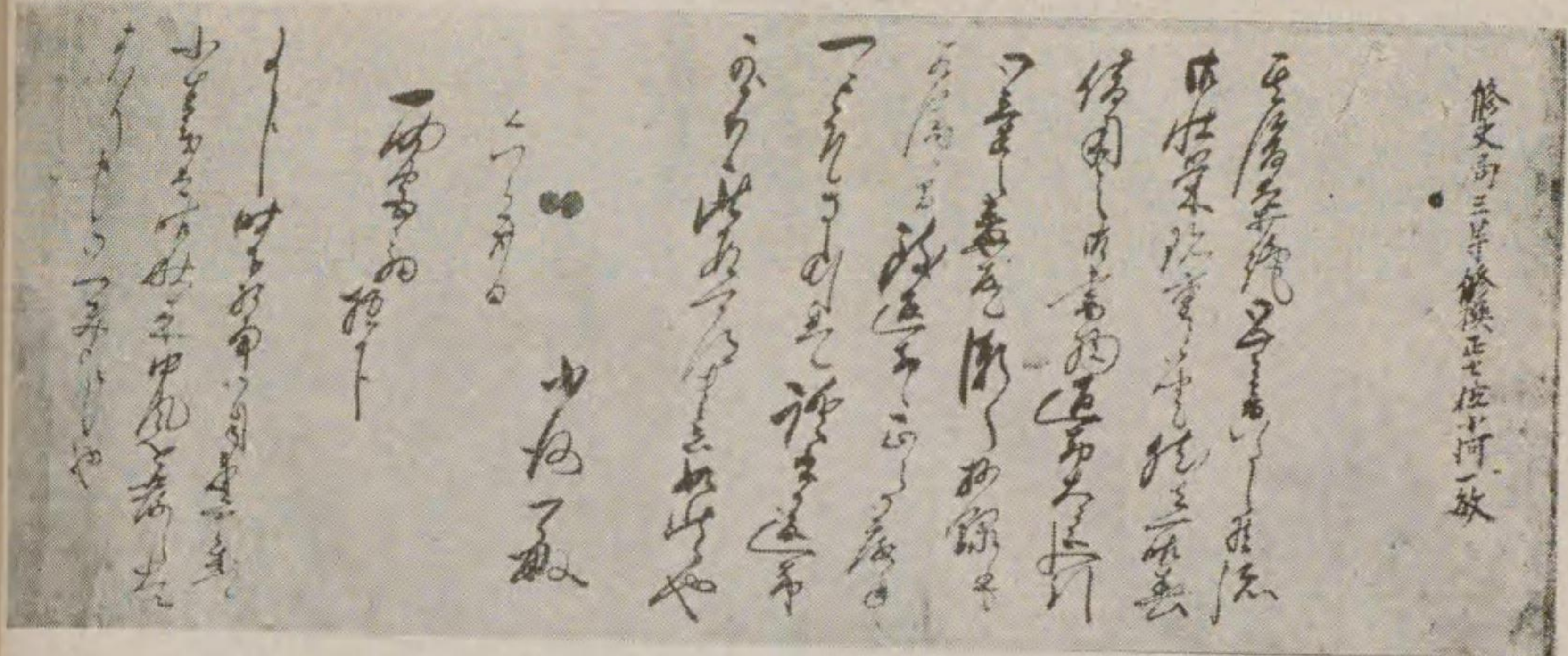
Handwritten Japanese calligraphy in cursive style, consisting of several vertical columns of text.

簡書靜美羽福



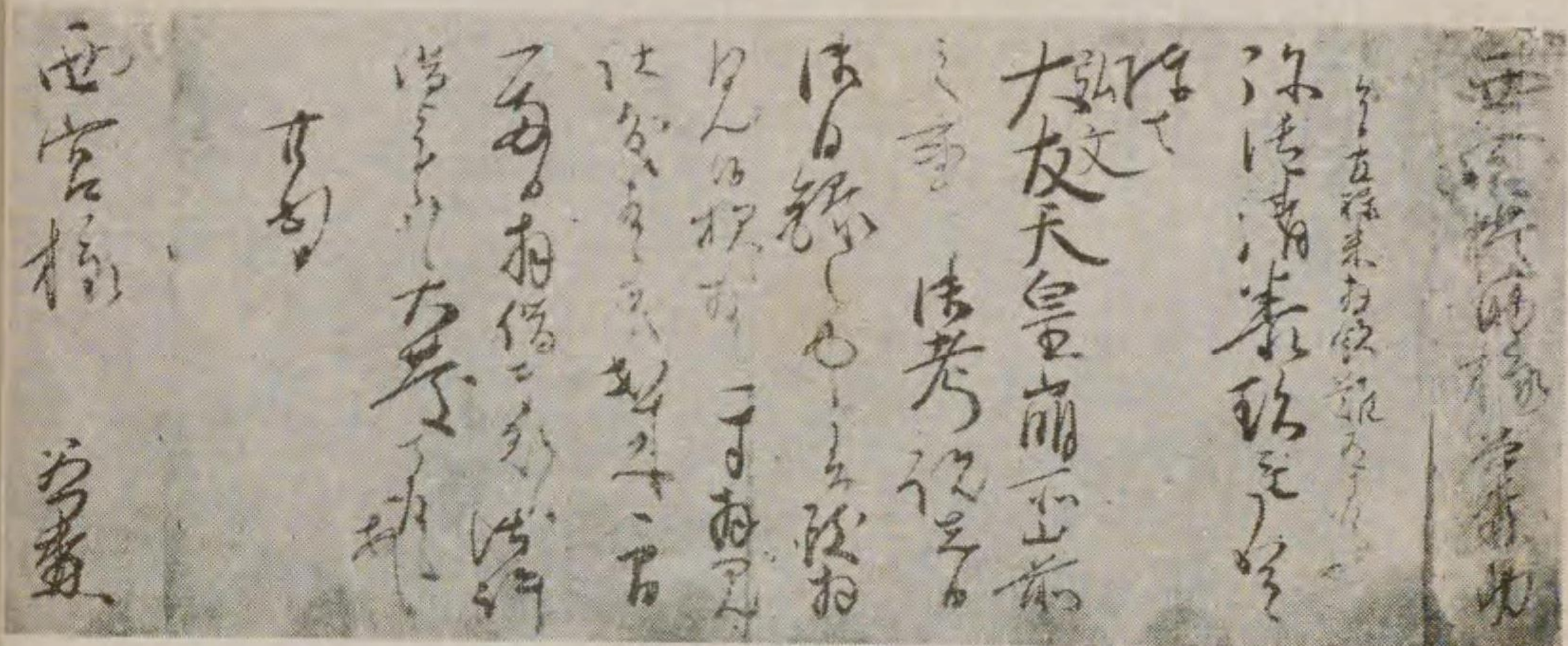
Handwritten Japanese calligraphy in cursive style, consisting of several vertical columns of text.

簡書胤延田平



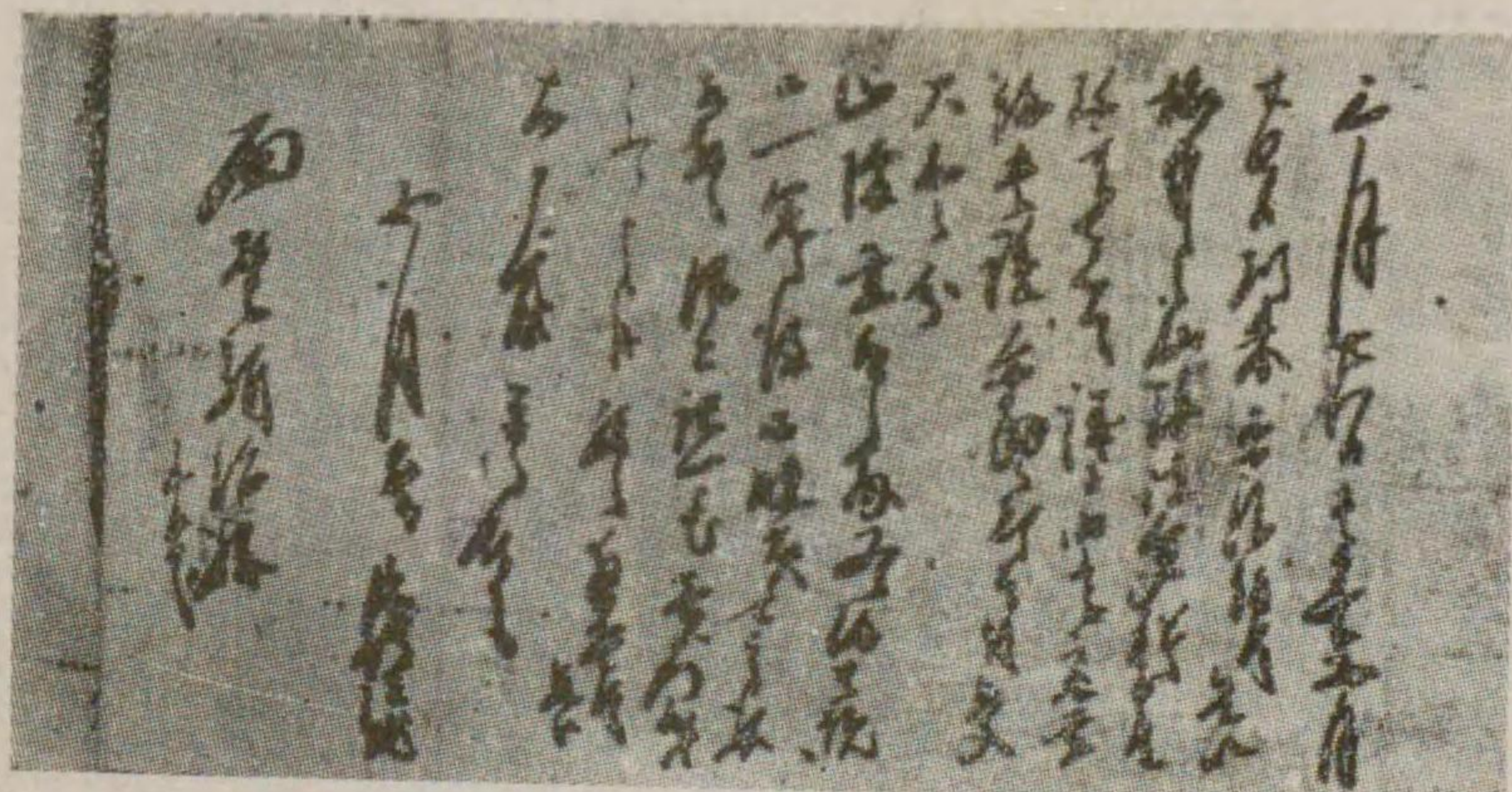
Handwritten Japanese calligraphy in cursive style, consisting of several vertical columns of text.

簡書敏一河小



Handwritten Japanese calligraphy in cursive style, consisting of several vertical columns of text.

簡書臣善森谷



Handwritten Japanese calligraphy in cursive style, consisting of several vertical columns of text.

簡書政永島水





リヨ右テニ側井ノ浴初湖東田藤

(孫長毅信)壽恒原桑  
 (孫湖東)雄熊田藤  
 歳二十八(人亡未男長功天)雄美田豊  
 女五ノ毅信原桑  
 者著  
 孫曾ノ湖東ハルタチ立ニ後ノ者著

金杉英史之書  
 大正十一年十月十日  
 田中表頭  
 侍書

金杉英史印  
 金杉英史印  
 大正十一年十月十日  
 赤井  
 金杉英史印  
 大正十一年十月十日

金杉英史  
 大正十一年十月十日  
 金杉英史  
 大正十一年十月十日



古考  
山陰、後十二  
精忠

中身、  
亦、  
一、  
其、  
至、  
此、  
卒、  
不、  
功、  
其、  
下、  
二、

生、

其、  
下、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、  
十一、  
十二、

水野文部大臣

水野文部大臣  
其、  
下、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、  
十一、  
十二、

其、  
下、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、  
十一、  
十二、

其、  
下、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、  
十一、  
十二、

其、  
下、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、  
十一、  
十二、

其、  
下、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、  
十一、  
十二、

花井貴族院議員



敬啟者  
 十月廿五日  
 金杉先生  
 拜啟  
 敬啟者  
 十月廿五日  
 金杉先生  
 拜啟  
 敬啟者  
 十月廿五日  
 金杉先生  
 拜啟

授 教 大 東 杉 上

拜啟者  
 敬啟者  
 十月廿五日  
 金杉先生  
 拜啟

十月廿五日  
 金杉先生  
 拜啟

敬啟者  
 十月廿五日  
 金杉先生  
 拜啟

長 總 大 京 木 荒

敬啟者  
 十月廿五日  
 金杉先生  
 拜啟

敬啟者  
 十月廿五日  
 金杉先生  
 拜啟

授 教 大 東 板 黑







誣言に非ず』等等、愈々以て敢て敢て當らざるの賞讃に恐縮するのみなることを告白し。益々進んで餘閑を此方面に向つて努力せんと欲するものなり。

▽來示の玉音中には『一人宛も多く讀ますべし。』高等學校規定教科書に加ふ可し』等の敢て當らざる讃辭多々あるは頗る光榮千萬に感ずる所なれども。是れ著者の自ら宣傳運動し得可きものに非ずして。唯同感諸賢の助力に待つの外無きものと信ずるなり。

▽第二版に於ては主として誤植、誤字を訂正したるの他多くを加へず。唯新たに入手せる山陵復古に盡したる古昔の諸大家徳川光圀、森尙謙、松下見林、蒲生君平、徳川齊昭、藤田幽谷、藤田東湖、會澤正志、豊田松岡等の筆蹟寫眞版を増加して敬意を表するに止むるのみ。

▽調査を重ねるに従つて愈々不思議を感ずるは眞に山陵復古に力を致したるもの、名の埋没せられつゝあること。並に當時戸田大和守の配下たりし平塚瓢齋、津久井清影、砂川政教、水島永政等の比較的著名にして常に此等の人々に對し貴重の研究材料を供給したる高島莊肅、號青菰。並に絶へず山陵復古に全力を注ぎた

る水戸諸士の無關係視されつゝあることにして。例之へば烈公の意を察し、慶喜をして幕府を嗣がしめんことを謀り。陰に公郷と通謀し。以て聖聽を誤るの連類と認められ。四十八歳にして自刃せしめられたる安島帶刀、戸田忠太夫の弟の如きも山陵復古を烈公に上書したるもの、一人にして其文意左の左し。

君上國に當りし以來經界を正ふし、學校を興し、政績の美古に愧ぢず、天下皆之を仰げり、然るに臣今僭越を顧みず、尙君上に望む所あり何ぞや、夫れ天朝開闢以來皇統連綿、君臣の分天地と俱にして易らず、然らば則ち大祖以來歴代山陵尤も宜しく慎んで修理を加へ時を以て祭拜して天下萬世をして益々天朝の尊さを仰がしむべし、蓋し王室已に衰へてより舊典悉く廢し、今日に至つては烈聖山陵率ね皆荒殘し、或は所處を失ふ者あり、是れ志士の言ふに忍びざる所其責幕府に歸せざるを得ず、然れども言朝家に及ぶは武門或は之を忌む、今君上親は三藩たり、貴は三位たり、幕府に代て此舉に任す、臣以爲らく分の宜しき所なりと、臣曾て聞く先君義公此に志あり、未だ果さずして世に即く、臣常に以て遺憾とす、今君上義公の統を承け、義公の志を繼ぐ、然らば則ち此事に任ずるもの君上に非ず



して誰ぞや、伏て願くば速に衆議を盡し今日に及て之を修理し、其廢典を興し、上は以て忠を、天朝に竭し、中は以て孝を、義公に追ひ、下は以て天下志士の望を慰せられんことを、但事其順序を失へば善と雖も成り難し、幸に今幕府方に庶政を改革す、若し此時に乘じ幕府に勧め以て其事に従はば美を幕府に歸し、事尤も善なる者なり云々。

右は幕府の側臣が水戸をして京師に接近すること。並に水戸をして皇事に功あらしむるを避けんとし。随つて水戸の諸士に因縁を有するものをも排斥したるの形跡少からず。例之へば山陵の調査並に其復古に力を竭したる水戸藩士森尙謙、藤田東湖、豊田天功、桑原毅卿、安島帶刀、西宮宣明及び最も廣く最も確かに山陵の搜索に勉めたる京師の町人高島莊肅、不明なりし甘陵を發見して西宮宣明其他に示したる篤志家等の名を山陵書類に見ること能はざるの類にして深く遺憾とす。愚考を以てすれば山陵修理の大部分は水戸に於ける精細なる文献調査と。高島莊肅の山陵大全、余の所有せしものは震火災にて灰燼に歸し、又數十年前迄京都建仁寺に其一本を有せしものも、今は其所在不明に據りたること疑な

きものたるの感は。調査を進むるに従つて益々濃厚となれるなり。

▽舊記に據れば。水戸烈公會て吉野山陵の竹一本を得まく思し立ちたることありて。或時は傳奏を經。或る時はかしこき殿上人に媒して奏請せらるゝこと前後數次に及びしかども時の帝の聖明至孝にわたらせらるゝ。祖先御陵の神聖を汚さんことを忌み賜ひて敢て御許容無かりけり。御近侍沼田泰誨なるもの之を聞きて感慨に堪へず。身捨てゝなりとも山陵の竹を得んと思ひ立ちける。併し乍ら累を主君に及ぼさざらんが爲め殊更に藩籍を脱して西上して大和に至り吉野の山深く分け入りて護衛の隙を窺ひ寄り翠色滴らん計りなる竹を腰なる短刀を以て伐り倒し首尾よく仕負ふせたりと思ひの外護衛に見咎められ竹を肩にしたる儘捕はれの身となりける。やがて京師に護送せられ。其筋の審問を受けゝるに泰誨云へる様敢て皇祖の陵土を犯す大逆無道萬死容れず。願くば速に刑戮に就かん。但一度伐り倒したる竹は再び根を陵地に生せず空しく枯れしめんよりは懇請至らざる所なき我舊主に下し與へ賜はらんことをと語々誠心出で熱涙を流し述べにける。帝之を聞こし召して其忠誠に愛で賜ひ泰誨の罪を宥して



竹を烈公に授け賜ひぬ。泰誨歡天喜地深く皇恩の辱きを謝し幾度か皇居を拜して東の里へ歸りぬ。烈公も亦到底得べからざるものと思ひ斷へられたる竹の不圖手に入りしことなればいたく喜びて其竹の一枝を泰誨に分ち與へられしかば泰誨の面目身に餘り武士の魂と頼むべき太刀に添へて勤王忠君の四字を長く忘れざるに如かじと其竹の一部を短刀の目貫と爲し珍重措かざりき云々。

右の説は當時京師との關係深かりし筈の烈公に關する事件としては悉く信ずること能はざれども。其山陵の尊嚴犯すべからざるものたるの一例を示すべく大に意義ある可きを知るなり。

▽畏友故樞密顧問官有松英義翁は眞面目なる憂國の志士として世人の敬慕信頼する所と爲りたるものなることは天下周知の事實たり。聞く翁病中拙著を通讀し、卓を打つて快哉を叫び。直に筆を執つて數百言の書を余に贈る。其書たるや病後未だ曾て有らざるの長文にして、又絶筆なりしと。實に感佩に勝へざる次第なり。依つて僅かに其一節を拔萃し左に掲げ以て記念と爲し。兼て故人に對する感謝の微意を表せんとす。

爾來久澗相思何勝御近著山陵の復古と精忠の一卷難有拜見仕候但神思蒙昧未だ全豹を窺ふことを得ず處々を繕き一斑を拜見したるに過ぎず開卷忠は天祖の尊奉より大なるは無く孝は祖先の祭祀より大なるは無きこと更に説明するを要せず云々全篇此意義を以て光輝を發し居れり中略

貴著冒頭の數語が本書の内容にして方今人心の傾嚮稍憂ふべきものあるに際し貴兄此に見る所ありて維新前志士が山陵復古の爲め大聲疾呼したることを大書して世人の記憶を喚起したるは誠に時務の急を能く知りたるものにして其功や蒲生等先賢に遜る所あらず小生貴著に對して言はんと欲する所一二に止まらず唯如何せん病懣其詳を悉くすこと能はず微意御憐察可被成下候不取敢御禮申上度如此御座候頓首

十月六日

金杉老臺

英

義

◇ 本日は小生去歲發病の當日也



昭和三年天長節

金杉英五郎識

八

## 緒言

◎本書の目的は現時に於ける

山陵の荒廢を憂ふるが爲めにも非ず。現時に於ける

山陵の壯麗に驚くが爲めにも非ず。古今に於ける

山陵の沿革歴史を述ぶるが爲めにも非ず。古昔の醫學者にし

て

山陵の研究家たりし松下見林、黒川道祐等に倣ふの意思にも非

ず。唯古來志士、仁人が

山陵の荒廢に憤慨して起ちたるの精忠を龜鑑とし、其精神を銷

盡せしめざるを企圖すること。並に

一



山陵の搜索檢覈に關し、隠れたる精忠者を顯揚せんとするに在るなり。

◎著書に諸大家の序跋を添ふるは恰も新藥の證明書の如く、殆んど普通の慣例たり。以て能く著者を紹介し、能く著述を裝飾すること少からずと爲す。不肖亦當初其意思を有して、本書にも所謂高位、高官、碩學、鴻儒等の序跋を請ひ。其聲援に依つて著述の價值を増し、讀者を多からしめんと企圖無きには非ざりしが。深く考ふるに。不肖の説く所敢て草野の危言を倣ふには非ざれども。例に依つて忌憚なく高官、富豪者を誠め。率直に野人、勞働者を諭したるの卑見多きを以て。爲めに筆を執るの諸賢に困惑を感ぜしむるものあるべきを覺り。心機一轉序跋

は悉く之を省き。正實、正味其効能如何を試むることに決心せしなり。幸に數名の篤志家あつて多數の讀者を得せしめんとすの援助は、以て意を強ふするに足るものあるなり。

◎本書完結の後高畠莊肅の一族高畑省三。桑原信毅の長孫桑原恒壽。藤田東湖の長孫藤田熊雄其他より各種の資料を蒐集したれども。前述の如く、本書の目的は固と

諸陵に關する沿革歴史を編綴するの意旨に非ざるを以て其等は他日復び稿を別にして之を記述し、好材料をして空しく埋没せしめざることを期せんとす。

◎不肖の所有にして、本書にも亦其一部分を載せたる諸陵圖譜は元祿時代のものにて、所々享保陵考の朱書を添ふ。



土井大炊頭舊藏品にして筆力優雅且つ緻密、淡彩を加ふるあり。  
不肖が是れ迄全國の書肆、圖書館並に

四

山陵研究家の遺族に就て見聞せる所に據れば、多くは何れも不肖所有の圖譜の模寫たるを疑はず。恐くは元祿十年關東の命に依り三郎左衛門秀行の畫きて幕府に送達したる原物ならんと想像せらる。該圖譜中には三十三の

御陵を顯はし。其内四圖は未考陵と記せるを見る。其詳細の寫眞並に記述は將來更に諸陵の沿革歴史を編述するの日に譲る可し。

◎ 不肖夙に最好の専門學に微力を致し。其研究事項を發表し。後輩を教導し。惱める患者を施治すること四十年一日の如し。

唯多年忙中閑を偷みて専門外各種の執筆を試みたること亞弗利加の「ブシマン」族が舞踏に熱狂して吐血するに至るものあるに酷似せるを自覺す。則ち敢て觀者を求むるに非ず。敢て賞讚を望むに非ず。敢て利益を欲するに非ずして、獨自ら樂みたりき。然れども本著は全然趣旨を異にし。多數の讀者を得。多數の讚者を得るに非ざれば其目的を貫徹し得ざるものたるを告白す。不肖素と淺學、菲才にして、敢て自ら見聞の廣きを誇るの僭越を爲すものに非ず。自ら正義を以て任ずるの僭越者にも非ず。唯滔々たる天下見異、思遷の輕舉者あるを懼れ。趨避、去就の卑怯者あるを疾むものなり。ゲーテの所謂「余は敢て自ら正義なりと唱ふる程僭越ならざれども、乍併自分が正義に

五



向つて邁進すべきものたるべきことを諒解す Ich bilde mir nicht  
 ein, dass ich recht habe, aber das weiss ich, auf Rechte losgehe』云々は、不肖  
 の最も能く其意を得たりと信ずるものなり。

◎本書は前述の如く、主として精忠を述べんとするものにて、固と  
 山陵の沿革、歴史を説くの意思に非ざるを以て、其尤なるものを  
 山陵の搜索及び修補に竭したる志士、仁人に採り、以て精忠は我  
 國家の存立、隆昌の基本たるを言ふの趣旨に他ならず。其故に  
 其説く所は忌憚なき卑見と、二三の新事實あるの他、多くは古人  
 の既に述べたるに依るものなること特に言ふの要なし。唯不  
 肖の聊か意を用ひたるは漢文の成書は成る可く譯示し。又總  
 て不合理若くは不常理と認むべき事項を省き、勉めて現代に適

合し、現代に理解せしめんと企圖せし點に在り。換言すれば古  
 來多く觀る所の空漠として把握する所なき雲霞の如く、夢想の  
 如き説明を爲して、妄りに忠を強ゆるが如きの不自然を避け、  
 總て正實、正味の提供を爲すに勗めたり。又各章に於て往々重  
 複して説述するものあるは、我七千萬の同胞と共に反覆丁寧、深  
 く之を咀嚼吟味せんとするの意思に他ならざるなり。

◎往昔は精忠、善行を爲すにも容易ならざるものありしが如く、

例之へば蒲生君平は一浪人にして、而かも  
 山陵の搜索に勉め、兼ねて

山陵志を著述したるの故を以て、將さに重罪に處せられんとせ  
 しが。時の權勢家林祭酒が『無用の主意を公表せんとするは學



者の常癖にして。又草野に危言あるは國家の幸福なり』云々と辯解したることに由つて放免せられたるものなりと傳ふ。眞に不可解の時世もありたるものと謂ふ可し。

◎ 不肖何の幸か、盛明の世に遭ひ。草莽一介の身を以て、安んじて此著を爲すことを得。庶幾くは一は以て、困厄を冒して山陵の搜索並に補修に竭したる先達の志士に酬ひ。一は以て、山陵の査覈補修に盡せし隠れたる功勞者を顯揚し。以て天朝尊奉の精神涵養に資し。延て太平無窮の皇基を發揚するの一助と爲すことを得んか。唯ウイランドの『多忙なる讀者は善讀者たること殆んど稀なり *Beschäftigte Leser sind selten gute Leser*』と言へし如く。不肖も亦日夕雜用繁多に過ぎて、成書善讀の時

を得ること甚だ少く。爲めに要事を遺漏すること必ず多かるべく。加之淺見寡聞にして、野人の過言多く。禮に缺くる所亦少からざるべし。識者請ふ示教を吝む勿れ。

大正十五年 天長節

金杉英五郎謹識



# 山陵の復古と精忠

## 目次

- 十六、緒言へ關する或る事實並大隈の建議書其略……………(一)
- 十一、尊皇の精神……………(二)
- 十二、天祖尊奉は國體の基本……………(三)
- 十三、天朝尊奉と時代……………(四)
- 十四、山陵搜索補修と徳川光圀並に二三の人々……………(五)
- 五、蒲生君平の山陵搜索……………(六)
- 六、徳川齋昭と山陵修補意見並に東湖の調査書……………(七)
- 七、東湖の山陵補修意見……………(八)



八、西宮宣明の一二の記録……………(100)

九、津久井清影の陵墓一隅抄……………(115)

十、戸田家の山陵補修經過……………(117)

十一、羽倉簡堂の痛論……………(141)

十二、徳川將軍以下への恩賞並明治初年諸陵寮職員……………(143)

十三、西宮宣明と鹽屋勘兵衛……………(148)

十四、西宮宣明と諸家の關係……………(157)

十五、戸田家へ賜りたる宸賞並大和守の歎願書其他……………(175)

十六、人は一代名は末代……………(181)

十七、西宮宣明と著者の先人……………(181)

十八、百年前と現今の山陵所在地名の差……………(183)

十九、各章に現れたる諸家の略歴……………(184)

二十、結 論……………(186)



# 山陵の復古と精忠

金杉英五郎著

## 〔一〕尊皇の精神

◎忠は

天祖の尊奉より大なるは無く。孝は祖先の祭祀より大なるは  
無きこと更に説明するを要せず。是れ貴賤貧富の別無く。齋  
しく均等の特性を有するものにて。則ち人類特に我大和民族  
の良知とも謂ふ可く、之れあるが爲めに大は以て國家を興す



に足り、小は以て國家を安んずるに足る。之れ無きが爲めに大は以て國家を亡すに足り、小は以て國家を危ふするに足る。蓋し是れ太平無窮の鴻基を啓く可き大道にして。治亂盛衰の機安危存亡の兆由つて分るゝ所なりと知らざる可らず。

◎文天祥は忠を解釋して、『上君に事ひ、下友に交るに内外一誠なる可く。以て終に能く長久なる可し』と説き。又孝を解釋して、『父を敬する天の如く、母を敬する地の如くなれば。汝の子孫も亦た是れが如くならん』云々と説けり。

◎朱之瑜曰く、『忠孝天下に著はれ。日月天に麗し。天地日月無ければ晦蒙否塞し。人心忠孝を廢すれば則ち亂賊相尋き、乾坤反覆すべし、』云々と。

◎林鶴梁は『周室東遷の後邪說世を誣ひ。譎詐暴かに行はれ。父を殺すの子。

君を弑するの臣往々にして有り。孔子之を懼れて春秋を作り。乃ち亂臣賊子をして作すを得ざらしむ。其功大なり矣』と説きて人の宜しく大に學んで邪說を排除し、譎詐を防止せざる可らざるを誨へたることあり。

◎不肖素と新進の學究を以て自ら任ずるものにて。總て新奇の學說を迎ふること敢て人後に墜ちず。謹嚴直勁の鴻儒會澤伯民曰く、『天地は活物にして人亦活物なり。活物を以て活物の間に行ふ、其變擧ぐるに勝ゆべからず。故に總て前言は時變と共に空言と爲り、死論と爲ること無きを保せず。是を以て言無く



して止まんと欲すれども云々』と記せしことあり。伯民にして尙此言あり。況んや社會の新進發達に留意して歇むことなき不肖等に於ては。常に新奇を迎ひて陳腐を排するに汲々たるものあり。然れども唯妄りに外來の邪説に附和する輕佻浮薄の徒の嗜好に投合し。以て功利縱横の策に利用せんとするが如きの類は國體の基礎を毀損するものとして、斷じて認容する能はず。則ち程伯子の所謂邪誕妖妄の説競ひ起り。生民の耳目を塗り天下を汚濁に溺らすが如きものあれば、是れ皆正路の秦蕪、聖門の蔽塞なれば宜しく早く闢きて以て正道に入らしめざる可らざるものと信ずるなり。

◎宇宙幾多各種の民族各守るべきの道あり。而して我大和民族

の守る可き道とは何ぞ。曰く忠孝仁義にして。是れ禮なり。是れ自然なり。敢て強ゆるに非ず。敢て務むるにあらざれども。之を爲さざれば通る能はず。之を爲さざれば衛る能はず。の大道にして。其最大の基本眞髓は尊皇の精神に歸着するものなり。

◎禮は自然にして寸毫の虚構を容れず。是れに違ふものを邪説、魔行と爲す。程子曰く『禮一たび失へば則ち夷狄と爲り。再び失べば則ち禽獸と爲る。聖人は人の禽獸に入るを懼るゝなり。故に春秋の法に於て謹嚴を極め。中國にして夷狄の禮を用ゆれば則ち之を夷狄にす』云々と。東坡曰く『春秋の夷狄を疾むもの、純の夷狄を疾むに非ず。夫の中國に流入するを疾むなり』云



々。不肖亦ルソーの説を疾むものに非ず。マルクスの説を拒むものに非ず。クロポトキンの説を忌むものに非ず。レニン・トロツキーの説を懼るゝものに非ず。リーブクネヒトの説を嫌ふものに非ず。何となれば國體の全く異なる彼等各自の説く所は彼等の國情に照らし相當の理由あるものなるべく。我帝國國民の思想とは千萬隔絶し、全く没交渉の事なればなり。然れども國體の全く特殊なる我同胞をして。ルソー。マルクス。クロポトキン。レニン。トロツキー。リーブクネヒト。たらしむることは我國體の基本を破壊するものとして、斷じて之を優恕する能はざるなり。

◎ 叙上の如く我國體は寰宇無二のものにして。他の列國のそれの如く單調なるものに非ざるを以て。『我若し一人となるとも之を保持せざる可らず』て、傳統的精神の銷滅せざる限りは、其萬世不變、不動なるべきは當然のことにして。随つて未來永劫外來の邪説を容るゝの間隙を有せず。若し過つて入ることあるも忽ち排除し得べきは更に言ふの要莫きなり。

◎ 嗚呼邪説は我國家の傳統的大讐なり。覬覦は我國家の傳統的大敵なり。而して大讐大敵は則ち吾人の俱に天を戴く能はざる所のものたるや敢て辯ずるの要無かるべし。

◎ 道は則ち自然の良知なれども亦學ぶの要なきに非ず。古人曰く『學ばざれば則ち義理に味く、義理に味ければ則ち鬼神幽冥の際に於て尤も惑無き能はず。巫祝僧徒は因て禍福利害の説を



以て其心を盡す。高才の士と雖も之れが爲めに惑ふて往々害を國家に貽すものあり云々。又考慮の價值あるものなるべし。◎徳川家康曰く、『人は道を知らざる可らず。苟も道を知らんと欲せば書を讀まざる可らず。應仁以還君臣相虐し、父子相賊ふ者皆道を知らざるに由る云々。實に過去七百年間の迷夢を披きたる偉人の言たるに愧ぢずと謂ふ可し。』

◎古昔より才臣、智士の徒動もすれば忠孝を看板として恩賞を得んとするもの無きに非ず。甚しきに至りては忠孝を爲したるが如きを爲して恩賞を得んとするもの無きに非ず。而して恩賞を得ざれば不平、不満となりて。其極懊惱、煩悶して思想の惡化するに至るもの無きに非ず。是れ最も憫むべきものにして、

全く

尊皇の意義を解せざるが故なる可し。

◎何れの時代に於ても往々首鼠兩端の徒ありて或は勢を覗んで反覆、轉變、右附、左至し、以て望外の出世を爲したるものなきに非ず。或は功勞と恩賞と一致せざるの故を以て憤死したるもの無きに非ず。是等は共に憫笑すべきものにて。畢竟大和民族の大精神を解せざるが故ならん。苟も眞忠、眞孝ならんか。利の爲めに回ることなく。威の爲めに恐るゝことなく。實に嚴霜烈日の如きものたらざる可らず。忠義を以て直に寵遇を得んとし。善行を以て直に幸福を得んとし。尊皇を以て直に功名を得んとするが如きは。既に忠義に非ず、善行に非ず、



尊皇に非ずして。則ち忠義、善行、

十

尊皇の一商賈に他ならず。而して總て忠義を爲し得たること、善行を爲し得たること、

尊皇を爲し得たることは既に大なる報酬にして。換言すれば忠義、善行、

尊皇を完ふするは最大なる自通自衛の道にして、爲めに國家の基本を鞏固ならしむべく。是れ則ち大なる代償的恩賞なりと知らざる可らざるものと信ずるなり。

◎文化の變遷發達が日進月歩なるの今世に於て。妄りに周公、孔子等の説を引用追慕するが如きは。一見頗る迂遠にして陳腐なるが如くなれども。總て眞理は千萬年を通じて變更する能

はざるものなるを如何せん。報本、反始、大義、名分の理亦其源を彼等に發基す。論者は舊しと雖も、其所説は愈々新にして愈々要なり。特に古聖の説に符合し。天地の眞理を貫通せる特別固有の我國體に於ては。苟も報本、反始の道に依らずして一國、一身を安んぜんとするは、狂者に非れば愚者と謂ふ可く。ゲーテが『恩を忘るゝ者は常に痴愚なり Der Undank ist immer eine Art Schwäche』と唱へたるの意思亦此に在る可きを知る。今世の新人は動もすれば文を以て名を亂し。俗吏は權を回らして法を亂すものなきに非ず。而して法を亂すものは罪其一身に止まり。名を亂すものは其言簡冊に載りて毒を後世に流すの虞あるものなることは、唯り蒲生君平の言を俟たずして知るべきことにて。

十一



不肖の荻生徂徠、太宰春臺等の所説を疾むは實に此に在るなり。  
 ◎不肖の報本反始を高唱する所以のもの。素より現代人士の思想状態を憂ふるが爲めのみに非ず。一身の美名を得んが爲めにも非ず。實に其の正道を簡冊に載せて後人に傳へ。永く祖國自衛の最大要事たるを忘れしめざらんとするの意思に他ならざるなり。

報本反始は一國一家を自衛するの最要事にして。一身一己の爲めに非ざることとは、古昔の賢臣忠士能く證明して餘す所なきは更に言ふの要なかるべく。左記二三の代表的人物に就て知ることを得べし。

◎菅原道眞は古今無比の忠臣なり。然れども決して始終

寵遇を辱ふしたるに非ず。幸福を以て眠りたるに非ず。功名を負ふて逝きたるに非ず。而かも寸毫の怨憤を泄すこと無く寤寐も忠誠の心は念頭を離るゝこと無くして世を去れり。『驛長莫驚時變改、一榮一落是春秋』の句及び『去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣今有此、捧持毎日拜餘香』の名詩の如き三歳の兒童既に知る所なれども、其高雅恬澹にして、精忠溢るゝが如きものあるを観る可く。後人誰か一讀感泣せざるものあらん。果せるかな。其苦艱は僅々數十年を出でざるも。其赫々たる寵遇、幸福、功名は實に千載に延長して無窮なりと謂ふ可し。  
 ◎功あつて酬られず。才あつて用へられざりし兒島高德も亦龜鑑と爲すに足るべきものにして。始終精忠を以て



王室に竭し、寸毫も怨憤の意思なかりしことは史に徴して明かなり。其高德の旗幟に記せる文なるものに據れば、『開闢以還君あり臣あり。父あり子あり。忠孝之れに事ふるは人道の然るなり。若し此道に背けば則ち天地の容れざる所なり。故に志士仁人生を求めて仁を害する無く、身を殺して以て仁を爲すあり。吾不肖と雖肺肝を碎き智計を運らし、時に范蠡と爲り、一び君の爲めに會稽の恥を雪がんと欲す。吾徒たるもの宜しく生命を塵芥よりも輕んじ。尸を軍門に曝すべし』云々。何ぞそれ率直なるや。何ぞそれ精忠なるや。何ぞそれ勇壯なるや。一讀實に肉躍り、血沸くものあるなり。

◎藤原の鎌足は入鹿の逆を討ちて社稷を安んじ。官階を制し。

禮儀を定む。孝徳、齋明、天智三朝の善政多くは其の功に頼る。而かも鎌足未だ以て臣職を盡すに足らずとして、遺奏して葬を薄ふせることは古今周知の事實とす。嗚呼古より人臣微功あれば則ち其功に誇り、其勞を狭み、君を無視して亂を爲すもの無しとせず。故に古人曰く、『小人非常の功あるは國の不幸なり』と。然るに鎌足は實に古今の群臣に冠たるものなるに猶以て未だ足れりと爲さざるは能く臣道を知るものと謂ふ可し。鎌足が其功一世を蓋ふて比する者なきにも拘らず。而かも謙抑、挹損自ら足れりとせざるの精忠は。其福を後嗣に貽して萬世無窮なるの偶然ならざるを知るべし。

◎楠正成の功は新田義貞、足利尊氏等の上に出てたるものなりし



ことは、萬人齋しく認むる所なれども。朝廷之を遇するに義貞、尊氏等の下に在らしむ。則ち其官は一檢非違使に止まり。其任は攝津、河内、和泉の守護に過ぎず。公平なる史家は之を評して『嗚呼正成の如きは天爵餘りあつて、人爵足らざるものと謂ふ可し』と爲す。然れども正成は敢て意とすることなく。特に天下を平治するを以て己の任と爲して始終せしものにて。實に後世萬衆の範と爲すべきものたり。果せるかな、其赫々たる功名は千載に不朽にして。之を義貞、尊氏等に比するに霄壤も啻ならざるの差ありと謂ふ可し。

◎織田信長の勃興は王室を崇隆にしたるに因ると觀るべきものあり。信長の興るや、五善の律を制定す。曰く、朝廷を尊び、廢典

を擧ぐ。曰く、將軍を佐けて、叛賊を討つ。曰く、政令を嚴にし、貪暴を禁ず。曰く、才能を任じ、有功を録す。曰く、徑役を弛め、賦税を軽くす、云々。蓋し信長蓋世の氣、拔山の勇ありと雖、此五善を行ふて人心を服するに非れば、則ち安んぞ其興るの速かなる此の如く勃焉たるを得んやとは、後世識者の唱ふる所なり。

◎嗚呼忠義は人の爲めに非ず。

天祖を尊奉するは人の爲めに非ず。貴賤、貧富の別なく。國を治め、民を安んじ、家を齋ふるの道、他に求むべき無し。由つて以て何ぞ報を望まん。何ぞ酬を求めん。唯良知を致すべきのみ。古人の所謂『忠肝、義膽は實に日月と光輝を争ふに足る』と唱へたるは此に在るなり。



◎國家亂れて忠臣顯はれ。紀綱弛緩して志士起つ。我國勤王の

聲は實に山陵の頽廢に基く。其

天祖の尊奉を缺くは國家の基本を破壊し。之を滅亡に導く所以たるを覺りたるが故なり。又古來志士仁人の奮起するは國體名分の重きを擧げて之を度外に措くの時にして。則ち

神聖威靈の遠き、天常民彝の泯滅せざるは、實に志士仁人の慨然奮勵して以て大道を保護せるが故なり。嗚呼大難を芟夷し、天業を補翼するの道。

天祖尊奉を外にして何をか求めん

天朝尊奉を外にして何をか望まん。不肖幼少にして先人の命

に依り。會澤伯民所著「新論」を暗誦せしめられて、聊か得る所あり。随つて忠臣、義士、就中

山陵の查覈、修補に盡したる志士仁人を追慕し。以て其偉功を顯揚せんとするの意思を生じたるものにて。是れ單に社會風教に資せんとするの意思のみに非ず。單に歴史的資料に供せんとする意志のみに非ず。單に勤王の看板と爲さんとするの意思に非ず。此道は實に我日本帝國を萬世安泰に保持し、宇宙に秀出せしむる所以なるを知るが故にして。換言すれば我帝國國民が祖國を安泰長久に守護するの要機は、尊皇愛國の精神より重要なるは無く。此の精神を養ふて益々旺盛ならしむることは、萬世不變の法則をして益々鞏固ならし



むるの道たるを信ずればなり。

◎完璧往々瑕瑾を生ぜざるを保すべからず。近時往々新人なるもの發生し。邪說魔行を以て識者の事と爲すものあり。動もすれば吾人の大精神を誤解若くは曲解して大に之を破壊せんとし。甚しきに至りては狹隘に過ぐると爲すもの無きに非ず。鎖國的と爲すもの無きに非ず。陳腐の言と爲すもの無きに非ず。是れ最も憫むべく、最も懼るべきものとす。不肖は前述の如く、敢て新奇を好むものを咎むるものに非ず。彼を引き我を議するものを疾むるものに非ず。然れども苟も國家存立の根本を爲すべき要機を毀損するものに對しては、斷じて其新奇引用を容るす可らざるものたるを絶叫せざるを得ざるなり。

◎天朝尊奉は我同胞固有の大精神なれども近代に於て常に能く其銷盡を禦ぐに盡し。最も能く其發達に努めたるは水戸學に如くものなかるべし。水戸學は水戸二代の藩主徳川光圀(義公)又西山公に起り。同九代の藩主徳川齊昭(烈公)に至り完成發達せるものにて。其綱領は『皇室を尊び。國體を辨じ。内外を別ち。忠孝を本とし。文武岐れず。學問事業別途ならず。神儒を崇敬して偏黨すること無し』と謂ふに在り。而して水戸藩は當時三百諸侯が幕府の威力に畏れて蔽息せるの際、巍然起つて其實行に努め、延て天下に實行せしめんと企畫せしものにて。其苦心焦慮は實に容易ならざりしものあるを知る。則ち水戸家歴代の君臣就中烈公の



時代に於ける夥多なる忠憤、慷慨の言論、文章に徴し。又それに  
 關聯して迫害を被むれること頻回なりし事實に觀て、如何に天  
 朝尊奉の爲めに苦慮せしものなるかを察知し得べく、又徳川十  
 五代將軍慶喜の速に歸順せしが如きも常に嚴父烈公の  
 尊皇論に共鳴せる素地を有せしが爲めなることは識者の一様  
 に認知する所にして、單に之を

朝廷に叛きしものなりと唱ひ、強て朝敵の名を附したるは。恐  
 くは當時各藩少壯の士懇切に其理義を究むること無くして妄  
 りに命名したるものには非ざりしか。或は政略上より爲した  
 る一時の方便には非ざりしか。何となれば其前後の事情を採  
 求觀察するに、其抗抵したるの跡甚だ少きを知ればなり。慶喜

は少年にして一ツ橋の養嗣と爲りたる時に於て既に烈公の教  
 養を嚴守して

尊皇の意思毫も念頭を離れず。丁年にして烈公より特に説示  
 せられて益々大義名分を正ふせざる可らざるを解得し。時機  
 を待ちて事を爲さんとせし形跡少からず。其王政復古の容易  
 に圓滿なる解決を告げたるは、唯り勝安房、西郷隆盛、後藤象次郎  
 其他の力のみによらずして、慶喜が早く既に烈公の遺志を  
 守り、太政奉還は國家保持の最大要務たるを諒知せるに因ると  
 觀るべき理由多々あり。後人宜しく公平に判斷するの要なきか。  
 ◎即知即行は則ち知行合一にして、百般の事行はざれば知らざる  
 に劣るものなることを言を俟たず。然るに古今を通じて知らざ



るも之を行ひ。知るも之を行はざるの類比々皆是れにして。例之へば大義、名分誰か之を知らざらん。報本、反始誰か之を知らざらん。而かも死力を竭して之を行ふたるもの甚だ少く。爲めに日月光輝の鮮明ならざりしこと久しきに亘りぬ。約一千年の後に至り、始めて徹底的に大義、名分を明かならしめざる可らざるを高唱し。自ら卒先して猛然之を實行し。延て天下をして之を實行せしめんと力説するもの出てたり。是れ則ち水戸藩歴代の君臣就中徳川光圀、徳川齊昭、森儼塾、藤田幽谷、會澤伯民、豊田天功、藤田東湖、戸田忠敞、其他の藩臣及びこれに共鳴せる諸邦の志士にして、其言ふ所大義名分に非ざるは無く。其説く所

尊皇勤王に非ざるは無く。天下をして翕然嚮ふ所を知らしめたるは恰も千年の邪雲を百年に掃去せしものと謂ふ可く。實に古今稀有の壯舉にして。其皇室中興の氣運に貢獻したる偉功は言語の盡すべきに非ざるなり。是れ不肖が特に中興に於ける尊皇精神の發祥地たる水戸の君臣及びこれに共鳴せる各地の志士を高唱して、此章を飾り。滿天下の志士仁人と共に精忠を語らんと欲する所以なり。嗚呼志士仁人の遺教は歲月を経るに随つて、益々光輝を發するは固より偶然に非ざるを知るべく。世俗往々物質的文明に偏進し、精神的文明の忽諸に附せられんとする傾向あるの今日に於ては、古人を追慕すること益々切なるものあるなり。



〔三〕 天祖尊奉は國體の基本

開闢以來

天祖の胤世々統を傳へ。

君民上下の分嚴乎として紊るゝ事なきは我日本帝國國體の基  
本にして。所謂

皇統一定綿綿として絶たざること海外諸國の頻回革命を重ね  
たるものと全然其類を異にし。學術上より論ずるも。理論上  
より説くも。道義上より言ふも。萬世不變不動のものたるこ  
と敢て説明するの要なきなり。故に  
天朝尊奉は我日本帝國の國是にして。 治國平天下安民齋家唯

此一事に存し。之れに遵ふものは其末愈々顯はれ。之れに背  
くものは其末愈々晦きは歴史に徴して明かなり。

藤田東湖が『寰宇廣しと雖、仁厚威靈神州より尙きは莫く。人類  
多しと雖、大義鴻恩君父より隆きは莫し。此れ愚夫愚婦の知り  
易き所にして奚んぞ多言を俟たん』と説きたるは實に至言と謂  
ふ可し。

◎會澤伯民は其所著新論の國體篇初頭に於て

『帝王の恃んで以て四海を保ち、久安長治、天下の動搖せざる所の  
もの。萬民を畏服し、一世を把持するを謂ふに非ずして。億兆  
一心皆其上を親みて離るるに忍びざるの實誠あつて恃むべき  
なり。夫れ天地剖判始めて人民有つて天胤四海に君臨し。一



姓歴歴未だ嘗て一人の敢て天位を覬覦せずして以て今日に至るもの豈偶然ならんや云々と説述せるもの。古來海外諸邦に於て所謂脛足の賤を以て四海に奔足し。諸國を蹂躪し。眇視跛履、敢て上國を凌駕せんとする驕暴の徒と同一視すべきに非ざるを示したるものにして。其決して巧構の辭にも非ず、守舊の説にも非して、終古不易の確言と謂ふべきなり。

◎天祖尊奉は所謂報本反始にして則ち本源に報ゆる人類の常道なり。其本源を忘却するものは、其名分、綱常如何を顧みざるの所爲にして。國體を毀損し、人道を無視する者と稱すべきなり。中古七八百年間于戈止まずして風俗澆漓し。神聖の道大に荒廢し。不逞の徒屢々出現し、妄りに狡謀、詭計を

逞ふして國政を擅にし。亂賊の詐術妄りに君父の恩義を奪ふ。加之才臣、智士は首鼠兩端を持して妄りに武門の意向を迎合し。夷蠻の邪氣を發揮して其國民を惑はしめたること少からず。随つて

神武天皇以降

歴聖の

山陵は悉く荒蕪し。甚しきに至りては其所在の定め難きものさへ多きに至れる時代ありしを視る。其不忠、不臣の所爲は足利、北條の時代に於て特に甚しきものありしは天下周知の事實たり。嗚呼此間に於ける歴代爲政治家の無作法並に國民の無理解は唯驚歎の外無し。是れ悉く夷蠻の邪氣に被はれ、其本源を



忘却して顧みざりし所爲にして。吾人は七、八百年の永き此の如き粗野夷蠻を繼續したるの祖先を有したることを恐縮するものにて。古人の所謂「知らずして而して之を爲す、之を愚と謂ひ。知つて而して之を爲す、之を迷と謂ふ」なる語が果して信なりとせば、中古七、八百年間に於ける吾等臣民の祖先は愚者に非れば迷者なりしことを悲まざらばならず。後世高山彦九郎、蒲生君平等の慷慨、憂慮の状を指して泣癖の矯激となすが如きものあるに至りては、唯唾棄するの外無かるべきを悲むなり。

◎吾人をして常に讀むに堪へざらしむるは南北朝時代の事跡にして。

帝都は吉野の邊隅に遷され。随つて

山陵も亦所を轉じ。

後醍醐天皇は吉野塔尾。

後村上天皇は河内觀心寺の後山たり。特に悵然として筆を執るに堪へざらしむるは既に諸史に記せるが如く。

後醍醐天皇皇子等の流離、轉變古來未だ曾て田夫野人にも多く見る能はざる

各陵の區々隔絶したる状態なりしことにて。則ち

護良親王は相州鎌倉に。

尊良親王は洛東南禪寺に。

宗良親王は遠州引佐に。

懷良親王は肥後八代に奉葬せられたること是れなり。又吾人



の子々孫々忘るゝ能はざるは、當時大亂相繼ぎ。特に應仁の亂後室町幕府は衰微紊亂其極に達し。古來最も莊嚴に行はれたる大禮、修祀、葬儀の資をも

奉獻するの力を喪ひ、諸陵寮も廢せられて跡なく。就中

後土御門天皇の奉葬の如きは實に言ふに忍びざるものなりしが如し。嗚呼言語同斷の時世もありたるものと謂ふ可し。

◎我國古來の制度中、我忠良なる臣民に對し。各種の階級、差別を設けて今日に至りたることは。慈惠敦厚にして、一視同仁なる傳統的

尊慮に照らし果して如何に觀るべきか。士農工商の差別撤廢せられ。官尊民卑の惡弊亦少しく改善せられたる今日に於て

は。其階級、待遇等の制度如何に就ては其論究を他日に讓るべしと雖。尙其一樣平等に國事に盡瘁せる忠良なる臣民に對して朝野其待遇を差別することなきか。加之死亡せるものに對する名稱に就ても。其

尊皇に崩と稱するは當然なりとするも。其臣民に就て薨と曰ひ、卒と曰ひ、死と曰ひ、歿と曰ふが如き複雑の差別を存することは。太古周代の制を擬して今日に延長したるの觀あるが如く果して能く永く疑惑を生ずること無くして經過し得べきものなるや、否や。又法は既に臣民の平等を宣す。而して事實は然らず。人間の不平等は尙恕すべし。然るに吾人の最も尊奉する天祖を禮拜するに際りても。官民階級、有位、無位等を區別して



其拜所を異にするが如きことは、果して能く永く國民をして疑惑を生ずること無く経過し得べきものなるや否や。是れ畏きことなれども、爲政家及び先達の深く考慮すべきことには非ざるか。總て禮拜に均等の待遇を得るは當然の理由なるべく、少くも是等の事項に關して丈けは平等の待遇たらしむべきものには非ざるか。否か。又行政立法兩部を通觀するも必しも不合理なきを期する能はず。例之區劃整理制度の如き其一にして、則ち不幸にして未曾有の大災殃に罹りて困弊悲惨の境遇に陥りたる帝都數百萬の良民に對し、皇室よりは望外の救恤ありたるにも拘はらず、國家は特に徹底的救助の方法を講ぜざるのみならず、其地所一割の無償沒收

を斷行し、加之其再築に際りても不可能なる各種の命令を爲すが如き、總て爲し能はざるを強ゆるものの如く、往年貴族院に於て江木其他の議員等が地所一割の無償沒收は憲法違反にして、私有財産制度の破壊に齎しきものなりとの意味を述べたることありしが如く、是れ決して合理的所置として觀るべきに非ざるべく。此の如き無情手段を施行して果して永く能く國民をして何等の疑念無く看過せしめ得べきものなるや、否やは輔弼の臣、樞府官、立法部員等の大に慎重攻究せざる可らざる問題には非ざるか。人世は決して理論のみにて貫通し得べきものに非ずして、國情の如何も考慮せざる可らず。古來の風俗慣熟の状態をも考慮せざる可らず。古來の我國



君臣の關係如何をも熟慮せざる可らざるものと信ず。立憲政治は素と責任政治にして其國民に對する失態無情の所爲は、天朝に對し何等の累を及ぼすものに非ざるは論を俟たざれども。

天朝尊奉の傳統的精神旺盛なる我忠良なる同胞は他の諸邦と異なり、悉く是れ絶對の皇室中心主義なると同時に、百事常に至尊を目標とするの意思を蟬脱せざるものあるを顧慮するの要あるべく、爲政家並に先達の深く意を致すべきは實に此に在るなり。實に此に在るなり。

◎ 至尊の仁と、臣民の忠とは、實に帝國の傳統的特性にして、仁を

天の徳と爲し、忠を地の徳と爲す。所謂

至尊仁を體して而して國家を保ち、臣民地に則つて而して社稷を守る。仁に非れば、臣民を制し、臣民を感ぜしむる能はず。

忠に非れば、口心能く貫通して、至尊を護る能はざるを、知るは、我國

君民特有の美點とす。則ち學知利行にも非ず。困知勉行にも非ず。實に生知安行にして、茫茫たる宇宙其類を見る能はざるものなり。

◎ 古來

天朝尊奉の最大精忠者としては、第一、邪僧道鏡なるもの寵を恃みて横肆を極め、終に神器を覬覦せんとするに際り。群臣悉



く媚附緘黙せるの際。奮然起つて其悖逆、無道を怒り。色を正して神語を奏し。言出禍隨の危きを忘れて力説屈せざりし和氣清麿。第二、所謂天下を累葉強霸の手より奪ふて、之を朝廷に歸し。再び萬民をして、日月を仰がしむるに至り。後年徳川光圀より『嗚呼忠臣楠子之墓』なる碑銘を贈られ、以て千載不朽の人となりたる楠正成等を擧ぐるを常とす。不肖亦清麿が其志は皇國を匡し。其氣は姦佞を震ひしめたる至大至剛の精忠、並に正成の忠勇、節烈、古今無雙なることを確認するものなれども。彼等は能く其機會に遭遇したるが爲めに古今の代表的精忠者として顯はれたるに過ぎずして。是れ則ち我同胞各自固有の傳統的精神には非ざるか。否然らざるべからざるものと信ず。

◎唯不肖の反覆高唱せんとするは富貴、貧賤共に一層我立國の本旨に基づきて常識に鑑み。富貴者は他の同胞を愚民視するの慣弊を芟除し。貧賤者は妄りに富貴者を大敵として呪ふの陋劣を掃去するの途に出でられんことにて。人生富貴者と爲るも、貧賤者となるも齋しく是れ一半は精勵、一半は運命なるべきを以て、各自分に安ずるを以て最も貴しとせざる可らざるなり

◎高位、高官、富豪、長者も忠孝仁義を解せざれば決して貴しと爲すに足らず。無位、無官、無産者、賤者も忠孝仁義を解すれば決して卑しと謂ふ可らず。則ち貴賤、貧富を問はず、其眞正の貴賤を區別すべきは眞に尊皇の道を行ひ、仁義を以て人に對すると否とに由つて定むべ



きものにて。金多きを以て貴しとすべきに非ず。位高きを以て貴しとすべきに非ずと知るべし。古昔より尊皇仁義の道必ずしも高官富豪の間に専有せらる可きものに非ずして。寧ろ市井田野の人に見ること多し。昔者高山彦九郎、林子平、蒲生君平等は則ち其好適例にして。今人動もすれば無位無産なるの故を以て妄りに富貴を呪ふもの、如きは深く鑑むべきものなりと信ず。又無産階級者は自ら其由つて到れる所以をも究めずして、妄りに高官若くは富豪を呪ひ。甚しきは自暴自棄に陥るもの無しとせず。高官富豪の徒も亦彼等の所行が社會一般に及ぼす影響の大なるものあるを悟らず。往々傍若無人の所爲なきに非ざるを悲まざるを得ず。總て不常

理、不合理は世の容れざる所にして。不常理は不平を産み。不合理は不満を生む。而して不平不満は必ず思想の悪化を惹起するものなることは古今東西の常例にして。社會の上階に在るもの、常に留意すべき一大要事なりと知らざる可らず。

◎

尊皇の精神は形式に非ず。裝飾に非ず。強制に非ず。義務に非ずして、眞に衷心より出でたるものならざる可らず。致良知ならざる可らず。其故に形式、裝飾、強制、義務より出でたるもの則ち加工したる。

尊皇の精神は斷じて精忠と稱するを得ざるなり。精忠は國を護り、民を安んずるの大道にして。一家の利益、一身の榮達の爲めに爲すべきものに非ず。故に其爲して而して酬



へられざるを憤るべきものに非ずと云ふ所以は實に此に存するなり。

精忠なるかな。精忠なるかな。我國安固の基本は實に臣民の精忠に在り。而して此精神を銷盡せしめざるの一方方法として。は。爲。政。家。は。善。政。良。策。の。施。行。に。努。め。高。官。富。豪。は。一。般。を。し。て。不。平。不。滿。の。念。を。惹。起。せ。し。め。ざ。る。に。留。意。す。る。こ。と。緊。要。な。り。

### ◎我同胞は傳統的

尊皇精神の旺盛なること他の諸邦の國民と全く異なるものあることは既に屢々述べたり。然れども爲政家及び先達の士は妄りに安心することなく、不斷其變遷に留意し、常に思想の變化を緩和するに努めて怠らざるを要す。其最も緊要なるは前述

の如く國民をして不平、不滿を懷かしめざるに留意すべきことにて。『同を擧げ、異を排し、相憚る所無きもの』或は『同を褒め、異を伐つの弊習肺肝に固結する』が如き現今各方面に觀る所の醜惡なる風潮は大に慎むべく、又マールマンの所謂『悅樂は祖國に存在す、之を外邦に求めんとするは徒勞のみ Die Freuden, die in der Heimat wohnen, Die suchst du vergeben in fernen Zonen』の所説を意義あらしめて、同胞の相互的幸福を得せしむるの方法を講ずること頗る緊要なるべしと信ずるなり。

### 〔三〕天朝尊奉と時代

#### ◎我國古代に於ける上下一般の



天祖尊奉の精神は實に旺盛なりしものにて。所謂其俗淳厚にして諸禮を鄭重にし。特に山陵の莊嚴。修祀の保存等頗る能く具備せるものたりしことは史に徴して明かなり。唯り淳和天皇(824-833)は葬儀を疎薄にせられ、祭祀を修むること舊の如くならざりしもの、如く。當時中納言藤原吉野は諫奏して『我國上古より山陵を起さざる事未だ聞かざる所なり。山陵は猶宗廟の如きなり。縦へば宗廟無きもの、臣子何處にか仰がん』云々と言上せしことありと傳へらる。

◎中古七、八百年間于戈相承き。百事紊亂名狀すべからざるものあり。就中室町、鎌倉の時代に於ける爲政家並に國民一般の蠻暴風狀は、實に言語に絶へたるものにて。忠孝仁義の道全く頽廢し。親を殺さんとするの子。君を弑せんとするの臣も往々にして出顯し。救恤の心。慈惠の念亦全く消失し。随つて

尊皇の精神頗る稀薄となりたるの證據一二に止まらず。一たび當時の狀況を考察すれば、唯悵然自失するの外、手腕拘攣して筆を運すの勇氣なく、之を簡冊に留めて子孫に傳ふるに忍びず、之を異國人に示すに堪へざるものあるなり。

◎織田信長。豊臣秀吉等の時代に於ては、之を室町、鎌倉の時代に比するに、

尊皇の精神に就て上下一般少しく變ぜるもの、如く。特に信



長は早く既に五善の律を制定し。次で元龜元年皇居造營成ると同時に

供御の田を置かんと欲し。而して寇賊の侵奪を恐れ、乃ち金を都民に散し、其息を収めて以て

大内の經費に供へたるが如き。大に追賞するに足るべしと信ず。

新井白石は信長の所行を指して利己的政略に出でたるが如く論じたれども。其動機如何は別に細論するの要なく、苟も尊皇の精神發揮に對しては決して輕々に看過すべきものに非ざるべし。

◎德川時代に至りては藤田東湖(1806—1855)の記する所に據るも『當

代に於ける

尊王の思想は室町、鎌倉の時代に比して全く一變せるものあり』云々。又

山陵補修も元祿及び享保の時代に於て幾分之を爲したる形跡あり(恐くは德川光圀、柳澤吉保、細井廣澤等の意見を容れたるものならんか)。以て室町、鎌倉の時代に比して改善せられたるものあるを知るに足るべし。然れども德川時代に於ても、天朝尊奉の程度尙未だ以て志士を満足せしむるに足らざるものありしは事實にして。德川家光(元和九年—慶安四年(1623—1651))が日光廟を脩め、朝廷に請ふて歳時の奉幣を伊勢の大社に準ぜしめたるにも拘らず、



歴聖の

山陵は概ね問はずりし状態なりしが如きことは、爲めに志士を憤慨せしめたること少からざりしものゝ如し。然れども一方には家康の孫松平直政が信州松本より雲州松江に轉封せしより其領地たる隱岐島なる後鳥羽天皇の御陵荒蕪したるを歎じて修補をなし。光圀が大々的に

山陵修補を執行せしむるの大計畫を立てたるものありたり。◎藤田◎幽◎谷◎常に歎じて曰く。『今俗儒名分を知らず、動もすれば國體を虧き、小大の勢に眩らんで其名を顧みざるもの多きは痛歎に勝へず』云々。蓋し小大の勢に眩んで本心を失ふものあるは

古今東西に於ける多數人間の通性にして。之を矯正するの途は名分を正し、大義を明かにすることを知らしむること、或は之を忘れざらしむるにあるのみにて、最も緊要なることと知らざる可らず。今人動もすれば小大の虚勢に眩惑し、蟻附麀至して敢て怪まず。敢て恥ぢざるもの無しとせず。大に慎ましめざる可らざるものと信ず。

〔四〕 山陵搜索補修と

徳川光圀並に二三の人々

◎天朝尊奉の精神熱烈にして、而かも

山陵の搜索並に補修に早く既に留意せしは徳川家康(1542—1616)



の外孫にして、水戸二代の藩主たる千古の偉人徳川光圀<sup>◎</sup>義公、

1628—1700)とす。義公は貞享、元祿の頃より其家臣森儼塾に命じ

て其事に當らしめ、大に爲す所あらんとせしが、事就らずして中道に歿せられたるものにて。其事實は森儼塾集及び蒲生君平の書簡中に就て知ることを得。則ち光圀は

歴聖の

山陵狐兔の窟、樵牧の徑となりたること幾百年なるを知らざるの状態なるを憤慨して起ちたるものにて。赫々たる神州寶祚の隆は萬世自若、上下の分、内外の辨、嚴乎として易ゆべからざるものたるを説きて天下に警告し、幕府を動かしたること少からざるものありたるが如し。光圀は一言之を評すれば、所謂之を

内にしては道德に涵養し。之を外にしては威儀に洋溢したるの人なりしを知るべし。

◎儼塾集に曰く『恭しく惟るに吾朝天祖の正統神武天皇より今上一百十四世二千三百五十餘年に至る。皇胤相繼ぎ寶祚永く保ち功德三五に過ぐると謂ふ可し。恨む所は綿邈の間陵墓或は失ひ、其地は舊史録する所推求し難し。吾朝の古先哲は王邦大事あれば必ず祖考の

山陵に告げ、之れに事ふること生けるが如く。之を祭るに使を遣はし幣を奉り、陵戸を置きて之を守り、毎年其兆域垣溝を修理す、故に明德昭々天に峻極す。夫れ

神武天皇吾大八州を開き、兇徒を殄盡し、洪基を創造す、其功德巍



々、萬世之を仰ぐ。宜しく其廟を敬し、其祭を嚴にし、威靈を億兆に光被すべきものなり。夫れ上、報本追遠の典未だ全からざれば則ち亦之れに效ふこと甚しきものあり。在昔平清盛當さに其出る所の桓武天皇の子葛原親王を祭る可くして何すれぞ敬を嚴島明神に致す。源頼朝當さに其出る所の清和天皇の子桃園親王を祭る可くして何すれぞ信を鶴岡八幡に厚ふする。噫二子不學の失延て後世に及び始祖を尊ぶの道を辯ぜず(中略)。世人神祖天照大神を拜するを知つて、而して帝祖神武天皇を拜するを知らず。近世の陵墓を敬するを知つて、而して先王の陵墓を敬するを知らず。夫れ繼絶興廢は聖賢の褒する所伏て望むらくは太祖を追尊して能く之を祭り、諸陵

の修補を爲して孝を萬世に示し、報本の道を知らしめ、教を不朽に垂れ、追遠の誠を致されんことを謹言。

右は代于公而作と題し、未定の稿にして當時幕府を憚りて上書せずして保存せるものか。或は光圀の歿したる爲めに中止したるものか審かならず。

◎元祿十丁丑年始めて關東より

諸陵巡改あり、大和國中は南都御奉行内田傳左衛門其職を命ぜられ、一卷の圖を作りて幕府に獻ず、畫は繪師三郎左衛門秀行畫く所にして、其後畫く所のもの多くは該圖に基く。(不肖の所有する土井大炊頭舊藏の圖譜は恐くは其原圖ならんか)。同時代に於て松<sup>◎</sup>下<sup>◎</sup>見<sup>◎</sup>林<sup>◎</sup>は



諸廟を搜索して、  
陵廟の廢荒を痛歎し。前王陵廟記二卷を著はして時世を誠しむ。

◎松下見林所著前王陵廟記を摘録すれば、

神武天皇陵に就ては

奈良東南六里久米寺北にて俗に慈明慈寺山是也。東北陵百年以來壞つて糞田と爲し、民其田を呼んで神武田と字す、暴汚の所にして痛哭すべきなり。

綏靖天皇陵に就ては

久米寺の戌亥に在り。

垂仁天皇陵

奈良西一里餘にて今田野の中小堂畝丘堀殘處乎、或曰西園寺村。

成務天皇陵

奈良西超昇寺の戌亥に在り。

神功皇后陵

俗云御陵山超昇寺村西北山陵麓に在り、鳥居有り、半腹敷くは小壺物の如し、周廻車輪の如し、此れ古所謂埴輪之類、陵上に立つ者、頂石棺露はれ、年代久しくして土崩れ自ら露はるるか、若くは戰國に賊の之を發きしものか。

顯宗天皇陵

今案ずるに傍丘片岡同磐坏岡今未だ詳ならず。



武烈天皇陵

今案ずるに磐坏丘北陵未詳。

稱徳天皇陵

今案ずるに御陵山西北陵は是れか、往年は人此陵を發き陵中の財を奪ふ、其惡漢全身忽ち腫脹して死者の若し、觀る者恐れて財を本處に還せりと云ふ。

後醍醐天皇陵

山陵は如意輪堂後圓丘方十餘丈、拱木叢生、寂々心を傷む。

此他

聖武天皇、開化天皇、孝靈天皇、懿徳天皇、安寧天皇の十四帝陵分明なり。

不分明なるは

孝照天皇、孝安天皇、孝元天皇、景行天皇、安康天皇、宣化天皇、崇峻天皇、舒明天皇、齋明天皇、天武天皇、持統天皇(二帝合葬)、文武天皇、元明天皇、元正天皇、光仁天皇、平城天皇、崇神天皇、欽明天皇等の記載あり。

貝原益軒も亦

王陵の査覈に力を盡して之を記述し。細井廣澤は兄柴山の遺志を繼ぎて歴代

皇陵の頽廢を憤慨し、

諸陵周垣成就記を綴り、時の執政柳澤吉保に開陳して幕府に上申せしむ。是に於てか、幕府は諸陵檢覈の事を決行し。兆域の



整正、所在未考の搜索、其他補修等を爲す。實に元祿十二年にして吉宗將軍の時代に於ける

山陵搜索及補修と稱するは此事を謂ふなるべし。享保三年石崎喜右衛門、入江安右衛門等京都所司代水野和泉守の命を受けて近畿の

諸陵を探檢し、

陵圖を作り、且つ藩籬の修理を行ふたるもの、如く。當時に於ける志士は多くは光圀の意見に共鳴して奮起したるの形跡あり。又同時代の搜索査覈の尙不完全なるもの多かりしは、安政二年平塚瓢齋が、淺野長祚に呈したる意見書中に元祿、享保に修陵ありたりと雖、唯僅かに粗末なる竹垣を其所在の周圍に設けしに

過ぎずとあり、並に鹽屋勘兵衛の同様の記載に由つて明かなり。◎義公の詳傳は人皆之を知る、其自撰にして所謂自叙傳とも稱すべき『梅里先生墓』と題せらる碑文は頗る簡にして明なるものなり。左に譯示す。

### 梅里先生墓

先生は常州水戸の産なり、其伯疾み、其仲夭す、先生夙夜膝下に陪し戦々兢兢、其爲人や物に滞らず、事に著かず、神儒を尊び而して神儒を駁す、佛老を崇んで而して佛老を排す、常に賓客を喜んで、殆んど門に市を爲す、暇ある毎に書を讀み必ず解するを求めず、歡んで歡びを歡ばず、憂て憂を憂へず、月の夕、花の朝、酒を斟みて意に適し、詩を吟じて懷を放まゝにす、聲色飲食、其



美を好まず、第宅器物、其奇を要せず、有れば則ち有るに随つて  
樂胥、無ければ則ち無きに任せて晏如たり、蚤くより史を編む  
に志あり、然れども書の徴とすべき罕れなり、爰に搜り爰に購  
ひ、之を求め之を得、微遶するに稗官小説を以てす、實を撫ひ疑  
を闕き、皇統を正閏し、人臣を是非し、輯めて一家の言を成す、元  
祿庚午の冬、累りに骸骨を乞ふて致仕す、初め兄の子を養ふて  
嗣と爲し、遂に之を立て、以て封を襲かしむ、先生の宿志、是に  
於て足れり、既にして郷に還り、即日攸を瑞龍山先塋の側に相  
し、歴任の衣冠魚帶を瘞め、載ち封じ、載ち碑し、自ら題して梅里  
先生の墓と曰ふ、先生の靈永く此に在り、嗚呼骨肉は天命の終  
る所の處に委ぬ、水には則ち魚髓に施し、山には則ち禽獸に飽

かしめん、何んぞ劉伶の鍤を用へんや、銘に曰、

月雖隱瑞龍雲、

光暫留西山峯、

建碑勒銘者誰、

源光罔字子龍、

(右文中伯とは松平隱岐守頼重、仲とは龜千代なり、)

烈公。此碑文に跋を記す、曰く、

齋昭嘗て謂ふ、

帝大友實に天位を踐む、而して後世能く知る莫し、

後醍醐帝は南將、實に神器を擁す、而して後世能く辯明する莫  
く、直筆あらず、

帝大友冤を萬古に修め、而して

後醍醐帝は創を按するの憤終に伸ふるを得ず、若し正閏之分



臣子當さに議すべき所に非ずと曰ふ、則ち神器の重き、萬世寶  
鎮、授受至嚴、以て覬覦を絶つ、此れ乃ち

天祖の基を無窮に肇鳴する者、凜々乎として畏る可きなり、昭  
々乎として誣ふ可らざるなり、

大統の歸する所、惟神器是れ視る、則ち萬世之論、自ら欺く可ら  
ざる者あり、此れ斯書の直書して而して疑はざる所以なり。

◎義烈二公は始終一貫

尊王の大精神を鼓吹して歇む時なく、言々句々、  
天祖の鴻基を永遠無窮に肇唱するものに非ざるは無し。嗚呼  
共に精忠なりしと謂ふべし。偉大なりしと謂ふ可し。

◎寛政四年(壬子)十月柴<sup>◎</sup>邦彦<sup>◎</sup>(字は彦助、栗山又古愚軒と號す)は祐筆

太郎屋代弘賢と共に命を奉して畿内に往き、遍く名刹古書畫を  
探り。途次畝傍山神武陵を経て賦したる詩に

山陵の荒廢を痛嘆せるものあり。恐くは東湖が子信に贈るの  
書中並に封事中に言へる所謂問題を惹起せし詩は則ち是れな  
るべし。曰く、

遣陵纔向里民求、半死孤松數畝丘、非有聖神開帝統、誰教品庶脫  
夷流、既王像說專金閣、藤相墳塋層玉樓、百代本支麗不億、幾人來  
此一回頭、(陪臣無位柴野邦彦)。

〔五〕蒲生君平の

山陵搜索



◎蒲生君平（字は秀實、(1768—1813)の

山陵搜索を發起せしも亦其經路を察するに。當さに水戸の精神に感化せられたるものにて。其記録中に水戸義公の意氣に發奮し、其遺志を繼がんが爲めなりとの意味あり。而かも君平は藤田幽谷、會澤伯民等と相知れるを以て先づ水戸に於て山陵搜索に要ある古圖、舊記を借覽調査したるものと想像せらる。現に當時の書簡中に『御返事は水戸家中三の町小澤太仲方へ可被下候』とあり、又『歷朝

山陵の事大抵尋認申候間歸來水戸家に因つて上表修復可希と存候處幸に其藩中諸學士皆同意にて殊に先君義公も其思召有之家臣森儼塾に命じ上表の稿成候得共不幸にして未果義公御

逝去誠に残念に奉存候今其遺志を繼ぐ事に御座候間定めて公義にも御用可被下と被存候』云々、其白河玉生忠八に與ふるの書中に『今日奥より歸り、路は海に濱る、故有りて復た常陸水戸に留滯す』云々とあるを見るも君平の

山陵搜索事業と水戸との關係は頗る厚きものありしを想像し得べし。又君平の

山陵搜索發起の動機を略言すれば『昔時南北朝の内亂より應仁の兵火に至りて天朝の舊典皆悉く亡失し、文華は永く地を拂ひて世は戰國となりし事久し、凡二百餘年其惡俗の餘毒流れ染めて昇平の今の世迄洗ひ清むるもの、足らねばこそ既に天下の禮法廢壞して歷代



帝王山陵の御祭事止むばかり、王道の衰たる事ども嘆息慷慨の至りなり、中古以來世の中戰國に及びしより王政も行はれずして第一

神武天皇以來歷朝の

山陵悉く荒蕪して其所在さへ定かならぬもあつて其御祭事も唯絶るばかりなり、故に姦賊共其

山陵の御藏物を利として發き出せとも糺す事もなし是れに依つて多く荒廢し今治平の時に至りて愚民其故を知らず、妄りに山陵の草を刈り立木を伐て己が山となしぬ、及言卷も畏き御事ながら石槨を橋に梁け、或は土臺に置き、或は

山陵を田園となし、池は

山陵の土を墮し埋めて田園とす、然れども其地頭も唯年貢を貪ることのみ知つて何を記す事もなし誠に天下第一の衰へたる事どもなり、故に奉幣使も久しく打絶へ候。

大御代に此一大闕典あるは誠に嘆敷事ならずや、此事水戸義公も甚だ嘆息あらせられ朝廷に奏聞して舊例の如く御祭事行はせられ度思召され儒臣に命じて上奏の稿を成させられしが御不幸にして其際御逝去、思召も遂けさせられず水戸藩今に遺憾極めて止ざるなり、此事吾も積年悲嘆して愈其遺志を繼むとすれば九志の初稿を第一

山陵志より書き起さんとの意思を生ぜしなり』云々と、聲明せしは寛政六年冬にして、爾後十年間兩度西遊し、幾内諸國を一々巡



覽す、

山陵志の成つて世に公にせしは文化五年冬にして、其際役所向より其起立の趣意贅言分に過ぎて忌憚なきは不埒千萬なりとの詰問を受け。其發意を堂々と陳述し。是れ既に水戸先君義公の創意にして、中途果さざりしを繼承せしに他ならずとの釋明を爲し。毅然として律文を引き、故事を誦み以て對ふ。其時君平は慷慨、悲憤人の言ひ難きを言へしかば有司益々其不遜を惡み、將さに之を重法に處せんとせしに、當時の權勢家林大學頭の辯解して『草野危言の士あるは國家の幸福』と唱ひしことに依りて不測の災厄を免れたるものなること既に前にも述べたるが如し。

◎蒲生君平の壯舉は彼の固有の持論たる三策則ち

王室を尊び。諸侯を富ましめ。百姓を樂ましむるの趣旨の第一位に在る所の

王室を尊ぶの基本たるべき

先聖陵寢の修復を企圖したるものにして。實に萬世不朽の大事業と謂ふ可く。一浪人而かも困難なる時世に於て、孤獨山陵の搜索に着手したるは素より辛苦艱難の尋常に非ざりしを推測し得べく。況して彼が始終極貧洗ふが如きの身分なりしことは、岡崎子衛に與ふるの書に、

『相見ざる久し矣、適ま時氣に中傷し、其初め惡寒發熱、塗炭の苦を受く、醫を請ひ之を治する三數日、其苦稍除く、然かも餘熱風を怕



れ朝夕に耐へず而して病一轉して赤痢と爲る晝夜十四五行、是れに於て身體始めて疲れ能く起つ莫し、茵席の間に蒲伏し一日一日と疲る、然かも尙食氣あり是を以て敢て死を言はざる耳、僕縦ひ死すとも猶憾む所無し、願くは數十年相知つて而して相愛する者と一日手を握つて相談せんことを則ち慷慨の氣憂愁横はる所の思亦以て拂ふべし矣、但相思切にして而して貧家適々箋紙無し乃ち扇に書して札を爲す幸に非常を恕して而して之を笑へよ不宣』なるものあり。又當時君平が岡井仁右衛門に贈りし書中にも

『當今、御老中伊豆殿を始め大學頭殿何れも皆一代の賢才に御座被成候由政教を御勤め給ふこと延喜天曆の昔にも劣間敷候此時にして其一二の缺を補ふて忠功を建んこと拙者多年の願に候不幸にして去年父を喪い此度一回忌を己に過候得ば右申上候通に御座候是に付江戸にも親敷二三の御旗本にも合力四五兩は可得候又佐野、鹿沼など師友の間にて衣類腰の物の支度を被致數年浪々の拙者眞の武士に罷成候然れども關東より千里西遊六七十日の物入に心遣申候間前に申義に面じ金子拾兩拜借仕度候此儀先達ても申入候處金の員數猶未定候只御承知被下候間更に此の如く申上候』云々の一節あり。其寄附金は全部纏りたるも僅々十四五兩の資金なりしものなれば假令へ京攝滞留中同志の小澤蘆庵、若槻源三郎、竹田榮齋其他二三の者が補助せるにもせよ、其六十九陵の所在を確めて望外の成果を得、先



きに松下見林の所著

前王陵廟記の誤脱をも補ふに至りたるの困苦と努力とは實に後世の範となすに足るべく、所謂匹夫にして百世の師と爲り、一言にして天下の法と爲りたるものと信ず。果せるかな明治二年己巳十二月太政官左の令を發して御追賞あらせられたり。

蒲生君平

草莽一介之身ヲ以テ綱紀ノ衰弛ヲ慨シ名分ノ紊壞ヲ憤ス然レドモ時ノ不可ナルカヲ著述ニ專ニシテ以テ 朝廷ヲ尊崇シ世教ヲ補裨ス其風ヲ聞テ興起スル者不少其氣節深ク御追賞被爲在依之里門ニ旌表シ子孫三人扶持下賜候事、

太政官

祭料金拾五圓

又明治十四年辛巳 明治天皇御巡幸に際し、其忠功を賞して贈位の典あらせらる。

故蒲生君平

贈正四位

太政大臣從一位勳一等 三條實美奉

明治十四年五月三十一日

故蒲生君平

特旨ヲ以テ正四位ヲ被贈候事

太政官

明治十四年五月三十日

◎君平常に曰ふ、『僕の生涯願ふ所は邦家の爲めに名分を正すに在り。自ら顧ふに性は吏才無く。且つ事情に闇くして世に用な



し』云々、是れ則ち神祇、山陵、姓族、職官、服章、禮儀、農、刑、兵の九志の著述に没頭して成効したる所以ならんか。

〔六〕 徳川 齊昭 と

山陵修補意見並に東湖の調査書

◎英邁濶達を以て其名を一世に轟したる水戸九代の藩主徳川齊昭(烈公1800—1860)は最も強く

尊皇の精神を鼓吹したるものにて。特に山陵の荒廢に就ては大に痛歎し。屢々其搜索、修理の方策を研究し。開國二千五百年(天保十一年)を期して大に諸陵を修理すべしとの意見書を幕府及近衛關白に奉呈し、詳

しく其方策を開陳し大に當路者を動かせり。左に連載するものは當時幕府に建議し、天闕に奏上せんと爲せし時、東湖に調査作製せしめたる山陵考並に其方策の大要なり。

山陵考

凡此神倭伊波禮毘古天皇御年一百三十漆歳御陵、在畝火山之北、方白檮尾上<sub>カシノオウヘニ</sub>也古

事記

七十有六年春三月甲午朔甲辰天皇崩于檀原宮、時年一百二十七歳、明年秋九月乙卯朔丙寅葬畝傍山東北陵、日本書記

畝傍山東北陵、畝傍檀原宮御宇神武天皇在大和國高市郡兆城東西一町南北二町守戸五烟<sub>式延喜</sub>七十六年丙子春三月十一日甲午天皇崩於檀原宮、年一百二十七葬

畝傍山東北陵、○古事記曰、陵在畝傍山北白檮尾上、追諡曰神武天皇、大日本史



性靈集益田池碑銘序曰畝傍山北峙今按畝傍山今奈良西南六里久米寺北俗云慈明寺山是也東北陵可百年以來壞爲糞田民呼其田字神武田暴汚之所爲可痛哭也餘數畝爲一封農夫登之恬不爲怪及觀之寒心夫神武天皇繼神代草昧之蹤東證平中州關四門朝八方王道之興治教之美實創於此我國君臣億兆當致尊信之廟陵也澆季至於此噫哀哉

松下見林所著  
前王廟陵記

大祖爲神武神武陵在畝傍山東北岨曰白檮尾上古事記按大祖之平定中國相畝傍東南以爲土中營王宮曰檀原宮蓋以其宮樹檀而所名歟古事記檀作白檮白檮即檀也又稱陵所在曰白檮尾上不是移之以宮樹則取宮名也尾上者山岨如尾者之上今畝傍山東北岨所呼曰御陵山墳然而隆起此也

大和志以此爲三神八井之墳一神八井之墳二千畝傍山北雖於史有之其所所在山隅平地未詳何處也今妄認云爾若果神八井墳乎其位已人臣又何以傳謂之御陵乎今呼曰御陵是土人口碑素而不僞凡此類可擇而采矣大非如三夫好事者以臆附會也

莊且不象官車乃以上古大朴制末備也廟陵記云畝傍山東北陵百年以來犁爲糞田一名曰神武田然其平地而距山岨東北三町許乃不合尾上之名且所謂餘數畝爲一封冢一者亦不在神武田

距神武田又東北三町許有古墳在焉蓋指此也夫民之無知惟貪地利一至三乃妄犁天子陵墓然始及其石棺慄慄畏怖不敢侵之遂餘其數畝爲一封冢是物之情也苟夷之糞田其上乃若也何

營一封于三町外哉疑其古墳是當時所陪葬或神八井之類決非神武陵神武田一名美贊佐伊是美佐佐岐所託即謂山陵也山陵與廟俗互其言今謂神武田曰美佐佐岐蓋以其嘗有廟焉相傳舊嘗有神武祠廟在神武田地昔年水源廟爲之所漂而後遷大窪村大窪寺之趾有國源寺焉又傳國源寺亦嘗有神武田傍遷于此據多武峰記有泰善法師天延二年三月十一日行畝傍東北一遇一奇老人顧泰善謂曰爲朕講大乘佛法禱國家榮福朕是人皇始祖言畢乃不見泰善以此瑞一每年三月十一日輒來誦法華故貞元二年大和守藤原國光爲創堂宇號國源寺云夫其說誕妄固浮屠氏之常然而其堂宇由此創建則神武祠廟又當在二其寺中一即神武田傍曰塔垣內一就其名一而考疑是當時建塔廟處因稱美佐佐岐歟其下曰洞村

紀曰秋九月乙卯朔丙寅葬畝傍山東北陵

今居者之聚也相傳其民故神武陵守戶凡守陵戶皆賤種本以罪隸一沒入者不齒鄉人也以故其守戶之子孫遂轉業屠者稱穢多亦勢也蒲生秀實

所著山陵志  
山東北俗稱三塚山者奈良東南六里久米寺北慈明寺是也土人傳言百年來壞爲田號曰神武田今僅餘數畝存一封元祿中藩主松平紀伊守信庸爲三京職一時有官命檢覈諸陵一祐之與其事一故諸紀皇陵下所附言一皆有二明據一松崎祐之所著史徵

白檮尾山は詞志能衰能字閑と訓べし尾は上閉屬る萬葉廿一丁に多加麻刀能乎能字倍乃美也とあり字を省て訓まむも不可からずされど是又さて山に衰と云に峰と尾との二ツあり尾は鳥獸などの尾と同くで山のすその長く引延たる處を云猶此事朝倉宮殿に自所向之山尾登山とある下に委く云べし白檮尾とは畝火山の



北面の尾にて白檜樹の多く有しより此名を負るなるべしさて上と云に上を云と邊を云と二ツあり凡て宇閉は裏表とて裏は内表は外なるを上も邊も共に外表なれば本は同意なり共に宇を省て閉とも云り然るを後には宇閉は上閉は邊に分て二ツ言となれる又邊字は邊裔邊垂など云て中央ならざるはしつ方を云其表外をも云なり此の宇閉は上を云なり書紀には云々とあり諸陵式に云々と見えたり此御陵今は詳ならず但綏靖天皇の御陵と申傳たる里人主膳家と云り綏靖も申せり綏靖には坐すしく御段に云り考を合すべし此神武天皇の御陵なるべき其は山本村の西慈明寺村の南に連れたる高き處に在て即畝火山の西北方に屬たる岡上にて正しく尾上と云べき地形なり是は山の西北方なれば書紀及式に東北とある其は違ひたれども御陰井上の御陵も正しく此山の西なるを書紀には堅く泥むべきに非ず式は書紀の隨に擧げられつらん又此記には北方ともあるをやさて松下氏の前皇廟記に此陵下に云々と云へり大和志にも在四條村と云へりこれらに云るは四條村の一町許東にて畝火山よりは五六町も東北方にあたりて田間に僅に三四尺許の高さなる小丘にて松一本櫻一本生てあり誰も是を此御陵の趾と思ふめれど決して是には非ずまづ地形白檜尾上など云べき處に非

ず久しき世々を経れば山も變て平になるなど常のならひなれども其もなし其とは見ゆる物なるに此地のさまは然らば山とは清く離れて其間にいさゝかも尾の壞れたらん蹤など思はるゝ小高き處も残らず凡て此わたりは元より平原なりける地とては見えたり且上代の御陵どもを今見奉るに有つるまゝに全きもあり又發き壞はれて内のさまの顯露になれるなども多けれども何れも何れもいと高く大に山の如くにて内の石構などすべて／＼おぼろ氣ならず當初大に嚴しかりしいと推計られて著明きを是はさらに上代の御陵のなごりとは見えす同山の邊にて安寧懿徳の御陵などはさばかり高大なるに此御陵しもかりそめなるべき理なきをや是はやゝ近き代にをこの者の畝火山の東北にあたりて此丘のたま／＼あるを見付てゆくりなく是ぞと定めたるなるべしされど白檜尾上とあるをも考慮上代の御陵どものさまなも知處ではさ昔承和のころすら成務天皇の御陵を神功皇后と誤られしこと續後紀に見えられたれば況て近代にはまかひけんことあやしむべきに非ず云々本居宣長所述古事記傳

今謹デ按ズルニ



神武天皇ノ御陵古事記ニハ畝火山ノ北方ト云ヒ書紀及ビ式ニハ東北トアリテ少シク方位ノ違ヒアルユエ後人ノ説一定スルコトヲ得ズ廟陵記及史徴ノ説ハ百年バカリ以來壞テ糞田トナシ其ノ地ヲ神武田ト唱ヘ僅ニ數畝ヲ餘シテ一封トシタルヨシニ二書ノ説何レモ同ジサテ其一封トイヘルハ今僅ニ三四尺許ノ高サナル小丘ニテ松一本櫻一本生テアレド其地形白檜尾上ナド云ベキ處ニアラデ山トハ清ク離レ其間ニイサ、カモ尾ノ壞レタラン蹤ナド思ハル小高キ處モ殘ラザレバ其一封決シテ

神武天皇ノ御陵ニハアルマジキヨシ古事記傳ノ説取ベク聞エ且神武田畝火山ヨリ三町許隔テ其一封トイヘルハ又神武田ヨリモ三町許離レタル處ナリ神武田ノ中ニ一封殘リテアランニハ其壞テ田トナセシ時石棺ニ及ビ慄々トシテヲソレヲノ、キ一封ヲ築タルニモアルベケレドモ其地悉ク平ゲテ糞田トナサンホドノ人情ヲ失ヒタルコトナランニハイカデコトサラニ一封ヲ三町ノ外ヘ營ムコトノアルベキ此一封ハ當時ノ陪葬スル所モシクハ神八井ノ類ニテ決シテ神武陵ニハアルマジ神武田ト云ハ昔年神武ノ詞廟アリケルユエナルベキヨシ

ハ

山陵志ノ説從フベキニ似タリサテ古事記傳ニ畝火山ノ西北ナル主膳冢コソ

神武ノ陵ナルベケレド云ハ疑ハシキ説ナリ畝火山西北ニテハ古事記ニ北ノ方ト云ヘルニモ違ヒ又書記及ビ式ニ東北ト云ルトハイヨク懸隔セリソモ古事記ト書記ト少シク方位違エルヤウナレドモスベテ古事記ハ簡ニ書記ハ詳ナレバ書紀ニ東北ト云ヘルヲ古事記ニハタマ北ノ方ト云ヘルモアヤシムベキニアラズ舍人親王ノ書記ヲ撰ミ玉フ時ハマサシク其陵モ著明ナルベケレバマノアタリ畝火山ノ西北ナランニハ東北陵ト書スル理ナク延喜ノ時モ其兆域ノ廣狹守戸ノ多寡ヲモ記スルホドナレバ是又其方位ヲアヤマルベキニアラズ但安寧天皇ノ陵モ畝火山ノ西ナルヲ書記ニハ南トアレバコ、モ其類ノ謬ナラント古事記傳ニハ云タレドモ

安寧陵ハ畝火山ノ西ニハアラデ西南ナリ古事記傳ニモ安寧陵ノ條ニハ西南ノ麓ニツキタタルハ殊ニ疑ベキナリ西南ノ地ヲ書記ニハタマ南トノミイヘルハ東北陵ヲ古事記ニハタマ北トイヒタルト同ジコトニテ深ク怪ムベキニアラズ式ニハ畝傍山ノ西南ト記



セリサレバ畝火山ノ西北ナル主膳冢ヲ以テ  
神武陵トイヘルハ一切古書ノ旨ニ叶ハザルコトニテ全ク古事傳ノ臆斷ト云ベ  
シサテ右ノ諸説ヲ參考スルニ

神武陵ハ畝火山ノ東北ナルコトハ明ナレドモ尾上ノ名アルヲ以テ思ヘバ神武  
田ノ三町外ナル一封ニモアラズ又畝火ノ西北ニテハ其方位甚違ヒタレバ主膳  
冢ニモアラザレバ

山陵志ニイヘル畝火山ノ東北岨ナル御陵山トテ墳然隆起シタル處コソ實ニ  
神武天皇ノ御陵ニハアルベケレドモ□□親ラ其地ニ臨ミテカク云ヘルニモア  
ラズタゞ書籍ノ上ニテ參考シタルマデナレバ誤謬アランモ知ルベカラズ他日  
區々ノ至願達スルコトヲ得バ人ヲ差シテ其地ニ至ラシメ悉ク其形勢ヲ視悉ク  
土人ノ説ヲモ聞キ古書及ビ諸家ノ説ヲモ參互錯々シタル上ニテ之ヲ幕府ニ呈  
シ之ヲ

天闕ニ奏シ進止ヲ取テ決スベキ事ニナン

右の控書は東湖の自筆にして今は後藤仙太郎之を所持し其末  
に息健次郎自筆の左の記録あり。

(右先君子遺稿所奉烈公之命代公作

文久壬戌仲冬

孤子健血泣識。

◎烈公が義公の遺志を繼ぎて屢々幕府及び 朝廷へ建議し必ず  
山陵補修を遂行せんと盡力せしことは前記の如くなれども亦  
此任務に當りたる藤田東湖、桑原信毅、西宮宣明其他の記録によ  
つて益々明瞭なることにて其二三を示せば次章の如し。



〔七〕東湖の

山陵補修意見

八十四

◎藤田東湖の常陸帯に烈公が義公の遺志を心して天朝を尊みて忠孝の義を明かにせんと努めたる事を記したる一節に

『抑々、神武天皇より始め奉り代々の山陵其地だにさだかならず、或は深山の苔に埋れ或は荒野の叢にまじりて拜む人さへ絶て無き事をいたく歎き給ひ怪き賤が男だに其先祖の墓もあれば草取り苔拂ひ抔して敬ひ祭るわざなるを一  
天の君の

山陵かくまでに成りぬる事、明時の恥なりと宣ひて古事記より初め諸々の書籍を考へ給ひて御自ら物に記し給へるさまを見奉りぬ、其事幕府に申給へるならんと測り奉れども幕府も其儀に同じ給ひて時を待ち給ふにや、はた障りもありて始め給はぬにや、庚子の年先帝崩じ給ひしにも何事やらん書き綴り給ひて

殿下にも幕府にも御書をこし給ふ、都て國中の事は有志に謀り給ふ故思召も顯はれぬれども天下の事幕府に申し給ふ類ひ御自らものし給ひて露だに人にもらし給はねば其委き事を知るべきやうなし、唯是彼と推測り奉るになんありき』云々、又烈公が幕府を憚らざる所爲あるが如く讒言せるものあるに對し「義公よりこのかた朝廷を尊び給ふ御家風のみ聞えて幕府を敬ひ給ふことを知らざる輩が恰も幕府を憚り給はざるやうに讒し奉る人もあるが甚だ心得ぬことなり、忠孝は其本一なり、幕府を敬ひ給ふは孝を東照宮に竭し給ふ所以、天朝を尊び給ふは忠を天祖に竭し給ふ所以なり、然るに世の書讀める人さへ此理を明かにせず、國學に泥みぬるものはやゝもすれば關東を輕んじ漢學に迷へるものは朝廷を尊ばず、甚しきに至つては代々の將軍家を指して王と稱し奉るものあるに至る、是れ幕府を誣奉るにひとしく大なる僻事なり、柴野彦助畝傍山の山陵に詣て作りし詩を文恭公の御覽に供へしに陪臣無位柴邦彦と書たるを公怪み給へし時、白河の少將松平越中守定信朝臣、御側に在りて朝廷に向ひ奉りては定信等皆陪臣なり、まして邦助如き無位のものをやと申上しかば公悦び給ひ

八十五



げるとぞ、かくありてこそ幕府の盛徳ますく、天の下に弘まりぬべき事にならん』

云々と記せり。

◎天保五年(甲午)の東湖封事の一節に

『一、大祖陵廟の御儀は第一 叡慮より被爲發可然御儀勿論と奉存候然る所萬端叡慮に不被爲任候世の中に御座候へば所詮右様の儀は存も不寄儀と奉存候尤も御當代の御儀は随分 天朝を御尊び被遊鎌倉室町杯の如き不當の振舞とは同日の論に無御座候へ共中には鎌倉室町の舊弊残り居り候儀も御座候間非常の儀 叡慮より彼爲發候儀は以の外不宜奉存候仍而は幕府より 天朝へ御願の上日本國中大名小名無泄石高を以て課役を命ぜられ右御入用を以て 陵廟御創設被遊候へば乍恐上は 天朝を御はじめ幕府三藩諸大名は勿論下々萬民に至る迄其順々を以て 大祖を尊奉仕候理に相中り可申奉存候然る處公邊の勢も此節の姿にては所詮右等の儀御發し可彼遊とは相見え不申儀是又不及申

上奉存候扱 君上にて右の事を御起し被遊候には幕府に御かまひなく京都へ御願被遊候も京師にては差見え 叡慮不淺勅許に罷成可申扱又幕府にては御故障も無之存外さうさもなく御出來被遊候歟も難計候へ共夫にては萬一公邊の有司ひがみ了簡にて悪しく御取成申上候儀も難計其上事體に於ても如何に御座候間却而京師へはまづ御差控被遊御至誠を以て公邊へ御建議被遊候方御宜き様奉存候前日も申上候通り當御代の儀鎌倉等と同日の論には無之太平の盛なる古今ためしも無之御儀に候得共臣子の慾目にて了簡仕候へば乍恐 天朝御尊奉の筋はいまだ十分とは申上兼候筋も不少候處右 大祖廟之儀御成就にも罷成候て御武運も益々御長久の御儀當然の理と奉存候此意味を程能被仰立前文日本國中課役之事御建議被遊扱右之事御乙甲にも御座候はゞ不得已候間冥家の爲め拙家にて創建仕り御武運長久祈り申度と申氣味に被仰立候も公邊にても御無理とは申間敷且義公様の御時代と違ひ公邊の有司も右様の儀忌候人も只今は有之間敷候へば尊慮の通り御成就にも可罷成哉と奉存候扱日本國中總課役之儀相濟候へば御家にては僅々三十五萬石の高かけを以て御入用



御指出被遊候のみにて御建議の本に被爲成候ゆる御太功は天下萬世に傳り無  
此上御儀と奉存候又其儀は行はれ兼御家にてのみ御創建と相成候迎も御入用  
は格別の御儀も有之間敷たとひ少々御物入相過候とも悖而出候財とも違ひ候  
ゆる御勝手向に御頓着不被遊無二無三に御決斷被遊候も可然御儀夫ともあま  
り莫大の御入用にも御座候はゞ御領中富民はじめ御用金被仰付候迎も誰あり  
て御無理とは申上間敷乍恐此儀は御請合申上候  
山陵御普請向の儀御配慮被遊候段誠に難有御儀と奉存候御繪圖の通にて至極  
御宜き様奉存候尙又令式の類吟味仕り御請可申上奉存候へ共格別の御入用に  
も有之間敷奉存候此段不取敢御請奉申上候以上

八月三日

追而奉申上候

太祖の陵はやはり畝傍山の趣にて古事記日本紀共別紙の通符合仕候  
山陵志之説も同様に御座候只今至而少々許りうつ高く罷成居候のみにて拜見  
仕候へば誠に不堪落涙さまにをはしまし候と承及候扱寛政中柴野彦介御儒者

神武陵の詩を作り台覽に入候處……の儀公方様にも御不審被遊候を流石の  
白河可然御請申上候儀承り及候右の詩全詩は忘却仕候へ共大意別紙之通りと  
相覺申候右之詩至極的中の論に御座候間其節入台覽候程にては何とか御沙汰  
も可有御座候處其節の御模様如何に而有之候哉尤も一の御儒者の詩作位を以  
て諷諭仕候と君公より表向御建議被遊候にては同日の論に無之候得共萬一其  
節も少しは御評議にも相成何歟御故障有之相止め候類にも御座候て其御故障  
の廉御心得被遊候上にて御建議被遊候方可然御儀と奉存候林大學頭杯は定而  
承知仕居候半奉存候以上

○七十六年春三月甲午朔甲辰天皇崩于橿原宮時年一百二十七歲

明年秋九月卯朔丙寅葬畝傍山東北陵日本書記

○凡此神倭伊波禮毘古天皇御年壹百參拾漆歲御陵在畝傍山之北  
方白檮尾上也古事記



◎東湖が烈公に上書して義公修史の趣旨を述べたるもの、中に  
左の一節あり、曰く

山陵御修復之儀何より以て御武運御長久の御基にも可相成段は尊慮の通りにて御確論に御座候得共此意味合點仕候人は中々百人に一人も安心不仕まづは關東の弊風にて日光さへ立派に御座候へば

山陵はいか様にても歎き候ものも少き姿に御座候御當代の儀は室町鎌倉と同日の論には無之段は勿論に候へ共極内に實之所を申上候へば矢張鎌倉等の弊風残り居り候點の不少第一に

禁裏御即位の節種々御飾り物の内、幟様の物へ大字にて認候文言に、次第により可奉仕承久之側者也云々と申す文言も御座候由又日光御門主を平日御手につけ被遊萬一之節は忽に南北朝の勢と爲し様御意味叡山に對し東叡山御建立其外禁中諸法度等の意味實に言語に絶し歎敷次第右様を以て相考候へば京所司代などは以心傳心の心得振密に相傳仕候よしも難計實意に考つめ候へば一日

も安じ兼候次第恐多くも萬乗之君の御身の上を恐察仕候に君上には龜の間に被爲入候節なども一段御手詰の儀に可被爲在哉と想像仕候次第に御座候夫故遠くは

御烏羽天皇御鬱憤に思召候へ共終に關東の爲めに御手を束ね被遊次には後醍醐天皇千載の英主によく御中興被遊候へ共乍恐中途にて御たるみ被遊候故御難儀のみ被遊其後は愈々關東の權威のみ盛んに相成實は最初より更に御手を御出し不被遊候よりも一段あしく相成候勢何共可申様無御座候近くは

後光明天皇英明に被爲渡種々格別の御事にて爲在候故大猷院様にても餘程御氣遣に被爲思召候歎の由不幸にして

天皇御早世被遊候故關東にては〇〇候へ其實は此時に又々一段京都の方をきびしく被遊候様にも奉存候右の通り英明の天子被爲在候度毎に却て一段々々に關東の御用心は深く相成候姿是非もなき御儀に奉存候

又西山公には御深慮被爲在候と相見所詮力つくに被遊候へばますく京都の



御難儀に相成故先天下統一統の人心を御直被遊候半と思召、日本史の御目論見被爲在候、これはかけはなれ候事故公義にても御手のつけ様も無し、將軍傳などは誠に御耳のいたき事許りの所御當代の事にも無御座候故是以、致し方も無し、扱右日本史御開板には不相成候へ共私に天下に流布仕候故有志者一同に興起仕り候次第一向目には見不申候へ共其源は西山の學風に本つきし段勿論に奉存候扱其節は公邊にても未だ御用心深き折柄に御座候故悉く西山公を御忌申上候儀と相見御いん居まで御任官無之一條にても相分り候様奉存候西山公には第一天朝の御爲次に幕府の御爲御忠告の思召に被爲在候へ共幕府の方にてはひたすらに東都へのみ御傾き四方の修驗僧徒等密々に御かたらい被遊又快風丸様の事もすべて京都の御力を被爲合候御道具とのみ被存候半歟並々の大名に候はゞ餘程御不通りに可有御座候御三家様の事故先御任官御延引位の御儀に御座候歟扱其後太平打續き候に隨ひ關東にて京都の御用心も次第に薄くは相成り候へ共明和年中の頃山縣大貳と申者御仕置に相成候由尤大貳は全くの忠臣には無御座候へ共平人の身分より京都を尊び候次第悪く心得違候故も可

有御座候蒲生君平と申者浪人の身分にて山陵志を著述仕候段不届の由にて既に遠島にも可相成所君平儀西山公の御事を以つて引事に仕候故御役人もあぐみ居候内林大學頭中に入りいらざる主意を申立候は學者の常と申事に相成り御免に相成候由段々右等の意味を以て相考候に東都を御用心被遊候儀昔程は無御座候へ共矢張其弊風残り居り候故第一に幕府年來の御心得振を御直し不被遊候内は君上の御正論は中々入兼可奉存候御故障申上候のみならず實に御忌申上候半も難計何共恐惶仕候尤天朝の御爲に御忠節を御盡し被遊夫れにて幕府より御忌れ被遊候迎御恥敷御儀には無御座候へ共同じくは先機會を御待被遊候歟又は自然と幕府にて京都を用心仕候弊風を御直し被遊候方御手順にも可有御座候哉西山公の節は未だ御時代若く候故日本史位の事にて御よろしく可有御座奉存候甚如何敷儀に御座候へ共二百餘年の太平誰あつて幕府に背きしものは無之勿論に候へ共前々年の後憂ふべきは外患と内亂との二つに出申間敷奉存候外患は夷狄の事故姑らく指置き内亂は大名にても百姓にても京都を楯に取候は追々の見合に御座候其時に至り京都の御世話十分に御届き



被遊山陵等も御修復に相成居候へばいかなる奸賊の者有之ても京都をたてに取候儀は不相成京都にても幕府をかたじけなく被思召候故御働さ有御座間敷左様にも相成候こそ尊慮の通り御當家御武運御長久の基此上有間敷奉存候併是等の意味筆紙にて努々相認め候儀に候へば容易に御文通には相成り兼候様奉存候御獨語の様に被遊遠廻しに御認被遊候儀は左して御六ヶ敷儀も有之間敷候へばいづれ右様の事にて先腹を御直し被遊其上にて共々尊慮を奉助候様相成り候はゞ二千五百年の御間には合ひ可申敷もし又更に御かけ放れ被遊唯後日の御響き合迄に被遊候敷二つの内と愚慮仕候云々。

◎天◎保◎五◎年◎(甲午)十一月十六日東湖封事の一節に

『山陵の儀始めて加州へ被仰遣外に野州兩名の御書を被遣候を同月二十六日御請申上候處委細取調の上追而可申上との事にて御別封をば開封も不仕返上仕候仕合』云々とあり又其追白に『山陵之儀最初の思召にては古制に御本づき一通り石垣堀等にても被遊候思召立に被爲在候處此間中大和邊の地理に拘り候書

籍等大抵残りなく吟味仕候へ共何しても其御地所駘と相定め兼申候尤先日被仰候通り七右衛門へ文通仕候間追而何と歎沙汰御座候半存候得共是以十の八九は相分兼候半奉存候近々の書籍著述仕候も其地へ立入候も有之候へ共夫にても究め兼候事ゆゑ仍ては推量にていよ／＼と相定めも被遊兼候へば御普請は勿論被遊兼つまる所疑はしき地所一二ヶ所も御かこひにても出來 神武の山陵と申傳候場處ゆる旅人等入込不申様に被遊候外は有之間敷扱外に神武田邊へ檀原の神宮を御建立被遊候外無之様奉存候扱神宮と相成候而は御乙甲の儀公邊にて御普請に不相成候而は相成間敷哉一體加州の御請にも御家にて御引受と申候而は猶更如何敷云々と申様子に相見候間山陵のみ御普請にても實は公邊にて被遊候様御申立被遊扱御家にては御建議元の御名のみ御受引被遊候方正道と奉存候處神宮と相成候上は猶更の御儀と奉存候且又此上加州よく吞込候ても第一御費用にも拘り候事ゆゑよき事にもまづ好み不申氣味可有御座奉存候へ共其節に至候て先達而も申上候通諸國高懸の事を御議し被遊候はゞ少々は公邊にて御浮金出來候事ゆゑ其議行はれ可申敷と奉存候何



れ上に而は格別に御費用をば御出し不被遊扱御名を御十分に御引受被遊候方正理にも中り可申奉存候

右の意味も御座候上は御家にてのみ御修復御引受と申事をからりと御止め被遊加州の申候言をも御用ひ被遊候て扱其主意をば被仰立候は誠まことに無此上美德と加州も感服仕り候半と奉存候間別紙奉入御覽候是れは全く御見合せの爲めに仕候迄に御座候

右兩條御意に叶ひ不申やはり一昨日尊慮の通り表向被仰遣候思召に御座候は乍な恐今夕銀次郎へ御沙汰被爲在候様仕度奉存候今晚終夜愚考仕候へば明晝迄には御間に合可申奉存候以上

### とあり東湖の

山陵復古に對する熱誠の度亦尋常に非ずして、其方策亦凡ならざるものありしを知るに足るべし。

◎天保四年癸巳烈公は東湖の妹夫桑原信毅を(幾太郎と稱し照顔と號

す、1800—1861)京師に轉職せしめ。主として

山陵搜索の任に當らしむ、當時東湖の『送桑原毅卿之京師序』は堂々數千言。先づ國體の重き神州に若くものなきを説き。至尊、至嚴京師に若くもの無きを説き。轉じて二百年來鴻儒碩學指屈するに堪へず。嘗て竊かに其書を讀んで而して其學を察するに其博覽洽聞を論する亡く。其能く國體を辯じ、名分を慎むもの猶什一を千百に存するあるなり。欣慕の餘其人を尙論し。其出處本末を究むるに。大抵其學の淵源する所京畿に出でずんば則ち我常陸に出づ』と論じ全文悉く國體を詳辯し。名分を嚴慎すべきを誨へて泄す所なし。其文意活躍如として實に俗悪の愚夫と雖も一讀襟を正して嚴守せざる可らざるの効力あ



りたるを知る。果せるかな、信毅は比較的能く山陵の搜索にも成功し。三年の後歸りて之を復命せり。當時東湖より子信への書中に『神武陵の事は幾太郎(信毅又毅卿)内々悉く考究陵地邊をも數日經歷頗る特見も御座候、蒲生<sup>○</sup>の志<sup>○</sup>も間違<sup>○</sup>の様に相見<sup>○</sup>へ候、是れは不容易事故幾太郎も秘候歟も難測候、他日考索之書可懸御目候』云々とあり。其山陵搜索に就て得る所亦決して少からざるものありたるを推知されたり。

◎天保の中頃藤田東湖より川瀬好徳への書に左の如きものあり。

一先日尊慮に畝火山の陵地不分明様御覺被遊候處右は如何想得居候やの旨御尋被爲在候間古書等致穿鑿候處陵廟記其外舊來申傳は神武田東北の一小丘な

りと有之本居の古事記傳には畝火山西北の綏靖冢主膳冢とも云ふは綏靖帝には無之即ち神武帝なるべく考へ有之君平の山陵志には畝火山東北の隅御陵山と申す所神八井命と申傳候へ共神八井には無之即ち神武帝の御陵なるべく考有之三説異同何れとも一定難仕旨御請申上候處右様の義書籍の上にて相分り候事も實地へ臨候へば地勢等に無據事有之相分り候事も有之候處七郎右衛門抔京地にも居候へば聞繕候て相分り可申候間折を以て御文通申候様御沙汰に御座候仍而は右陵地の事京地好古家の説又は畝火邊土人の説等より、御聞繕被仰下候様可仕候尤も申迄には無之候へ共山陵等の事何歟嫌疑不少候ゆゑ尊慮とは乍申全く御内々小子心得にて及御文通候事ゆゑ事立す御聞繕ひ小子心得迄に御報可被下候 十月二十六日

別紙實は只今被仰付候今日便ゆゑ早速申遣候様にとの御意に御座候何れ貴答は早速可被下候

古事記には畝火山の北にありと云、日本記、延喜式等畝火東北とあり。

東北の事を北と計申はあたり前也左すればやはり東北の方には相違なしと見



へたり白檮尾上と有之上は神武田にては尾上の名目に不叶とて君平は御陵山と申候よし扱々六ヶ敷候愚案にては水かけ論と奉存候宜敷勘者可被下候、右一事も加州より一通長刀あいしらいの御請のみにて委細追而と申事に御座候段々承候へば此節上邊にても種々せんさくの由に御座候云々。

〔八〕西宮宣明の一二の記録

◎山陵に關する西宮宣明の書類中に左の記載あり。是れ晩年の書なれども又以て烈公と

山陵復古との關係を知るの參考と爲すに足るべし。

一、山陵御再興之事。

一、天皇尊號。

一、復古之事。

一、禁中御手弘に仕度乍恐奉安

宸襟之事。

右數箇條之儀は別而三十年來烈公より有志之家來へ被申付史臣にては會澤安藤田彪等其外兩三輩幕府へ表向申立京師之有志之人々往復探索被申付候事にて近習勤にては宣明へ夫々示諭被申付候事にて尙皇學復古待招之任宣明被申付候間平田大角より其後追々古學候筋へ月俸相與へ其人撰月俸渡方等之儀は宣明檢印を以て渡遣し當時宮大史等出で夫々取扱來候事にて本文の箇條文通等も三十年來の書牘有之無相違事に御座候

御一新今日に至り歸郷輦轂の下を離間候儀古稀之類齡實に殘念至極奉存候間いかなる微祿にても被下出東京府之貫屬に被仰候様願度奉存候此段御含被遊被下右様伏奉懇願候恐々頓首

明治四年五月朔

宣明百拜

右宣明の述ぶる所老者の愚痴に似たるの觀なきに非ざれども。



如何なる理由にや宣明は維新後間も無く免官となりて頗る逆境に入りたるものと察せらる。又此書に依て烈公の山陵補修に焦慮したること並に宣明の一時樞要の地位に在りたるものなることをも知るを得べし。

◎烈公は藤田東湖、會澤伯民、桑原信毅、西宮宣明、豊田天功等に命じ、多年檢覈調査せしめたる

山陵考を參酌綜合して

山陵策三冊を作りたるものなることは既に之を聞知せしが。

不肖未だ之を一覽せざるを以て其實否如何を疑へつゝありしが、近時左に記載する西宮宣明の記録に據り、首めて其事實なりしを證するここを得たり。恐くは前記東湖の調査書を中軸と

して綴りたるものなるべし

◎齊昭在世勤

王之微忠書取草稿

一、山陵復古

神武陵再興之事直撰

山陵策三冊

進獻之文久三年亥三月上京

臣宣明奉之

一、天皇尊號復古

關白殿下之奏進を以て建白之臣宣明以會澤安、藤田彪之風諭書伴信友松苗等相與議之也

一、天皇壯麗之事

造營之奉行職石河土佐守奉台命烈公諭之以歌並書翰也



一、八洲文藻百十二卷

齊昭直撰以

上表進獻

天保十四年卯眞名文二十五冊  
弘化二年丑 假名文八十七冊

一、地球圖嘉永六年以

進獻 上表宣命書

眞名文

右同斷其餘者内 進獻之事以鷹司殿下奉之

一、御劍 御硯(銘大井川)

自作村雲鍊 以自詠奉獻也奏進右同斷

一、御樂器 御琴一面御琵琶同上

御笛銘吉野有自詠以吉野行在所竹自作之出於賀生堀孫太郎家

右の外にも數多御座候得共大略入貴覽申上度此如御座候恐々頓首

巳八月

西野宣明

右は明治二年宣明が政府に提出せる書取書なるが、之に據るも烈公が如何に始終意を天朝尊奉に竭しつゝありたるかを知るべく。又宣明が忠良の臣として、能く其間に使命を完ふしたるの一人たりしをも推測し得べきなり。

◎藤田健(東湖の息)は自著山陵私考の跋に述べて曰く。中古王綱解紐、萬機墮廢し、甚しきは則ち奕世の廟陵も亦概ね湮壞に歸し或は狐狸の窟となり、或は牧豎の場と爲るも舉世恬として怪むを知らざるなり。松下見林、蒲生君平、本居宣長の徒出るに及び陵墓稍世に著はる其功偉なり、然れども固と布衣韋帶の士僅か



に以て攻證に資し、而して復修に論及する能はざりしなり。我水戸の烈公蚤く之を憂ひ、義公の遺志を繼述し、慨然山陵を復修するの志あり、稽古徵今、遺址を攻索し、先づ畝傍の陵を修め、以て順次に他陵に及さんとし、乃ち其議を京師に上り亦幕府を懇懇するもの啻に一再ならず、而して阻格して達せず、遂に志を齎らして逝く、痛惜に勝ゆべけんや、其後未だ數年ならずして王室興復百廢悉く舉り、奕世の山陵亦巍然舊觀に復す、嗚呼盛なるかな、後朝廷數々勤王の勞を追賞し、寵榮重ねて至る、公今日の盛事を觀るに及ばずと雖亦以て平生の素志を慰むるに足らん、然も天保の際に當り山陵興復の議を首唱する此の如く懇到切至而して今其迹間寂として人の知るもの無し、健竊かに憾む。職を諸

陵寮に忝ふするや、悉く其圖籍文書を觀るに、松下、蒲生の徒其遺著具さに存し、而かも公の山陵に於ける功勞の如きは片言隻辭の徵すべきものなし、其事迹の顯晦公に於て何かあらん、然り而して公の精誠苦衷を觀て遂に煙滅に歸するに忍びず、亦臣子の至情なり云々。と烈公の山陵に關する功勞の一端を示せり。

◎烈公の鷹司關白及び幕府に對し

山陵修補を促したる書翰の往復は頗る多く、烈公は實に機會ある毎に力説して止まざりしなり。大久保加賀守に贈りし書に左記のものあり。

◎天保五年甲午は將軍家世子家慶公の四十二歳に相當せし年にして世俗忌み嫌ふ所の厄年なれば其厄拂ひの爲めにする所な



りとて大に感應寺といふ寺觀を建立して冥福を修めるよう聞  
えたり此時こそ山陵復興の機會なれと思ひ立ち九月十三日暮  
府の老中大久保加賀守忠眞に書を贈り始めて神武陵修築の議  
を陳べられたり。

其建議に曰く拙者如きものにては申も憚多候へ共御當家至  
徳之議は三分天下有其二以服事殷候と申處には無之日本國  
中誰有て將軍家の御下知を受不申人は一人も無之處悉く天  
朝を御尊敬被遊鎌倉室町等とは格別之御儀に被爲在候故御  
武運益御長久にて二百餘年の太平を被爲在候段實に偶然な  
らざる御儀と奉存候そもく神武天皇は人皇第一の太祖に  
ましく候へば凡神國に生れ候人は誰迎も尊敬可致段は勿

論之儀且源平其外皇別の姓氏は皆親王より出其親王諸王は  
皆皇族に有之尤人身之身分天皇を祖と唱へ候は遠慮可有之  
筋に候へ共竊に血統の由て來る所を推候へば將軍家は不及  
申懿親の末に列し候拙者輩迎も遠く天潢の末流を汚し候儀  
委細不及申然る處年代の久しき故とは乍申太祖の山陵多年  
荒廢いたし僅に申傳候地も少々小高く相成居候迄のよし承  
及申候拙者事幼年より聊古書等相好み右之事兼々嘆敷は存  
候へ共部屋住之節は所詮申出候事も不相叶相續之儀も御程  
合難測空敷控へ居候處天下の太政を被執候足下と御懇意申  
候上は兎に角に及御相談候方と存候間例之通無伏藏申進候  
此度感應寺御建立之儀杯は西丸様御厄年故にも可有之哉又



は御武運御長久之御祈願にも可有之哉と推察いたし候處其上にも帝皇始祖之御廟御脩被遊候はゞますく御至徳相顯れ御武運彌御長久に可有御座と存候間何とぞ京都へ被仰出御修復被爲在候様不堪至願候日光兩山杯の御儀と違ひ古制御斟酌之上御修被遊候はゞ格別の御入用も有之間敷哉と奉存候夫とも公邊にては御故障も御座候はゞ拙者より公邊へ相願候ては如何可有之哉鹿島守領中大社の御丸追々差上來り尙又御厄年等の節は右之外にも伊勢にて御祈禱爲仕差上候類も候へば爲冥加太祖の山陵御修復爲御濟にも相成候も日本史等編修いたし候廉へも差當り面目無此上事に候御承知之不經濟莫大の入費も有之事は所詮不相叶候へ共格別之

事にも無之候間何れとか相辨可申候神武天皇元年より天保五年迄は二千四百九十四年來る子年にて二千五百年に相成候處當年は西丸様御厄かたゞ故當年より取懸り子の年には御祭にても被遊此上皇統の無窮武運の長久御祈願も被爲在候はゞ實に目出度御事に可有之と存候間心願之趣有りのまゝ相認申進候御存分御差圖の上何れの道なりとも心願成就いたし候様御工風偏に致企望候御模様次第別に書取にいたし家齊御宅へ差出候とも可致候。二白公邊にて被遊候へば土貢無之候へ共御故障之儀も分辨候故強て不申又拙者より願候て其儀公邊より京へ御申越に相成候上にて被命候はゞ天下晴て出來候故難有事に候又拙者より願候ても公邊よ



り事を御起し被遊候様にては不宜と申事に候はゞ拙者儀幼年より神道の事を好み且つ本史なども拙家にて出来候事故右のかどを以て拙者より關白へ申遣京より拙者へ被仰付候様表向公邊へ被仰越候而も難有事に候又公邊にては一圓御存不被遊方と申事に候はゞ内々關白より叡慮うかゞひ候上御修復いたし候てもよろしく此所は何れにても出来さへいたし候はゞ上の御武運長久の御爲には可相成と存候故何れとも御差圖有之様致度くれゞ御たのみ申候也。

◎又別に書を裁し公然上請するをよしとする事ならんには足下にのみ贈書せんより二老に向くるを當れりと思へば此書は裁したり書式順序等よきに教へられよと云ひ贈られたり。

其書に曰 古先帝の山陵荒廢いたし居候段御承知之通に候へ共就中神武天皇は本朝の太祖と奉仰候處畝傍山の陵地悉及荒廢僅に土人の申傳に殘居候迄之由神慮の程も測難實に嘆敷事に候間御判談の上御修復にも相成候はゞ寶祚無窮の御祈願は不及申武運長久の御盛業有此上間敷と兼々竊に渴望罷在候扱鹿島竝領中大社の御札追々差上御厄年等之節伊勢にて御祈禱爲仕差上候事に候處當年西丸様御厄に被爲當候に付先例之通右札差上候事には候へ共山陵之儀兼々心付居候程にて其儘相控へ御札等のみ差上候も甚不本意之筋に候間何卒爲冥加畝傍山の陵御修復御用被仰付當年より取懸り申度内願に候愚忠御推察之上右之趣御用旋にも相成候は



大幸之至に候也九月十三日。

◎右に對する幕府側則ち大久保加賀守等の返答は如何にも冷澹にして烈公をして益々憤慨せしめたることは當時の書類にて明かなるが、烈公の願意は終に達する能はずして止みたるなり。

◎縣信緝(六石と號す、大橋訥庵の門下)が間瀬和三郎に建言したるもの、一節に『抑皇朝に在つて山陵荒廢の事を慨歎憂慮せし人は、慶元偃武の後は遠くは松下見林、貝原益軒、細井廣澤。近くは我郷の蒲生君平にして。最も近くして著しきは水戸の徳川烈公なり。其事は臣藤田東湖が回天詩史の中に明かなり。執政若し我が一言を採用あらば、宜しく此數子の事跡に就て反覆熟考あるべし。然して後處置し賜ふ時は山陵の修理必ず庶幾

すべし』云々とあり。是れ又烈公が如何に山陵の修理に力を竭せしものなるかを知るの一證と爲すに足るべし。

### 〔九〕 津久井清影の陵墓一隅抄

◎嘉永元戌申年津久井清影は一古謄本を見て

深く感ずる所あり。之を行囊に挿みて

山陵を巡拜し、順次新注を加へて一圖を作り、之れに一小冊を附記す、則ち陵墓一隅抄是れなり。其發意の動機及び經路は其書の自序並に跋に據つて最も能く知るを得べきを以て左に譯示すべし。



清影の陵墓一隅抄序

百十六

戊申の春余花を芳野に觀上市村を過り偶ま店頭に一古謄本  
を見行て而して之を檢するに乃ち  
帝陵を具載して頗る備はる、但著人の姓名を記せず購ひ歸つ  
て之を史籍に雜り、他日之を閱するに宿昔之を疑ふて未だ質  
明する能はざるもの渙然として氷釋す其喜びたる如何ぞや、  
嗟

山陵の頽敗するや久し、彼の大和河内の諸地其物有つて而し  
て其名或は正しからず、我京郊の若き其物既に亡び名も亦隨  
つて亡ぶ悲ひかな、是れに繇て前賢往々覃思極力各所見に就  
て一家の私議を樹つ、彼の松下見林の廟陵記、蒲生君平の山陵

志等頗る後世に益すと雖、務めて閱博を主とし、一從一違、同異  
混淆、葑菲采に勞するを免れず、顧ふに茲の瑣々たる冊子未だ  
作者の全力を窺ふに足らず、然れども精鑿的實、諸れを前書に  
較ぶるに大に徑庭あり、余益々珍重して以て之を老友水島永  
政に示す、永政亦之を奇とし反覆數四、余に謂つて曰く、今其辭  
意を熟玩するに淺者の能く辨ずる所に非ず、其れ或は若宮水  
枝の手に成りしならん、水枝は濃國郡上の一祝氏少より  
山陵及式社の荒涼を慨き著書數種あり、嘗て同列と合はず逃  
れて京師に居り終に和に赴き龍門土神の祠官に没す惜ひか  
な、天祿長せず、名も亦顯はれず、斯書必其遺筐の物に係らんか、  
余深く之を然りとし後屢々永政を誘ひ、

百十七



聖蹟を拜し毎に之を行囊に挿み、苟も所見あれば輒ち私註を加へ、題して陵墓一隅抄と曰ふ、別に圖を作り之れに副ふ頃者俱に謀つて更に校訂して以て之を世に傳ふ、覽者意を茲の一隅に留めば三隅以て反す可きに庶幾からん。  
時に嘉永甲寅春壬月平安後學津久井清影撰。

## 同上跋

安政己未の夏余終身幽蛰の咎を負ふ、時に年六十六、乃ち思を塵裏に絶ち、日々山陵筆記を検す、其中此書及聖蹟圖志を抽繹して以て後世に遺さんと謀る、心獨り謂く寫本を以て故舊に囑めども一旦水火に嬰らば悉く烏有に付せんと、更に竊かに銅鐫を謀る、人或は之を憫み貲を捐て、其志を助く、遂に又其

人に依つて之を竹生島の神庫に秘し以て身後の頒布を爲さんと欲して而して未だ其事を果さざるなり、文久壬の載宇都宮侯請ふて

諸陵修補の職に任ず、其後戸田和州侯に代り大小臣藩を率ひて京に入る適々余輩赦に遭ふて罪を免さる、尋て命ぜられて

檢  
陵參謀に充てられ朝廷賞して褒章を下す、抑亦望外の榮なり、乙丑之秋修陵功成り、宇都宮侯及和州以下重く褒賞せらる、或人勸めて云ふ、今や百有餘所の

諸陵崇麗前古に踰超せり、年を彌て、日を度らば、藉ひ里老土人たりとも遂に昔日荒廢之狀を知らざるに至らん、況んや吾子



積年探索之勞後世誰あつてか亦之を口に擧げん、何ぞ曩きの銅鐫を發行して以て喜眉を展べざる、偶ま薩人其封内神代三陵圖を贈れり、仍つて併せて斯書を増修して以て四方に弘む、其愚考と戸田氏進奏本と異説なるもの宜しく速かに之を改むべし、但抱痾累自筆硯を事とするに懶きを、姑らく其舊を存す覽者幸に之を怪むこと勿れ、世に稱すらく宇都宮侯の偉功顯績、鎌府以來未だ其比を見ざるなりと、實に溢美に非ざるなり、嗟余が輩賤陋菲質、亦何の幸あつて今日の盛典に遭遇せる、今古を追憶して感喜已む罔し、其由を簡札に誌し、永く失つて諼れず。

時に慶應二年丙寅之春津久井清影跋。

清影の聖蹟圖志上下二卷、及陵墓一隅抄は當時參考品として稱揚せられたるもの、如し。

◎同時代に於ける淺野長祚、伴信友、伴林光平等の山陵捜査に關する努力亦少からざるものありしを附記するの要あり。

◎左の一書は安政五年戊午三月閣老堀田正睦等の上京中淺野長祚より川路聖謨に與へたるものにて聖謨は當時堀田正睦に隨ひ上京中なりしと云ふ。

先日夏蔭著補遺後案返却の歌同人上京御取計之儀等御頼談得貴意候處猶御賢慮御示談之趣も御座候間得と致勘考候處夏蔭上京之儀は其砌御演説之通御入用にも拘り且つ専ら當



節蝦夷地御用等に打懸り罷在候ては迎も御むづかしき段不得止乍去

廟陵之儀此度整究不致候ては時機を失ひ可申既に此程是迄調濟之分は御取締方をも被仰出當節専ら取調罷在候處に本文の

廟陵は荒廢の儘に打過候は實に慨歎之至、不急にして尤も急務と存暫時頃歌も苟且因循に流候ては御崇敬にも拘り可申一體夏蔭後案に述候補遺の據書等文字誤脱訂正の箇所は尤の心付可相改廉も相見候へ共本領主要の土地考訂に至候ては顧疑を抱候意味を含候様書體にも相見但し輕卒臆料を以て武斷に出候ては素志を失ひ候段飽迄重厚慎密に可考索儀

勿論に候へ共中には近世人の未定稿本又は繪圖の類を以て論訂いたし候廉も相見尤も何れも難捨圖書には候へ共是迄右等の圖書に据て實地搜索精鑿いたし候處中には粗漏誤失相見へ候事共有之的證には難引用候に付斥指いたし候廉々も有之箇様に申候へば自負の嫌疑も御座候へ共此度の取調實地點檢之上古書正史等に確据し近代諸家の私考書類古繪圖類諸說等に至迄及見聞候丈は検査涉獵互勘參考仕候事にて右等の内にも既に山陵志杯は近代の精撰にて確論も御座候へ共當地の於  
陵所は間然の儀多く古圖によつて決定いたし候ゆゑ牴牾の廉も相見夫是熟考之上取捨いたし候事に有之就中京郊の



陵所は實地に入り不及研尋候而者校定不容易然るを拙儀は  
毎々其地推歩いたし御場所搜索之上勘考之趣猶當地にて其  
筋從來心懸候者にも再三衆議を爲究候事實に一朝一夕之事  
に無之隨分心志を碎候上に夫々取極候儀にて只今一々夏蔭  
の後案を辯駁いたし候て徒に舌頭紙上を費し候のみにて渠  
もかく迄焦慮苦心いたし候事を逆も實地を經閱いたし不申  
候ては伏従も仕まじく夫ゆゑに最初の如くに御答申候事に  
候へ共其事整不申候はゞ此撰元々中務大輔殿當地所司代中  
御所向御校合をも相願候處御熟覽御取調之上御答も無之由  
爲心得御同人より御達も有之候儀にも候へ共最早先般取調  
の趣を以て御取極御治定之段其筋へ御達相成候様御取計被

下度候夏蔭後案も其節爲心得一覽いたし置候様拙者迄御下  
げ御達相成候様仕度奉存候事

三月

和泉守

左衛門尉様

(淺野中務少輔長祚は丁巳十一月和泉守に改む、これは脇阪安  
宅閣老となり、中務大輔たりしに依つてなり)。

右の書簡に據つて淺野長祚、川路聖謨等も亦

山陵に就ては頗る考慮せしものたるを知る可し。

◎慶應二年

孝明天皇崩するや特に原仲寧市之進1829-1866に命じて山陵及び



葬祭の事を掌らしむ。太葬の禮朝廷素と慣例ありて因襲の久しき其弊半改む可らず。是に於て舊例古格の禮に合せざるものは盡く之を祛き、而して一に古典に復せり、識者稱して盛舉と爲せりと云ふ。仲寧は茗羹の出身たり、東湖の從弟にして早く既に天下の認むる所となりて、一ツ橋慶喜に重用せられ數年ならずして嶄然頭角を見はず。慶應三年誤解の結果刺客に死す。慶喜總督府を京師に開き、仲寧に命じて府中の事を攝せしむ。時に海内多故にして東には水戸の亂あり。西には長藩の事あり、而して近畿所在哺聚して隙を覘ひ、一動一靜天下皆慶喜の風采を仰ぐ。而して經理紊れず措置井然、民心頼つて以て安かりしは仲寧が啓沃の力多きに居ると爲せりと云ふ。

〔十〕 戸田家の

山陵補修經過

◎宇都宮藩は久しく、財政の困難ありしものにて、

嘉永、安政の頃屢々左の如き歎願書を幕府に提出せる程にて、其境遇を顧みず、奮然

山陵補修の一大事業に當りたるは頗る異とす可し。

綏之助様御儀今般永井肥前守様御代り當分異人宿寺御固被蒙

仰候に付早速御人數被差出嚴重に御固め被成候然る處昨申四月中宇都宮御城主の譯を以日光山御警衛被蒙仰且水戸浪人捕押方は又被蒙仰右に付而は日光山へ御陣屋新規御取建平常多數被差出四月九月御祭禮の節は別而御人數増其上是迄御所持の大砲は海岸防禦の器に而難用立仍之山溪辨利の大銃御鑄造



加之當春以來日光山御固め一際嚴重に被  
 仰出増番所數ヶ所御取建隨て御人數も相増被差出候且水戸浪人取押方に付て  
 も御領内道筋所々に番所取建右ヶ所々御人數被差出莫大の御入用相嵩み元來  
 御窮迫の御勝手向當節差支必至の差支にて上下困窮に陥り御家中御扶助御居  
 被成兼乍去日光山御警衛の儀は宇都宮城主御持場の儀に候得ば御勤續不被成  
 候而は御恥辱にも相成候の間是非御勤被成度右爲御入費無御據深川清住町御  
 屋敷松平出羽守様へ御相對替被成右御譲り金を以日光山御警衛水戸浪人捕押  
 方共御精々御勤續被成候次第實に上下の困窮言語に難述有様綏之助様も深御  
 心配被成候右の處へ今般異人宿寺御固め被  
 仰付候に付而は彌増莫大の御入用江戸御在所合而三廉の御役場に而は實に御  
 入用難相續且又御人數の處も右之廉に振分け候而は何分引足り不申日光山並  
 水戸浪人取押に御在所人數差出置候間今般御固めに付御在所より勤番申付候  
 儀に至り兼無據江戸御有合内御役人迄取集め差出候間交代可致人も無之一  
 統立切同様に爲相勤候段無理成勤方に付御家來共氣合を損し又病人等追々出

來人數減少候儀は必定在候得ば御固め手薄の次第に相成奉恐入候將又三廉の  
 御物入莫大の儀に候得共是迄數年の御困窮に而他借共一切出來不仕是迄御領  
 内よりも御用金手を盡し取上げ候儀此上の手段工夫も更に盡き果必至の御差  
 支上下殆當惑仕候且又麻布善福寺迄は綏之助様御屋舗より大凡三里程隔居萬  
 一異變有之節往復時刻を移し逆も間に合不申此儀第一御心配被成候其外遠方  
 の運送諸事御物入多御難澁被成元來御困窮の上之廉の御役場に而は何程御精  
 勵被成度思召候而は御人操御入用逆も難相續只々上下及疲弊候迄の次第御家  
 來一統寢食を不安心配當惑仕候右之次第乍恐  
 御憐察被下置宿寺御固めの儀は御免被成下候様仕度尤御人少の御時節に付御  
 手輕の御役場は如何様にも御勤可被成候間何卒御操替の儀出格の  
 御憐愍を以御沙汰被成下候様仕度一番難濕悲歎の次第難忍奉存候間此段必至  
 と歎願仕候以上

戸田綏之助御家來

間瀬和三郎



## ◎戸田家の

山陵補修の経路は大要左の如くにして、則ち萬延元年井伊、安藤等の變ありてより、天下尊攘の論日に愈々盛となりしかば、戸田の家臣縣信、緝廣、田執中等は歴世の山陵補修獻言を草し、藩宰間瀬和三郎に説て曰く、『薩長諸藩上京し俄かに進んで

皇運を挽回せんと謀る。我藩力微なれば雄藩と馳逐する能はず。唯一事以て尊王の誠を表はす可きあり。歴朝

山陵の荆棘に蕪没するは志士の嘆く所なれば、若し上書して修繕を加ふることを請はゞ大義の在る所許さゝるを得ず。此の如くなれば他日朝家大運を復せば以て責罰を免るべきなり』云

々(一半は尊王、一半は政略に出づ)和三郎之を然りとし、會ま三位左兵衛督重徳使命を奉して東下せしかば薩藩留守居役堀小太郎に依つて誠を陳べしに、重徳大に悦ぶ。由つて文久二年閏八月上書して

山陵を修むるを請ふ。曰く、『恭しく惟みるに歴聖の山陵廢壞して修めず、臣子たるもの傍觀するに忍びず、今や將軍皇妹を尙ひ朝幕一家宜しく首めて修補を加へ、上

皇上追遠の志を爲し、下幕府尊王の誠を達すべし、請ふ入朝の期に先ちて奏請功を就さん、今や關西諸藩争ふて尊王大義を論ず、萬一議此事に及ぶあらば則ち特り幕府の職を失ふのみならず、譜第臣の如きも亦其責を免れざるなり、功役諸費の如きは臣藩